

平成 21 年

## 第 5 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 21 年 9 月 2 日

閉会：平成 21 年 9 月 25 日

柳川市議会

第 5 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
9 月 2 日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
9 月 3 日	木	考 案 日	
9 月 4 日	金	本 会 議	議案質疑
9 月 5 日	土	休 会	
9 月 6 日	日	休 会	
9 月 7 日	月	考 案 日	
9 月 8 日	火	本 会 議	一 般 質 問
9 月 9 日	水	本 会 議	一 般 質 問
9 月 10 日	木	本 会 議	一 般 質 問
9 月 11 日	金	委 員 会	
9 月 12 日	土	休 会	
9 月 13 日	日	休 会	
9 月 14 日	月	委 員 会	
9 月 15 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 16 日	水	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 17 日	木	事 務 整 理 日	
9 月 18 日	金	事 務 整 理 日	
9 月 19 日	土	休 会	
9 月 20 日	日	休 会	
9 月 21 日	月	休 会	
9 月 22 日	火	休 会	
9 月 23 日	水	休 会	
9 月 24 日	木	事 務 整 理 日	
9 月 25 日	金	本 会 議	採決・閉会

第5回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 46 号	平成20年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	21.09.25	認 定
議 案 第 47 号	平成20年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	21.09.25	認 定
議 案 第 48 号	平成20年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	21.09.25	認 定
議 案 第 49 号	平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	21.09.25	認 定
議 案 第 50 号	平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	21.09.25	認 定
議 案 第 51 号	平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	21.09.25	認 定
議 案 第 52 号	平成20年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	21.09.25	認 定
議 案 第 53 号	平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定について	21.09.25	認 定
議 案 第 54 号	平成21年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について	21.09.25	原案可決
議 案 第 55 号	平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	21.09.25	原案可決
議 案 第 56 号	平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	21.09.25	原案可決
議 案 第 57 号	平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	21.09.25	原案可決
議 案 第 58 号	柳川市観光案内所条例の制定について	21.09.25	原案可決

議案 第59号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	21.09.04	原案可決
議案 第60号	柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	21.09.04	原案可決
議案 第61号	柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について	21.09.04	原案可決
議案 第62号	柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	21.09.25	原案可決
議案 第63号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	21.09.04	原案可決
議案 第64号	福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について	21.09.04	原案可決
議案 第65号	福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	21.09.04	原案可決
議案 第66号	福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について	21.09.04	原案可決
議案 第67号	地方財政の安定的運営に関する意見書について	21.09.25	原案可決
議案 第68号	天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議について	21.09.25	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第21号	鉾泉の地下水脈調査についての請願書	21.09.25	不採択

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 6 号	専決処分の報告について（専決第4号 損害賠償額の決定）	21.09.02	報 告
報 告 第 7 号	平成20年度決算に基づく柳川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	21.09.02	報 告

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成21年9月2日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

## 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	山	田	政	徳
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	藤	木		明
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	石	橋	正	次
企	画	高	田	淳	治
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5 . 議事日程

諸般の報告について

( 1 ) 例月出納検査の結果について ( 平成21年4月、5月、6月分 )

( 2 ) 市長の行政報告について

日程 ( 1 ) 議会運営委員長報告について

日程 ( 2 ) 会議録署名議員の指名について

日程 ( 3 ) 議案第46号 平成20年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

議案第48号 平成20年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

議案第49号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認  
定について

議案第50号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認  
定について

議案第51号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算  
の認定について

議案第52号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

議案第53号 平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定について

日程 ( 4 ) 議案第54号 平成21年度柳川市一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) について

議案第55号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )  
について

議案第56号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 1  
号 ) について

議案第57号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) に  
ついて

日程 ( 5 ) 議案第58号 柳川市観光案内所条例の制定について

議案第59号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

議案第61号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程 ( 6 ) 議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数  
の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更につい  
て

議案第64号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少

及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について

議案第65号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第66号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について

日程（ 7 ） 報告について

- 1 報告第6号 専決処分の報告について（専決第4号 損害賠償額の決定）
- 2 報告第7号 平成20年度決算に基づく柳川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

午前10時1分 開会

議長（龍 益男君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから平成21年第5回柳川市議会定例会を開会いたします。

まず冒頭に、本定例会の開会に当たり、議会を代表して大橋恭三議員の政治倫理条例違反に対する議会の総意を表明します。

今般、8月10日付で柳川市政治倫理審査会より大橋恭三議員が条例第16条に明らかに違反したとする調査報告が提出されました。これによって、本年3月定例会において我々柳川市議会が大橋恭三議員に対して行った議員辞職勧告決議が客観的にも正当であることが立証されました。しかるに、大橋恭三議員にはいまだ辞職の意向は見られません。よって、ここにこの問題に対する議会の毅然たる姿勢を示すとともに、同議員の自覚を促すため改めて大橋恭三議員の辞職を求めるものであります。

以上、表明いたします。

大橋恭三議員の意思確認のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時33分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長（森田房儀君）

ただいまの議長声明に基づく意思確認の後、議会運営委員会に対して委員会の開催を議長より要求をいただきましたので、ここで議会運営委員会において、いわゆる声明後の判断と、

それから今後の運営方針について審議をいただきましたので、その結果を御報告申し上げたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

議長（龍 益男君）

はい。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

議会運営委員長による議長声明後の今後の議会運営説明書として御報告を申し上げます。

本議会（平成21年9月議会）冒頭、龍議長より大橋恭三議員に対し、平成21年3月議会において辞職勧告決議案が27対1の絶対多数で可決された結果をもとに大橋恭三議員への辞職要求声明が発せられましたが、大橋恭三議員はこれを拒否されました。

直ちに、議会運営委員会を開催し、対応を協議いたしました、その結果と今後の対応について御報告申し上げます。

本事案は、市長など及び議員に対する政治倫理条例違反事件に対し、同条例第16条に基づく政治倫理審査会の審査結果及び過ぐる3月議会での絶対多数27対1の議決に対し、大橋恭三議員が異議を唱え責任をとろうとしないことに原因があります。

みずからが政治倫理条例策定のための特別委員会のメンバーでありながら、これを遵守しないで議員としての義務と責任を破棄し、居座ろうとする姿勢は厚顔無恥、傍若無人の振る舞いであると言わざるを得ません。

平成21年3月議会より今日まで、このことが原因で議会の混乱が続き、議員全員協議会、教育民生委員会が開催不能な状況が続いてきました。

議会の混乱は、ひいては市政執行にも支障を来し、議会としては、これ以上の政治空白は市民生活に重大な影響を及ぼすものと判断いたしました。

本事案に対する法的根拠を考察しても、厳密に処分できる法的根拠、拘束力を見出すことができない環境にあります。

さきの3月議会での辞職勧告決議案の可決結果、賛成27、反対1とする絶対多数での全議員の意思は今任期中変わることはありません。

議会運営委員会としては、市政執行のこれ以上の停滞は市民福祉の観点から許されるべきものではないと判断いたしました。

大橋恭三議員におかれましては、事の重大さ、議決の重さを自覚され慎重自粛を強く強く求めます。

蛇足ではありますが、執行部に申し上げます。本事案が惹起した期間は、石田前市長の任期中ではありますが、執行継続の原則に照らして再発防止に全力を傾注していただきたい。

政治倫理条例は議員提案でありましたが、本条例の施行規則は執行において作成、整備された経緯から見ても、請負契約時に注意喚起、行政指導を行うべきであり、今後に活かされていくことを勧告いたします。

柳川市議会としても、今般の政治倫理審査会の指摘を謙虚に受けとめ、再発防止に努めることを宣言いたします。

以上であります。

議長（龍 益男君）

それでは、会議に入ります。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので御報告いたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成21年第5回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、6月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、県内自治体では福岡市・北九州市の政令都市を除いては初めての試みとなる電子入札を6月にスタートいたしました。

インターネットによる電子入札の導入により透明性と公平性の確保や利便性の向上が図られますとともに、業者間の競争を促すことができるということで、今回は設計金額12,000千円以上の土木一式工事3件を対象に行いましたが、今後段階的に拡大していきたいと考えています。

次に、市と観光協会や商工会議所、商工会、商店会などで組織した「柳川駅周辺まちづくりワークショップ」が、西鉄柳川駅周辺の将来像についてまとめた提言書を、7月16日にワークショップを代表して座長の出口九州大学教授からいただきました。

提言書には、3つの方針が示されております。

1つ目は、駅東口を新設して生活者の利用拠点とし、駅西口を観光の拠点とする役割分担と駅東西の連携。

2つ目は、掘割沿いに散策路や路地などを整備し、駅から商店街への歩行者ネットワークの形成。

3つ目は、駅西側に掘割を整備し、掘割沿いに店舗等を配置し、水とにぎわいのある駅前空間の形成であります。

今後は、この提言を参考にさせていただきまして、財政状況を見ながら実現性のあるものから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、懸案となっていますピアス社工場跡地の問題について、御報告いたします。

ピアス社工場跡地のアスベストの除去、解体等につきまして、7月28日に大阪市のピアス本社を訪問いたしました。

ピアス社では、社長補佐ほかと面会し、今後とも協議を行い、年内解決を目指したいという私どもの考えを伝えてまいりました。

今後は、議会の皆様とも協議を行いながら交渉を進めていきたいと考えています。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

私が会長に就任いたしました、有明海漁業振興対策協議会、福岡県海岸協会、柳川土木協会、福岡県農地海岸協議会を初め、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、矢部川改修期成同盟会など、13の協議会や期成会等の総会に出席し、通常の総会行事のほか、それぞれ関係する国・県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに、事業運営についての意見交換を行いました。

続きまして、国・県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会及び福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会では、7月15日に、九州農政局に対し、平成22年度の予算確保及び関連施策の充実に係る政策提案と意見交換会を行いました。

また、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会では、7月22日に、福岡県と県議会、九州地方整備局に対し、翌日の23日には国土交通省と地元選出の国会議員に対し、事業促進のための要望と意見交換を行いました。

さらに、西鉄天神大牟田線久留米大牟田間複線化促進期成会では、7月29日に福岡県と県議会、西鉄本社に対し、単線区間約16.1キロメートルの複線化早期実現の要望を行いました。

最後に、水害関係につきまして御報告いたします。

活発な梅雨前線の影響により、本市では7月24日から26日までの3日間で観測史上最高の441.5ミリの総雨量を記録いたしました。

7月25日午前6時30分には災害対策本部を設置し警戒に当たりましたが、道路冠水70カ所、住宅被害では床上浸水5棟、床下浸水267棟の被害とともに、県内最大の生産を誇る大豆が集中豪雨により長時間冠水し、大きな打撃を受けました。

このたびの豪雨に対し、被害に遭われた市民の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、御尽力いただきました消防団、行政区長、水路管理委員の皆様を初め関係各位に、この場をおかりいたしまして、深くお礼と感謝を申し上げます。

これから本格的な台風シーズンを迎えますが、どうか市民の安全と防災のため皆様のさらなる御協力を賜りますようお願いする次第でございます。

以上、簡単ではございますが、これで行政報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成21年第5回柳川市議会定例会の会期日程等について、8月31日に議会運営委員会を開催し協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日9月2日から9月25日までの24日間といたしております。その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、3日は考案日、4日は議案質疑、5日、6日は休日で休会、7日は考案日、8、9、10を一般質問、11日を委員会、12、13は休日で休会、14日を委員会、15、16日、17日を決算審査特別委員会、18日は事務整理日、19から23日までは休日で休会、24日は事務整理日、25日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第46号から議案第53号までの8議案の一括上程であります。

日程4が、議案第54号から議案第57号までの4議案の一括上程であります。

日程5が、議案第58号から議案第62号までの5議案の一括上程であります。

日程6が、議案第63号から議案第66号までの4議案の一括上程であります。

日程7が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が、議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第46号から議案第53号までの8議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第46号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第47号から議案第50号までの4議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第51号は総務委員会に審査を付託、議案第52号及び議案第53号の2議案は、建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第54号から議案第57号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第54号は総務委員会に審査を付託、議案第55号及び議案第56号の2議案は、教育民生委員会に審査を付託、議案第57号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第58号から議案第62号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第58号

は産業経済委員会に審査を付託、議案第59号から議案第61号までの3議案は即決、議案第62号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第63号から議案第66号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、4議案とも即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ終わります。

議長（龍 益男君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（龍 益男君）

日程2 ．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、2番古賀澄雄議員、28番山田奉文議員を指名いたします。

日程第3 議案第46号～議案第53号

議長（龍 益男君）

日程3 ．議案第46号から議案第53号までの8議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3 ．議案第46号から議案第53号までの平成20年度決算8議案につきまして、御説明申し上げます。

平成20年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第46号 平成20年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

平成20年度後半から、アメリカを震源地とした金融危機を発端に世界経済が急激に悪化し、

輸出や生産の大幅な減少、設備投資の減少、株価の暴落や個人消費の停滞が顕著になるなど、日本経済は厳しいものとなり、本市の歳入にも影響を受けたところでございます。

また、国においては、急速に悪化する雇用・経済情勢に対処するため、2回にわたる補正予算を編成するとともに、国の三位一体改革などにより疲弊した地方財政の支援措置として、平成20年度から地方交付税に新たに地方再生対策費を創設しました。

このような社会経済情勢により、将来に向かって市民の皆様にはしっかりした行政サービスが行われるよう効率的・効果的な行政運営を目指すため、経常経費削減、定員管理の適正化など全庁を挙げて行政改革に積極的に取り組んでまいりました。

さらに、限られた財源をできるだけ有効に活用し、さまざまな課題解決に向け取り組みながら、第1次柳川市総合計画に掲げた基本方針に沿った施策を推進してまいったところでございます。

まず、歳入について決算内容を申し上げますと、市税については、ほぼ平成19年度並みとなりましたが、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、及び自動車取得税交付金は厳しい経済情勢の影響を受けて、平成19年度に比べまして軒並み減少しております。

地方交付税については、平成19年度に比べまして、およそ248,000千円、率にしまして2.9%の増加となっておりますが、これは冒頭に説明しましたとおり、平成20年度から地方財政支援の一つとして、新たに地方再生対策費が創設されたことによるものでございます。

繰入金については、柳河小学校耐震整備事業、漁業団地整備事業及び柳川駅東部土地区画整理事業などにそれぞれの地域振興基金の活用を行いました。

市債については、平成19年度に比べまして、およそ990,000千円、率にして34.7%の減少となっておりますが、これは藤吉小学校施設整備事業及び桜ノ木団地建設事業などが終了したことによるものでございます。

続きまして、歳出について決算内容を申し上げますと、まず、福祉関係では、妊婦健康診査の5回までの無料化、第3子優遇事業の拡充として、認可外の保育所や在宅で子育てを行っている3人目以降の子育てへの支援、また施設面では、ひまわり保育園の施設整備への補助や矢ヶ部小学校区に学童保育所を開設いたしました。高齢者医療制度については、平成20年4月、老人保健制度から75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度へ移行しました。このほか、障害者自立支援法に伴う障害者福祉の各種施策の充実や高齢者福祉、子育て支援、及び健康づくりの各種事業の充実に取り組んでまいりました。

次に、産業の振興については、まず、農業関係では、シンボルマーク「センドくん」を活用し、消費拡大を図るため、JA柳川とともに国県の協力を仰ぎながら柳川農業の発展に努めてまいりました。このほか、各種農業施設・機械整備への補助、及びい業・園芸などの支援、また、水環境の推進として、「矢部川流域・水と緑のシンポジウム」の開催や市内のポ

ランティアによる矢部川源流域の下草刈りや植栽事業などの農業用水水源地域保全対策事業、及びクリークの保全事業などにも取り組んでまいりました。水産業関係では、福岡県産ノリブランド「福岡のり」の消費拡大を図るため、西鉄柳川駅前など3カ所にPR看板設置を行いました。このほか航路のしゅんせつ、漁業団地の整備などに取り組んでまいりました。

観光関係では、今後10年間の観光のあり方を示した市観光振興計画の策定や、観光客に滞在時間を延ばしてもらうため、城下町の風情のあるルートとして、旧街道や昔ながらの路地を記した「旧街道・旧小路まち歩きマップ」を作成いたしました。

商工関係では、中小企業者向けの融資制度や中小企業融資信用保証料補助を引き続き実施し、安定した経営が図られるよう努めました。また、平成20年度から技能功労者表彰制度を新たに設け、市の産業振興に御貢献いただいた4名の方を表彰いたしました。

次に、都市基盤の整備については、平成18年度から取り組んでいました都市計画マスタープランの策定を行いました。また柳川駅東部土地区画整理事業、中山地区まちづくり事業、及び中島地区の密集住宅市街地整備事業を推進してまいりました。さらに、道路交通網の整備関係では、国道443号バイパス、国道385号バイパス、及び高橋中牟田線などの道路整備促進や市民生活に直結する市道についても、安全対策、路面の補修など可能な限りの整備に努めました。

次に、教育環境関係では、理数教育の学力低迷を受け、小学4年生を対象に外部から専門家を招聘し、観察実験を通して、子供たちの学ぶ意欲の向上を図りました。施設面として、藤吉小学校校舎改築事業に続いて、平成20年度は柳河小学校耐震補強工事を実施しました。生涯学習関係では、柳川にゆかりのある文学者などの郷土の偉人20名の功績などを紹介した柳川人物伝の冊子を作成しました。また、青少年・成人教育の推進、芸術文化の振興と文化財の保護活用、公民館活動、及び各種スポーツの振興など積極的に取り組んでまいりました。

このように平成20年度の取り組みの特徴的なところを述べましたが、具体的内容につきましては、お手元に配付しております「決算書」及び「決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書」に記載しておりますので、御高覧いただきますようお願いいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額26,459,247,458円、歳出総額26,032,400,975円で、歳入歳出差し引き額は426,846,483円となっております。これから、繰越明許費により平成21年度へ繰り越しました財源71,113,425円を差し引きますと、実質収支は355,733,058円の黒字決算となっております。

次に、平成20年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計、及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告申し上げます。

財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、普通交付税の増加等により平成19年度と比べまして0.1ポイント改善し、93.1%となりました。

地方公共団体の財政力を示す財政力指数は0.50で、平成19年度と比べまして0.01ポイント改善されております。

市債残高については、32,937,612千円となり、平成19年度と比べまして、952,573千円減少しております。その要因としましては、さきの歳入で説明しました藤吉小学校施設整備事業の終了などに伴う市債借入額の減少や公的資金の繰り上げ償還等によるものであります。

積立金残高については、10,367,778千円となり、平成19年度と比べまして、326,841千円増加しております。その要因としましては、今後の厳しい財政状況に対処するための財政調整基金への積立金の増、及び国の第2次補正予算に計上された地域生活対策臨時交付金の一部をまちづくり振興基金へ積み立てたことなどによるものであります。

このように、平成20年度決算の財政指標は若干改善されましたが、昨今の厳しい経済情勢により、今後とも市税等の減収が見込まれることから、さらなる行財政改革の推進や自主財源の確保を図りながら、行財政基盤を強化していく必要があると考えているところであります。

次に、議案第47号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額9,578,255,803円に対し、歳出総額9,560,604,792円で、歳入歳出差引額17,651,011円の黒字となりました。

しかしながら、前年度からの繰越金153,063,694円を差し引きますと、単年度収支では135,412,683円の歳入不足となります。

次に、議案第48号 平成20年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額968,211,304円に対し、歳出総額995,492,411円で、歳入歳出差引額は27,281,107円の歳入不足となっております。

この歳入不足額につきましては、平成21年度予算から繰り上げ充用しております。

次に、議案第49号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額759,653,051円に対し、歳出総額748,674,261円で歳入歳出差引額は10,978,790円の黒字となりました。

次に、議案第50号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

この特別会計の事業であります住宅新築資金等貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策事業特別措置法により制度化されたものであります。平成8年度をもってこの貸付制度は終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところであります。

平成20年度決算は、歳入総額9,773,539円に対して歳出総額8,394,600円となっております。

次に、議案第51号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

平成20年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第52号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,760,062,539円に対し、歳出総額は1,735,958,306円で、歳入歳出差引額は24,104,233円となり、翌年度への繰越明許費繰越財源2,530千円を除いた実質収支では、21,574,233円の黒字となりました。

次に、議案第53号 平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

平成20年度柳川市水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支については、消費税込みの事業収益総額1,356,637,022円に対し、事業費用総額1,237,244,943円で、差し引き119,392,079円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は106,441,655円となっております。

同収支の予算額と決算額とを比較しますと、事業収益総額では9,010,978円の収入減となりましたが、事業費用総額で110,078,057円の不用額を生じました。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額352,787,515円に対し、支出総額788,547,941円で、収入額が支出額に対し435,760,426円の不足となりましたが、この不足額については、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と建設改良積立金で補てんいたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた424,463,491円を平成21年度へ繰り越しました。

以上、説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

#### 日程第4 議案第54号～議案第57号

議長（龍 益男君）

日程4．議案第54号から議案第57号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 4 議案第54号から第57号までの補正予算 4 議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第54号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成21年度、国の第1次補正予算の各種対応事業費、宇土保育園及び沖端保育園の施設整備に対する補助金、平成21年6月から7月にかけての梅雨前線豪雨による災害復旧費、及び地方財政法第7条による財政調整基金積立金の追加が主なものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額27,131,565千円に1,916,658千円を追加し、歳入歳出それぞれ29,048,223千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から御説明いたします。

まず、2款・総務費は、191,209千円を増額補正しております。

ここでは、昨今の厳しい経済情勢を受けた市民法人税の予定納税額の差額還付の増加に伴う市税過年度還付金、財政調整基金への積立金、柳川庁舎の警備業務委託料などを追加しております。

3款・民生費は、257,793千円を増額補正しております。

ここでは、国の第1次補正予算対応事業として、住宅手当緊急特別措置事業費、子育て応援特別手当（平成21年度版）事業費、スプリンクラー整備事業負担金、及び高等職業訓練促進給付事業費のほか、宇土保育園及び沖端保育園の施設整備事業費補助金などを追加しております。

なお、子育て応援特別手当（平成21年度版）の支給対象者につきましては、平成21年8月1日現在の住民基本台帳の記録及び外国人登録原票の登録人数を基本に1,820人を見込んでおります。

4款・衛生費は、女性特有のがん検診事業費10,804千円を増額補正しております。

この事業は、国における死亡原因の1位はがんによるもので、特に女性特有のがんについては検診受診率が低いことから、国の第1次補正予算対応事業として実施するものであります。

内容的には、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸部がん及び乳がんに関する検診手帳と検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診の促進、がんの早期発見、及び正しい健康意識の普及啓発を図るものであります。

5款・労働費は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用した商店街等実態調査委託料7,410千円を増額補正しております。

6款・農林水産業費は、125,524千円を増額補正しております。

ここでは、柳川漁協船揚げ施設整備事業補助金、両開漁協ノリ検査ライン整備事業補助金、国の第1次補正予算対応事業として沖端漁港広域漁港整備事業負担金、及び漁業団地整備費などを追加しております。

7款．商工費は、30,085千円を増額補正しております。

ここでは、温泉法の一部改正に伴い、ガスセパレーター等の可燃性ガス対策のためのメタンガス対策工事費、中小企業者等経営安定資金融資制度の利用者の早期完済に伴う信用保証料補助金、及び中小企業者等経営安定資金融資制度による損失補償費を追加しております。

8款．土木費は、120,060千円を増額補正しております。

ここでは、国の第1次補正予算対応事業として、道路維持補修費、高田町永松開線道路整備工事費、及び密集住宅市街地整備事業費などを追加しております。

10款．教育費は、975,771千円を増額補正しております。

ここでは、国の第1次補正予算対応事業として、学習指導要領の改訂に伴い小・中学校に整備する備品購入費、及び小学校10校、中学校3校の学校施設耐震補強事業費や、東六十丁西公民館改築のための補助金を追加しております。

11款．災害復旧費は、198,002千円を増額補正しております。

ここでは、平成21年6月29日から7月2日、及び7月23日から27日にかけての梅雨前線豪雨により、被害を受けました各施設の災害復旧のため、農業用施設災害復旧費及び道路施設災害復旧費を追加しております。

次に、歳入について御説明をいたします。

まず、9款 地方交付税は、普通交付税につきまして103,839千円を増額補正しております。

13款．国庫支出金は、1,058,211千円を増額補正しております。

ここでは住宅手当緊急特別措置事業費、子育て応援特別手当（平成21年度版）事業費、女性特有のがん検診事業費、中島漁港広域漁港整備事業特定補助金、住宅市街地総合整備事業費、安心安全の学校づくり交付金、及び地域活性化・公共投資臨時交付金などを追加しております。

なお、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、景気浮揚を目的として、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせて公共事業等を円滑に実施するために、国庫補助事業等に係る地方負担額の軽減を図るため交付されるものであり、その活用は建設事業に限られております。

交付額につきましては、原則、国の平成21年度第1次補正予算に計上された建設事業に係る国庫補助事業を活用する場合、その地方負担額に、財政力等に応じた係数を乗じて算定されます。今回は、法令で国の補助負担割合が規定されている法律補助事業に係る交付金を除いた交付金見込額314,100千円を計上しております。

14款．県支出金は、250,820千円を増額補正しております。

ここでは、保育所緊急整備事業補助金、母子家庭等自立支援給付金事業費、農業用施設災害復旧費、及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を追加しております。

16款．寄附金は、1,100千円を増額補正しております。

ここでは、民生費寄附金、教育費寄附金、及びふるさと寄附金を追加しております。

17款．繰入金は、127,000千円を増額補正しております。

ここでは、小中学校耐震補強事業に伴う柳川地域振興基金繰入金、大和地域振興基金繰入金、及び三橋地域振興基金繰入金を追加しております。

18款．繰越金は、前年度の決算余剰金の確定に合わせて201,888千円を増額補正しております。

19款．諸収入は、イントラディスプレイ広告掲載料100千円を増額補正しております。

20款．市債は、173,700千円を増額補正しております。

ここでは、小中学校耐震補強事業を追加する一方、城内小学校施設整備事業を減額しております。

このほか、第2表 債務負担行為補正では、市民温水プール指定管理料を追加しております。

現在の指定管理者の指定期間が、平成21年度末をもって終了しますので、業務に空白期間がないよう今年度中に指定管理者を選定するためのものであります。

第3表 地方債補正では、小中学校耐震補強事業など3件を追加し、また中島漁港広域水産物供給基盤整備事業などの3件は、借入限度額の変更をするものであります。

次に、議案第55号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成20年度柳川市国民健康保険特別会計決算に伴う剰余金、及び平成21年度国民健康保険税本算定に伴う予算の調整、療養給付費負担金等の国庫支出金の調整並びに出産育児一時金の引き上げ等に伴う国庫補助金の補正、また財政調整基金を財源として、過年度分療養給付費負担金の返還金を補正するものであります。

このため、歳入歳出それぞれ57,415千円を追加し、補正後の予算総額を9,851,415千円とするものであります。

次に、議案第56号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計の繰越金による予算の調整を行うとともに、保険料還付金を補正するものであります。

このため、歳入歳出それぞれ10,079千円を追加し、補正後の予算総額を930,079千円とするものであります。

次に、議案第57号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、

御説明申し上げます。

今回の補正は、法改正に伴い、地方債の補正を行うものであります。

平成21年3月31日に公布されました「地方交付税法等の一部を改正する法律」が、平成21年6月1日に施行され、「地方公営企業等金融機構」が「地方公共団体金融機構」に改組されたことに伴い、起債の借入先である「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改めるものであります。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

日程第5 議案第58号～議案第62号

議長（龍 益男君）

日程5．議案第58号から議案第62号までの5議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

ここで暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時42分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程5．議案第58号から第62号までの条例案5議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第58号 柳川市観光案内所条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、今まで暫定施行をしておりました柳川市観光情報センター設置条例を、本格条例として提案し、あわせて条文の整備をするものであります。

少子高齢化や人口減少の時代に突入した現在、すそ野が広く経済波及効果の高い観光産業は、経済の活性化や地域振興の牽引役として期待される産業であります。

そこで条例を整備し、観光案内所として観光情報センターや西鉄柳川駅観光案内所での本市観光の情報提供、観光情報センターでのイベントの開催や企画、観光旅行者等との交流を図りながら、観光産業の振興をさらに図っていきたいと考えております。

また、将来の効率的な運営、積極的な施設活用を視野に入れ、指定管理者制度の導入もできるよう、あわせて条文を整備するものであります。

次に、議案第59号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げ

ます。

本案は、平成20年度税制改正により、所得税の寄附金控除の対象法人及び団体の中から地方公共団体が条例で定めるものを、個人住民税の寄附金控除の対象に追加することができる旨の改正が行われたため、本市でも条例に対象法人及び団体を規定しようとするものであります。

これらの改正は、地域における住民の福祉の増進に寄与する法人・団体の公益活動を支援し、福祉の向上を図ることを目的に導入されたものであります。

条例において対象とする法人及び団体については、個人住民税の場合、市民税と県民税とが一括して課税されたため、福岡県がことし6月に定めたものと同一の法人及び団体といたし、適用は平成21年1月1日以後に支出する寄附金といたしております。

次に、議案第60号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成21年5月22日に公布されました「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」により、条例の一部を改正しようとするものであります。

今回の改正は、緊急の少子化対策として、出産に係る経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等に規定する出産育児一時金等の支給額が、平成21年10月1日から平成22年度末までの暫定措置として、従来金額から40千円引き上げられたことにあわせ、改正するものであります。

次に、議案第61号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成20年度に市が行いました歴史を生かしたまちづくり事業により、新たに公園を整備しましたので、条例の一部を改正しようとするものであります。

同事業により、市内弥二郎町に新たに設置しました「からたち文人の足湯公園」は、掘割に面し、3,210平方メートルの広さを持ち、掘割を楽しめる場所として開放感のある公園となっております。また、隣接する足湯の駐車場を含めると、普通車33台、大型7台の駐車スペースがあり、さらに、御花や沖端地区へつながる遊歩道にも隣接しておりますので、観光やまち歩きの起点として、市内外の人が利用できる公園となるものであります。

次に、議案第62号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、漁業団地において、これまでの排水施設にかわり、今年度整備いたします排水処理施設の使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

排水施設の暫定的利用については、平成20年9月議会で可決され、施行いたしました柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例において、適用期間を定め、改正内容の有効期限を平成21年9月30日としておりました。

排水処理施設の整備により、排水施設の暫定的利用については役割を終えることとなりますが、新たに排水処理施設の供用開始に当たりまして、排水処理に要する費用の実費相当額をその使用料として定めようとするものであります。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

日程第 6 議案第63号～議案第66号

議長（龍 益男君）

日程 6 . 議案第63号から議案第66号までの 4 議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 6 . 議案第63号から議案第66号までの 4 議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年 1 月 1 日から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されること、並びにこの合併により糸島地区消防厚生施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定及び市町村合併の特例等に関する法律第13条第 2 項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、福岡県市町村職員退職手当組合に加入しています当該 3 市町及び糸島地区消防厚生施設組合が、平成21年12月31日限りで福岡県市町村職員退職手当組合を脱退し、平成22年 1 月 1 日に糸島市が新たに加入すること、またその脱退と加入に伴い、組合議員の選挙区の異動など同組合同約の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年 1 月 1 日から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されることに伴い、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村の数を減少し、福岡県介護保険広域連合同約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、福岡県介護保険広域連合に加入しています糸島郡二丈町及び同郡志摩

町が、平成21年12月31日限りで福岡県介護保険広域連合を脱退すること、また、その脱退に伴い、広域連合議員定数の改定や該当支部の廃止など同広域連合規約の一部を改正するものであります。

次に、議案第65号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年1月1日から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、市町村合併の特例等に関する法律第13条第2項において準用する地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、福岡県内のすべての市町村で構成しています福岡県後期高齢者医療広域連合から、平成21年12月31日限りで当該3市町が脱退し、平成22年1月1日に糸島市が新たに加入すること、また、その脱退及び加入に伴い、同広域連合規約の一部を改正するものであります。

次に、議案第66号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県南広域水道企業団規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、福岡県南広域水道企業団に加入しています八女郡立花町が、平成22年1月31日限りで福岡県南広域水道企業団を脱退すること、また、その脱退に伴い、企業団議員定数の改定など同企業団規約の一部を改正するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

#### 日程第7 報告について

議長（龍 益男君）

日程7．報告について。

報告第6号 専決処分の報告について（専決第4号 損害賠償額の決定）及び報告第7号 平成20年度決算に基づく柳川市健全化判断比率及び資金不足比率について、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程7．報告第6号及び第7号について、御説明申し上げます。

まず、報告第6号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、学校施設における物損事故に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成21年7月24日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要を申し上げますと、平成21年6月22日午後4時30分ごろ、柳川市立ニッ河小学校第5学年2組の日直児童が、南側校舎2階廊下側の開いた窓を閉めようとしたとき、窓枠がレールから外れ、窓枠ごと落下しました。その際、児童を迎えに来ていた保護者の自動車が駐車されていたため、窓枠が自動車に当たり、自動車の天井から左側にかけて損傷したものであります。

そこで市は、損害賠償額としてその修理代及び代車使用料407,335円を決定いたしましたものであります。

次に、報告第7号 平成20年度決算に基づく柳川市健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明申し上げます。

本件は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した各比率について、本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、法律第3条の規定による健全化判断比率につきましては、平成20年度の決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものでありまして、すべての比率において、国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、同法第22条の規定による資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業特別会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものでありますが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

以上、御報告申し上げます。

議長（龍 益男君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時1分 散会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成21年9月4日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

## 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	山	田	政	徳
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	藤	木		明
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	石	橋	正	次
企	画	高	田	淳	治
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二
農	政	成	清	博	郎
水	路	安	藤	和	茂
水	道	山	下	智	彦
子	育	大	石	涼	文
生	涯	田	中	利	子
商	工	江	崎	尚	光
	振				美
	興				
	課				
	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳
					務			人
					係			
					長			

## 5 . 議事日程

### 日程（ 1 ） 議案質疑について

- 1 議案第46号 平成20年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 議案第47号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議案第48号 平成20年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第49号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第50号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第51号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第52号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 議案第53号 平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 9 議案第54号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第55号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 11 議案第56号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 12 議案第57号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 13 議案第58号 柳川市観光案内所条例の制定について
- 14 議案第59号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第60号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第61号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第62号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 19 議案第64号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の

- 減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 20 議案第65号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 21 議案第66号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（龍 益男君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また自己の意見を述べることをのらないようにお願いしておきます。

議案第46号 平成20年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 平成20年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

及び議案第53号 平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定についての以上8議案を一括議題といたします。

8議案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

12番（荒木 憲君）

質疑通告に基づき、質問いたします。

議案第49号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてと、議案第53号 平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

第1回目の質問でございます。

議案第49号に対しまして、黒字決算になっていますが、その決算の理由がわからないので、

その理由をお聞かせください。

あと、議案第53号の件です。当年度純利益106,441,655円となっております。合併後4年間の純利益をお聞きします。

また、単年度での利益高になっている理由を教えてください。

健康づくり課長（川口敬司君）

ただいま御質問がありました後期高齢者医療特別会計について、お答えいたします。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の方から納めていただきます保険料と一般会計から繰り入れます事務費の繰入金、それから保険の基盤安定繰入金が歳入でありまして、そこから職員の人件費、それから保険料の還付金を除きまして、残りを後期高齢者医療広域連合の納付金として広域連合に納めるということになっております。

ですから、理論上は黒字が発生しないということになりますけれども、しかし、出納整理期間中でありまして4月、今年度で言いますと、平成21年の4月及び5月に納付されました平成20年分の後期高齢者医療の保険料につきましては、広域連合の会計処理上、当該年度の納付金として受け入れることができないことになっております。ですから、その分は柳川市の特別会計で翌年度に繰り越し、翌年度の会計から広域連合に納付するということになっております。そのため、その繰越分が平成20年度の黒字として残っているということでございます。

以上です。

水道課長（山下智文君）

平成20年度の水道の決算の分について、お答えいたします。

合併後4年間の純利益ということでお尋ねでございます。

まず、平成17年でございますが、平成17年度が純利益が13,377,710円です。平成18年度、72,995,062円、平成19年度が134,105,535円、そして、今年度、平成20年度の分が106,441,655円となっております。これはいずれも消費税を含まない金額でございます。特に平成19年度と平成20年度におきましては、企業債の借り換えを実施いたしておきまして、その関係で支払利息が減ったということで純利益が多くなった理由でございます。

また、今年度におきましての事業収益が減った理由ということでございますが、まず考えられますのが給水人口が減っているという点と、現在……（「収益はまだ質問していません」と呼ぶ者あり）済みません。

以上でございます。（「あと、今年度と前年度の利益高になっている理由が説明されていませんけど」と呼ぶ者あり）はい。今年度と……（「前年度が一億何千万円でしょう。1億円超えた理由です」と呼ぶ者あり）これは企業債の借り換えによりまして支払利息が減ったということでございます。

12番（荒木 憲君）

ありがとうございました。

後期高齢者が平成20年度からスタートして初めての決算だったと思うんですけど、4月、5月のやつが入っていて、これが黒字になっているということで理解してよろしいでしょうか。もう答弁は要りませんので。

それとあと、水道事業に関しましては、支払利息のあれで前年度と、19年度と20年度が利益が出ているということで、4年間は17,000千円、13,300千円、79,000千円、134,000千円ですね。全部で大体4億円近い金だと思うんですけどね。

あと、2番目に質問しますけど、今言われましたけど、9,010千円の収入減となりましたが、その理由をちょっとここで聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

水道課長（山下智文君）

どうも済みませんでした。

2点目に御質問があります事業収益の今年度の収入減になった理由ということでございます。

これは、まず1点目考えられますのが、給水人口が減ったということ。それと、今現在、市販されていますペットボトル飲料水がかなり普及をされておりまして、その理由によりまして使用水量が減少いたしております。その点が2点目の理由です。

3点目が、平成20年度に水道管移設に伴います工事を予定をされていましたが、国の事業がございましたけれども、その分が予定どおり実施をされておりません。その関係で、国、県から入ってくる工事負担金が減ったというのが大きな原因でございます。

12番（荒木 憲君）

ありがとうございました。

最後の質問になりますけど、4年前、一般質問でいたしましたけど、一般質問でしたほうがいいんじゃないかなと思いますけど、この格差がある世帯の割合と、これからの行政の対応、また、4年間でしてきたことをちょっと尋ねていいものかよくないものか。答弁できるものかできないものか、よろしくをお願いします。

水道課長（山下智文君）

今、御質問があります格差がある世帯の割合というお話でございますけれども、多分このお話は、合併前の旧大和町の水道料金と、現在の柳川市の水道料金を比較した場合での格差が生じてくるというお話だろうと思います。当然、御質問のように、使用水量が39トン以上を使用されますと、現在の水道料金のほうが高くなります。この方々は現在、柳川市全体の給水戸数の中の約4%の方でございます。逆に、残りの96%の方々は安くなっております。

水道料金といたしますのは、議員も御存じだと思いますけれども、地方公営企業法の適用を受けております。受益者負担の原則に沿った独立採算制ということで行っておりまして、主た

る財源として、もう水道料金ということで運営を行っております。特に水道料金は能率的な経営のもとに適正な価格を基礎として、公営企業の健全な経営を確保するものということで規定もされております。したがって、そういった料金改定等に伴いましては、将来に向けての整備の計画や、利用される方々の負担の公平性、それとか、水の利用の合理性、それと水道事業の安定的な経営などを十分勘案した上での料金体系を、審議会などを設けて検討する必要があるかと思っております。

また、実施を行う際には、市民の方々にも十分御理解をいただいて実施する必要があるというふうに考えております。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第46号 平成20年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、14名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は14名の委員構成による決算審査特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

矢ヶ部広巳議員、島添勝議員、梅崎昭彦議員、白谷義隆議員、荒巻英樹議員、伊藤法博議員、竹井澄子議員、佐々木創主議員、古賀澄雄議員、吉田勝也議員、三小田一美議員、菅原英修議員、荒木憲議員、梅崎和弘議員の以上14名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名の議員を、決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催していただき、正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。議案第47号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第48号 平成20年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第49号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第50号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第51号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第52号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第53号 平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第54号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第55号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第56号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

及び議案第57号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

12番（荒木 憲君）

質疑通告に基づき、質問したいと思います。

議案第54号、3款2項1目19節の中の保育所施設整備事業費補助金、また、11款1項1目、農業用施設災害復旧費と、2項1目、道路施設災害復旧費、また、第2表債務負担行為補正についてであります。

宇土保育園と、それと沖端保育園の補助金の内訳ですか、143,640千円ありますけど、その振り分けですね、宇土保育園に幾ら、沖端保育園に幾らという内容を教えてください。

それと、農業用施設災害復旧費、これは水路災害が主だと思いますが、場所と、何カ所ぐらいあるのか、それと長さ、あと金額がわかったら教えてください。

それと、道路災害復旧費も同様に場所、箇所、長さ、金額、よろしく願います。

それとあと、市民プールの指定管理料は、前回も同じで83,400千円やったですかね になっておりますが、前回と一緒にというのはどういうものか、ちょっとその辺の理由を聞かせてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

ただいま御質問をいただきました保育所施設整備事業費補助金の内訳につきましては、宇土保育園全面改築工事分といたしまして、104,265千円、沖端保育園大規模修繕工事分として39,375千円で、合計143,640千円でございます。

以上です。

水路課長（安藤和彦君）

今回の梅雨前線豪雨による被災箇所及び延長及び被害額について、お答えします。

まず、6月29日から7月2日の梅雨前線豪雨による被災箇所は、旧柳川市分が21カ所、延長960メートル、旧大和町分が5カ所、延長170メートル、旧三橋分が4カ所、延長170メートルの合計30カ所で、延長にして1,300メートル、それと被害総額が145,000千円となっております。

次に、7月23日から7月27日までの梅雨前線豪雨による被災箇所は、旧柳川市分が2カ所、延長80メートル、旧大和町分が0カ所、それと、旧三橋分が1カ所、延長にして40メートル、合計3カ所で延長は120メートルで、被害総額が15,000千円となっております。

なお、今申し述べました箇所、延長及び被害額については、申請額ということですので、今後、国の現地査定を受けて確定することになることを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

御質問の道路災害箇所について、お答えいたします。

箇所数は、旧柳川市で2カ所、旧大和町で1カ所でございます。場所と金額については、まず1カ所目は柳川市の高島地内でございます。申請延長が36.5メートル、申請額が8,554千円。次に、柳川市の間地内でございますけれども、申請箇所が16.5メートル、申請額が4,143千円です。最後に、柳川市大和町塩塚地内でございますけれども、申請延長21メートル、申請額が6,167千円でございます。

これも水路災害と同様に、今後、災害の査定で若干変更があるかと思えます。

以上でございます。

生涯学習課長（田中利光君）

債務負担行為83,400千円でございますけれども、この市民温水プールの指定管理料につきましては、平成19年、20年、21年、収入支出の内容を精査いたしまして、1年間に27,800千円の費用が、指定管理料がかかるということで、3年間で算定し、83,400千円となって提案をいたしているものでございます。

12番（荒木 憲君）

どうもありがとうございました。

宇土保育園は全面改装で104,265千円と、沖端保育園が部分改築で39,375千円ということでよろしいですね。

あと、農業施設災害復旧費、あと水路災害が6月29日から7月2日まで、21カ所、全長で960メートルとなっております。場所とかは後で結構でございますので、水路課長に聞きに行きますので、よろしく願いいたします。

それとあと、道路施設災害につきましても、早口で余り聞き取れなかったもので、後で資料をもらいに行きますので、よろしく願いします。

あと、市民温水プールの指定管理料というのは、19年度から実績で年間を通して27,800千円ありますから、3掛けで83,400千円かな。前回も同じことやったけど、私が言うのは管理料は安くないかということをおっしゃるわけですよ。だから、安くなるのかならいか、その辺のお答えをしていただきたいと思えます。

生涯学習課長（田中利光君）

管理料が安くなるのかならいかというお尋ねでございますけれども、指定管理料を設定するに当たり、私どもといたしましては、先ほど申しましたように、平成19年の収入、平成20年の収入、平成21年の収入、それから、3カ年間の同じような支出を計算いたしております。この指定管理料につきましては、これから公募を行いまして、次の3年間の募集を行うものでございます。施設の管理運営体制に影響がないか、そういう指定管理料となってい

るか、また、業者が公募に応じたいと考える指定管理料となっているかということを経査をいたしまして、27,800千円掛け3年間ということで83,400千円を、この額を決定いたしているものでございます。

現段階では、今後、企業努力等を行っていただくということはあると思いますけれども、現段階ではこの金額で安くはならないということで、この金額を設定いたしております。

12番（荒木 憲君）

ありがとうございます。今、課長が説明したように、27,800千円というのは、安い数字でもないし、高い数字でもないと思うんですけど、それは企業努力によっていろいろ安くできると思うんですよ。公募もしなきゃいけないでしょう、平成21年度終わりますから。そのための最高額が83,400千円ということですよ。だから、もうちょっと企業努力するような公募の仕方とかがあると思うんですけど、最後にそれを聞いて、要望としてできるだけ安く管理料を設定していただきたいと思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

生涯学習課長（田中利光君）

先ほど申しましたように、応募につきましては、最高限度額を明示して応募するという手法をとっております。その議員がおっしゃる旨も含めまして、私ども考えながら、この応募について、また、それにつきましては応募があった場合は審査等で決定をさせていただきますので、そういうところで反映をさせていくようにしたいと思います。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

22番（藤丸正勝君）

議案第54号の、ページ40から41の5款1項3目の緊急雇用対策基金事業費の7,500千円に対するの質問でございます。

まず、4点ほど伺いたいと思いますけど、この対象の商店街ですね、これはどこを対象にして委託されてあるのか。また、それは具体的にこの調査の内容はどういうふうなことをメインとしてやっておられるか。それから、この委託料ですね、これは入札でされたのか、随契でやられたのか。それから4点目として、この各商店街は今回の件に対して執行部と打ち合わせとか、そういう話し合いがされて、こういう委託料を設定されたのか、この4点をお願いいたします。

商工振興課長（江崎尚美君）

まず、第1点目、どこの商店街を対象にしてあるかということでございますけれども、これは柳川市内には、御存じのとおり、5カ所の商店街がございます。具体的には西鉄通り、立花通り、中島、柳川、沖端の商店街でございます。（「4つ」と呼ぶ者あり）5つでございます。全部でございます。

2番目、調査の具体的内容ということでございますけれども、この事業は商店街の振興策

でありまして、商店街の活性化によりまして、地域に活力を与え、雇用や定住化を促進し、にぎわいをもたらすため、また、雇用対策として福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業によりまして、実施するものでございます。具体的には市内の商店街及び周辺の営業店舗の種類や空き店舗の状況、商店街周辺、住民意識調査などを行いまして、その実態の集計、分析等を行い、今後の振興策の基礎資料として活用するため、実施するものでございます。

また、この事業は、その内容、方法等が豊富な経験や技術が必要であるため、公募によるプロポーザル、すなわち企画、提案を求めまして、その選考を行うものでございます。

3番目でございます。これは随意契約でやるのかということでございますけれども、ただいま申しましたように、まだ今募集をかけておりまして、それを選考により随意契約で行いたいと思っておるところでございます。

4番目でございます。商店街と打ち合わせ等はしているかということでございますけれども、この件につきましては、7月から全部の商店街の商店会長さんと一応打ち合わせをしております。ほかの件でも打ち合わせしておりますけれども、この件につきましても、具体的に説明をして、要望等を聞き、このような実態調査をすることになったということでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

柳川には5つの商店街ということはあるようですが、各商店街に対しても商店主の数、店舗の数、これはやっぱりさまざまでございます。これは三橋の西鉄通り、立花通り、柳川市の商店街から比べますと、店舗数も少ないというようなことで、そういう中で三橋町立花通り、西鉄通りからもどういうふうな要望があっているか、もう少し具体的にですね。この趣旨というのは、活性化のため、定住をすると、雇用対策というようなことは、これはもう前々から言われておりますけど、なかなかやはり商店街が活性化するには厳しい経済環境でございますので、この7,400千円というのは全額、この5つの商店街で、各商店街に振り分けというようなことじゃないわけですかね。5つの商店街を対象にした7,400千円ということ。

それから、今公募をしているということでございますけれども、今後これが入札じゃなくて随契ということでございますけど、これはやはり随契といえ、その内容次第でいろんな考え方が違うと思う。それに対して、この随契でやるということに対して執行部としては何名ぐらいの方で中身を精査しながら随契に出されるのか、その点を一言ですね。

それから、7月から各商店街の会長さんたちと打ち合わせをやっておられるということでございますけれども、やはりなかなか提案も難しいだろうと思うんですよね、今の時期に。それで、やはり各商店街が今後一つになるような具体策は話し合いがあっているか、そういう点をお聞きしたいと思います。

商工振興課長（江崎尚美君）

まず、どのような要望が出ているかということでございますけれども、特に我々がですね、順序は逆になりますけれども、この事業を思い立ったのは、今申しましたように、緊急雇用対策で、我々でできることは何かないかなということから始まりまして、一応我々の部課で討議をしまして、全国的にも調査しましたところ、これがいいんじゃないかなということから始まったものでございます。

会長さんたちに、これでいきたいと思いますがということで、そういう経過も具体的に説明申し上げました。そういうことでいいだろうという御了解を受けたところでございまして、特に要望が多かったのは、とにかく自分たちで過去にしたことがあるけれども、特に自分たちですれば、直接、耳に痛いことは入ってこないから、よかったら、その地域が来られる、地域というか、お客さんとして来られる方に特にその調査をですね、聞き取り調査といいますか、そういうことをやってもらいたいということで新たにそういうことも設けたいと、そういうことが反映されるような事業にしたいと思っておりますのでございます。

2番目、商店街が1つになることのためですね、しているかということでございますけれども、これにつきましては、具体的に今申しましたように、前々からこの点はありません、運よくといいますか、その中のある会長さんが音頭をとられまして、とにかくこれじゃいけないということで、まずは連絡調整とか、お互い意見交換をするような場を設けたいということでございまして、今申しました7月から大和庁舎のほうで夜、ざっくばらんなことから今後の方針とか、商工振興課が御相談したり、また意見を聞きたいということを含め、いろんな点について振興策について話し合っているところでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

6月の議会においても、菅原議員のほうからこういう商店街の件でちょっと質問があつておりましたけれども、やっぱり自助努力をですね、やはり商店街は商店街として自助努力をします。1から10まで行政がかかわり合ったら、やっぱり行政が明かりをつけてやって、それをスイッチを切ったら、やっぱりその商店街はまた火が消えるというようなことが6月議会で菅原議員のほうからありましたけれども、私はやっぱりそのとおりと思うんですよ。やはり行政が1から10までやったら、おんぶに抱っこということで、なかなかやっぱり自分自身で出資をして、私は出資をして、各商店街の組合員さんたちが各自出資をしながら法人化を進めていくような方法も一理あるだろうと思っておりますけれども、執行部としてはそういうふうな法人化の提案なんかはなされていないわけですか。

商工振興課長（江崎尚美君）

お答えいたします。

その点につきましても、今、藤丸議員が申されたことを我々も提案はしているところでございます。ただ、これはあくまでも商店街の皆さんたちが決めることでありまして、そう

いうところも含めまして、こちらの思いというのもそういうことで説明しているところがございます。

それと、失礼しました。答えが足りませんで、もう1人、随契の場合、何人ぐらいでということがございますけれども、委員長を副市長にお願いしまして、全員で6人で選考をやりたいと思っておるところでございます。

以上です。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第54号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第55号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第56号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第57号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第58号 柳川市観光案内所条例の制定について

議案第59号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第62号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての以上5議案を

一括議題といたします。

5 議案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

議案第61号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について、質問をいたします。

この問題は、からたち文人の足湯公園の駐車場に普通車を33台、大型を7台駐車されるということですが、これは有料か無料かというのを第1点であります。

それから、第2点は、ここのからたち文人の足湯公園の近くには、市の駐車場が筑紫町観光駐車場と白秋観光駐車場があります。その駐車場別の月別の利用状況と、月別の使用額を教えてもらいたいと思います。その2点でございます。よろしく願いいたします。

建設部長（蒲池康晴君）

1点目の駐車場は有料かとのお尋ねでございますけれども、からたち文人の足湯公園に付随しております駐車場は無料でございます。

それから、2点目の近隣の駐車場の件についてでございますけれども、駐車場はまちづくり課が管理しております有明地域観光物産公園の駐車場、これもありますが、これも公園に付随しておる駐車場ということで無料でございます。

それから、お尋ねの観光課が管理しておるところでございますが、観光駐車場でございます。これにつきましては、沖端地区にございます白秋観光駐車場、それから筑紫町観光駐車場がございます。この2つの駐車場の使用料につきましては、白秋観光駐車場が1日300円、それから、筑紫町観光駐車場が土日・祝祭日のみの有料でございます。普通、軽自動車が1日300円、それから、大型、中型バスが1,500円、それにマイクロバスが1千円ということになっております。

それから、利用実績でございますが、後で資料をお渡ししたいと思いますけれども、平成20年度における白秋観光駐車場の利用状況でございますが、4月が90台、5月が266台、6月15台、7月が179台、8月が294台、9月が151台、10月が155台、11月が214台、12月が141台、1月が110台、2月458台、3月528台、年間合計でいたしますと、2,701台ということになっております。

それから、筑紫町観光駐車場の利用状況でございますが、4月が125台、5月が580台、6月が55台、7月が84台、8月が66台、9月が51台、10月101台、11月178台、12月32台、1月76台、2月が680台、3月1,072台で、年間合計にいたしますと、3,100台ということになっております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

もう再質問はありません。それで結構でございます。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 柳川市観光案内所条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第59号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第60号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第61号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第62号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議案第64号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合組合同約の変更について

議案第65号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合組合同約の変更について

及び議案第66号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団組合同約の変更についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第64号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合組合同約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第65号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第66号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県南広域水道企業団規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時55分 散会

## 柳川市議会第5回定例会会議録

平成21年9月8日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

### 2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	山	田	政	徳
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	藤	木		明
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	石	橋	正	次
企	画	高	田	淳	治
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
廃	棄	稻	又	義	輝
生	涯	田	中	利	光
ま	ち	大	村	隆	雄

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	26番 梅崎和弘	1. 介護保険について (1) 広域連合における「介護保険給付費準備基金・財政安定化基金」はいくら位あるか。これはどういう性格のものか (2) 近隣自治体の保険料はどうなっているか (3) 広域連合を脱退して、市独自で運営する考えがあるかどうか (4) 要介護認定の見直しの影響はどうか 2. 道路の路側帯を広く取る計画について (1) 具体的な検討はどうなっているか (2) 原付バイクは利用できるのかどうか	市長  "
2	6番 島添勝	1. 地域振興基金について 2. 浦島橋架け替えについて (1) 道路にかかる家屋の移転計画等 (2) 道路跡地利用	市長 "
3	7番 白谷義隆	1. 幹線クリークの整備について 2. ピアス跡地について	市長 "
4	27番 高田千壽輝	1. スポーツ振興策について (1) 所信表明のスポーツ対策 (2) 中学校でのクラブ活動の実態 (3) 社会スポーツでの指導者に対する助成は	市長 教育長
5	14番 竹井澄子	1. 最終処分場の今後の活用について (1) 平成11年に竣工され、いまだに活用されないままになっていますが、今後の活用について	市長
6	18番 近藤未治	1. 学校教育について (1) 市内中学校体育館の武道場設置状況は？ (2) 小学校・中学校の一貫教育について 2. 市民要望 (1) 市管理の公園と行政区公園の整備促進について (2) 橋本グラウンドの便所改善について (3) 旧市営住宅(深町団地)跡地について	教育長  市長

7	4 番 熊 井 三千代	1 . ジェネリック医薬品利用の推進について 2 . 認知症支援の取り組みについて	市 長 "
---	----------------	----------------------------------------------	----------

午前 10 時 1 分 開議

議長（龍 益男君）

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

9月5日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。委員長は矢ヶ部広巳議員、副委員長に島添勝議員が決定しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。26番、日本共産党の梅崎和弘です。

まず最初に、先日行われました総選挙により、政権交代が現実のものとなりました。私は、地方行政において新しい政権の政策が、柳川市の行政に対して、よいものには賛成、悪いものには反対という建設的な野党の立場で頑張っていきますので、今後とも、皆さん方の御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、65回目の一般質問を行います。

まず最初は、介護保険についてであります。

介護保険はことし4月に、発足してから10年目を迎えました。介護の現場は深刻な人材不足で、事業所の閉鎖や特養ホームの開設延期などがあり、「保険料だけは取り立てて、介護なし」と言われるように、家族介護の負担は非常に重くなっております。私の母は97歳で、昨年の11月より介護老人保健施設に入所しておりますが、毎月の費用は100千円以上になるわけです。

ことし4月、介護保険は、保険料、介護報酬、事業計画などが見直されました。高齢化の進行で利用者がふえたり、介護報酬の引き上げで労働条件の改善を図ろうとすると、低所得者まで含めて保険料が値上げになってしまうという介護保険の抱える大きな矛盾になっております。

この介護保険料が高い最大の原因は、介護保険の導入時に国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことが原因と言われております。所得の少ない高齢者が、公的な介護制度から排除されるという問題があります。そもそも介護保険以前の措置制度では、多くの低所得者に利用者負担はありませんでした。いわゆる介護を最も必要とする所得の少ない人たちが介護保険制度を利用できないのでは、介護保険の存在意義そのものが問われていると思います。

柳川市は、介護保険は広域連合に入っており、保険料はA、B、Cの3グループに分かれております。高齢者人口に対する介護保険給付の割合などでグループが決まり、今回、柳川市はCグループからBグループになり、3,873円から827円の値上げで4,700円になっております。介護保険には、ため込んだ基金としまして介護給付費準備基金と財政安定化基金があります。

そこで、第1回目の質問ですけれども、この介護給付費準備基金、それと財政安定化基金はそれぞれ幾らあるのかお尋ねいたします。また、これらはどういう性格のものかもお尋ねします。

広域連合は72市町村で発足しており、スケールメリットがあると言われておりました。しかし、お隣の瀬高、山川、高田町などのように、合併を機会に広域連合からの脱退が相次いでおります。

2点目の質問ですけれども、近隣自治体の保険料はどうなっているかお尋ねいたします。広域連合を設立するとき、10項目のメリットがあると言われておりましたが、それらは完全に崩れてしまっていると思います。

3点目としまして、河野市長のとき、柳川市単独運営も考えていく必要があると、こういう答弁が私の質問に対してあっております。広域連合を脱退して、市独自で運営する考えがあるかどうかお尋ねいたします。

次に、厚生労働省は、要介護認定の新基準の大幅見直しを決めました。要介護認定は介護保険を利用するために必要であり、利用できる介護の内容や限度額を決めるものであります。

4点目としまして、今回の要介護認定の見直しでどのような影響があっているかお尋ねいたします。

次に、第2点目でございますけれども、道路の路側帯を広くとる計画についてであります。

現在、健康増進のために自転車利用の愛好者がふえる一方で、自転車対歩行者の事故も増加傾向にあり、自転車と歩行者の分離が重要な課題となってきていると思います。東京都の世田谷におきましては、道路の両側に、幅は側溝から白線まで1メートルのところ、45セ

ンチ幅で青ペンキで塗られただけの簡単な自転車レーンが設置されております。平日の午後はロードバイクだけではなくて、ママチャリと言われる自転車もすいすいと走ることができるわけです。法律上は明確に軽車両とされている自転車に、車道の一角を確保し、歩行者とのトラブルを避ける上でもこの試みは注目されております。

そこで、7月25日の「有明新報」によりますと、柳川警察署は、管内の歩道がない道路や路側帯が狭い道路の中央線をなくし路側帯を広くとることで、歩行者が安心して通行できる空間を確保しながら、通行する車の速度を下げ、事故防止を図る試みが計画されており、柳川署は市と検討を進め、試験的に実施するとの報道があっておりました。

そこで、1点目としましては、具体的な検討はされているのか、どうなっているのかお尋ねいたします。

2点目は、新設をされました路側帯、これを原付バイクは利用できるかどうか。

以上お尋ねしまして、第1回目の質問を終わります。

福祉課長（木下正巳君）

まず、1点目の介護給付費準備基金及び財政安定化基金の性格と積立金についての御質問にお答えをしたいと思います。

介護給付費準備基金につきましては、福岡県介護保険広域連合給付費準備基金条例に基づきまして、広域連合が設置している基金でございます。介護保険事業特別会計の決算上生じた余剰金を積み立てているもので、介護給付費の支払いが不足した際に財源に充てることを目的としているものでございます。平成20年度末現在の残高は1,757,240千円となっております。

次に、財政安定化基金につきましては、介護保険法第147条に基づき都道府県が設置をしている基金でございます。保険者の給付費の支払いが不足する際に、県が保険者に貸し付け等を行うための基金でございます。平成20年度末の残高は12,146,330千円となっております。

次に、2点目の近隣自治体の保険料の基準額でございます。現在の保険料につきましては、平成21年度から平成23年度までの保険料でございます。この間、定額の保険料を設けている自治体、それと、3カ年で段階的に保険料を上げていく自治体がございます。

まず、定額で保険料を設定している市町村につきましては、大牟田市で月額3,890円、筑後市で3,600円、大木町で3,862円となっております。また、3カ年で段階的に値上げをする自治体につきましては、大川市で平成21年度が月額で4,091円、22年度が4,150円、23年度が4,208円となり、また、隣のみやま市でも平成21年度が4,625円、22年度が4,686円、23年度が4,747円となっております。柳川市につきましては、定額で4,700円ということになっております。

次に、3点目の市独自で運営する考えがあるかどうかという質問でございますけれども、単独運営につきましては、議員御承知のとおり、平成19年1月29日から単独運営を行うと

ということで福岡県介護保険広域連合に申し出をした経過がございます。これは、広域連合の支部と一緒に構成しておりました当時の瀬高町、山川町、高田町が、平成19年1月29日に合併と同時に広域連合を脱退することから、それに合わせて本市も広域連合を脱退するというものでございました。しかし、福岡県介護保険広域連合運営協議会におきまして、加入構成団体の合意が得られずに単独運営を断念したという経過がございます。このことから考えても、今の時点で単独運営することは非常に困難であると考えます。

最後に、認定見直しの影響についてお答えをいたします。

本年4月から実施されました要介護認定方式の見直しにつきましては、要介護認定の見直しに係る検証・検討会が設置をされ、見直しの影響の検証が行われております。結果といたしましては、非該当者及び軽度の割合が増加をしていることがわかっておりまして、柳川市では、平成20年度の新規申請者で非該当が3.1%、要支援が41%であったのが、平成21年の4月から6月末までで非該当が5.6%、要支援が44.4%となっております。非該当で2.5%、要支援で3.4%増加をしたという結果になっております。

これは全国的にも同じ傾向でございます。この検証結果を受けまして、本年10月から調査項目に係る判断基準を74項目中43項目見直すということになっております。ただ、検証を実施している期間中、要介護認定等の変更申請につきましては、希望する場合に従前の要介護状態区分等によるサービスが可能となる経過措置が設けられておりましたので、窓口での大きな混乱はなかったと聞いております。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

議員御質問の、道路の路側帯を広くとる計画についてお答えいたします。

この計画は、今年度当初に柳川警察署から話があったものです。内容につきましては、現在、中央線が引かれている道路を拡幅せずに、中央線をなくして車の走行部分を狭めて、狭くなった部分を路側帯を広くとり、外側線を設置することにより歩行者の安全を図ろうとするものでございます。他の事例によりますと、車の走行部分を狭くすることで、自然と車の走行速度が下がり事故が減る結果が出ているそうでございます。柳川市では、まだ施工実績がございませんけれども、今後は地元の理解と協力が得られるならば、柳川警察署と連携を図っていきたいと思っております。

次に、原付バイクは利用できるかとの御質問でございますけれども、柳川警察署の交通課に聞きましたところ、歩道がある場合とない場合で取り扱いが違うそうでございます。歩道がある場合は路側部分は車道ということで、バイクの通行は可能ということでございました。歩道がない場合は、路側帯はバイクの通行はできないということでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

1 回目の質問に対しましての御答弁、ありがとうございました。

2 回目以降ですけれども、いわゆる広域連合は発足当時72市町村だったのが、今、39市町村になり、また今後、八女市や前原市が他の町村と合併することにより、来年4月には33市町村になると聞いておるわけであります。いわゆるこのように脱退する市町村が多いのはどうしてだと思われませんか、ちょっと執行部の考え方をお願いします。

福祉課長（木下正巳君）

脱退する市町村につきましては、それぞれ市町村に理由があると思いますので、ほかの市町村のことについて一概にお答えはできないと考えております。ただ、先ほど言いましたように、本市が広域連合脱退の方針を出したときの理由といたしましては、単独運営の場合に給付額に応じた保険料の設定が可能になること、あるいは広域連合設立当初の構成団体が減少いたしまして、設立当初に想定をされていたメリットが少なくなっていること、こういった理由だったわけですので、ほかの市町村もこれに似た理由で脱退をしているのではないかと推測をいたします。

26 番（梅崎和弘君）

脱退する理由はそれぞれあると思うんですけれども、やはり保険料が高いとか住民の意見がですね、気持ちいいですか、通らないことも大きな原因じゃないかと思えます。そもそも介護保険制度は市町村単位が基準だったわけであります。しかし、広域連合は、全国では例を見ない広域連合が設立をされました。旧柳川市議会の文教委員会では、この広域連合に加入するかどうかの審議をしまして、文教委員会としては加入しないというふうな反対の決議をしましたがけれども、本会議で逆転されたという経過があります。

私は、この広域連合の加入に反対したのは、先ほども言いましたように、住民の声が届かないのではないかという心配があったからであります。そして、最初のころは、いわゆる私たち柳川市の住民が筑豊地区の介護給付費を負担しているようなものだったということがあったわけですので。いわゆる格差が物すごくひどかったわけですね。その後、A、B、C、3グループに分かれましたけれども、今言いましたように、私たち柳川市の人は何で筑豊地区の介護給付費の分まで負担せやんかというふうなことにつきまして、執行部はどのようにお考えでしょうか。

福祉課長（木下正巳君）

住民の声が届かないということですのでございますけれども、これは、設立当初に県内に14の支部、現在11の支部が設けられております。住民の方が利用しやすく、また、住民の声が届くような配慮を考えてのそういった支部の配置ではないかと考えておりますし、また、筑豊地方の介護給付費を負担するようなものということにつきましては、そういった不公平感を緩和するために、広域連合では高齢者1人当たりの給付費をもとにグループ化するグループ別保険料が導入されたものと考えております。

26 番（梅崎和弘君）

先ほど10項目のメリットを挙げましたけれども、その中の4点を挙げますと、1点目が認定基準、給付、保険料の平準化で地域間格差が解消できる。2点目が、財政規模を大きくすることで安定した保険財政が確保できる。3点目が財源問題で、県、国の対応が進めやすい。4点目としまして、介護保険事業の円滑な運営のため、必要となる権限移譲を国、県から受けることができる等のメリット論が言われておりました。しかし、今ではこの10項目のメリット論の多くが破綻していると私は考えております。

このように、メリットがないならば、広域連合そのものの存在価値がないと思います。そこで、柳川市単独で単独運営ができるようにあらゆる手だてをとるべきだと思いますけれども、この辺いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

先ほどの梅崎議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

広域連合そのものの存在価値がなくなりつつあるという御指摘でございます。福岡県介護保険広域連合から脱退することについては、議員も御承知のとおり大変厳しい状況であります。私自身も柳川市に在職中、福祉事務所の所長をしておりましたときに、平成19年1月29日、いわゆるみやま市が誕生と同時に、あわせて柳川市のほうも脱退の申し出をしたところではありますが、現実は大変厳しい状況でありました。

先ほど課長のほうが申し上げましたように、運営委員会の議決、また、そして広域連合に加入しております全構成団体の議決を要するというので、非常にハードルが高いものでございます。確かに設立当初の加入市町村からすれば半数近くに、来年4月は33団体ということでございます。期待するメリットも少なくなっておることは確かに事実であります。

本市といたしましては、そのメリットを最大限に生かすために、先ほど説明いたしました今年度のグループ保険料がBグループになりました。確かに上がっております。そういう意味では、広域連合の交付金を活用して生活機能評価事業や地域デイサービス、また介護予防教室等を充実させながら、低いランクであります保険料のCランクを目指して努力をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

26 番（梅崎和弘君）

単独運営はなかなか難しいという御答弁でありますけれども、今後、機会に触れて、ぜひこの件については心の奥底にも持ってもらって、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。

次に、要介護認定の問題ですけれども、厚生労働省は要介護認定の新基準の大幅見直しを決めております。いわゆる皆さん方も御存じのとおり、要介護認定制度は介護保険のサービスを受けられるかどうか、受けられる場合はどれだけ受けられるかを7段階にふるい分けまして、その利用を制限する仕組みであります。

今回の新基準の大幅見直しにより、介護保険サービスを受けられない非該当と認定された人の割合は前年の3倍近くにも及んでおります。前年より軽度と認定された人もふえていると聞いております。私も、このことについては相談を受けたことがあります。

この内部文書によりますと、認定の適正化などで介護給付を200億円から300億円減らせるということであり、新基準の大幅見直しは、まさにこの給付費の削減そのものが目的ではなかったかと、私はこのように思うわけであります。いわゆるサービスの利用を制限する要介護認定制度や利用限度額そのものの廃止、現場の専門家の判断で必要な介護を提供できる制度への改善を求めていく必要があると思います。先ほど大きな影響はなかったということでありまして、非該当が4.1%から5.6%ですかね。5%、人数ではちょっと把握されんでしょう。どげんでしょうか。今回の基準見直しで、何人ぐらいが非該当になったということ。

福祉課長（木下正巳君）

人数についてですけれども、平成20年度については1年間分ということで、また、21年度につきましては3カ月、4月から6月というところの人数ということになりますので、比べるとその数字が極端に違ってくるような形になりますけど、それで説明をさせていただきたいと思います。

まず、非該当につきましては、20年度が28人、これが21年度は7人、それと要支援1が、20年は204人が21年度は25人、要支援2が平成20年度が165人、これが平成21年度が31人という状況になっております。

26番（梅崎和弘君）

要介護認定については、先ほど人数で答弁がありましたけれども、大した影響がないということでございます。今後とも、どうかこの辺については十分監視いただきまして、多くの人が介護保険を利用できるような、そのような制度にぜひしてもらいたいと思います。

それから、保険料はやはり近隣に比べて柳川市は高いわけですが、最初に申しましたように、ため込んでおります介護給付費準備基金1,757,000千円近くありますけれども、これを取り崩して保険料を値下げすべきであると、このように思っております。いわゆる取り過ぎた分は、1号保険料は65歳以上の高齢者に直ちに返却すべきではないかと、このように思いますけれども、この件についていかがでしょうか。

福祉課長（木下正巳君）

介護給付費準備基金を取り崩して保険料を値下げすべきであるということについてでございますけれども、今回の保険料につきましては第3期の介護保険費準備基金として積み立てました保険料、これを取り崩しすることを加味した結果の保険料となっております。そのことで約400円の保険料の抑制につながっているというふうに見込んでおります。

26番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

介護保険制度は、関係者、家族の願いは、やはり必要な介護を安心して受けられる制度にしてほしいということだと思います。介護保険制度は、保険料、利用料が高過ぎて施設の整備もおこなわれている上、厳しい利用制限による介護取り上げとも言われるそのような状態が進んでおります。安心して利用できる制度への抜本見直し、これも必要だと思いますけれども、最後に市長の全体に対しましての御見解をお願いします。

市長（金子健次君）

先ほども答弁をいたしましたけれども、脱退につきましては非常に厳しい状況にあります。柳川市が隣接する市町との合併時しかもう難しいというふうに、前回の取り組んだ場合、そういうことの結論が出ております。それで、あとは33団体がそれぞれの各市町で単独で運営していくかという方向づけが決まれば、そういうふうになると思います。

あとそのほかには、今回、八女郡の各町が、3町2村ですか。ということで、そのうちの2町2村が広域連合を脱退すると、広川を除いて。あと、こちらでは大木町が残っているということでございます。そういうことで、支部の再編も含めてこれから検討していきなかりません。

そういう意味では、先ほど申し上げました保険料のグループ別の存続についてもA、B、Cランク別にありますので、県北の分について確かに柳川市は負担しているんじゃないかということでありましたけれども、当初、そういうランク別の保険料でやっていくということでスタートいたしましたので、なるべくなら本市といたしましてもいろんな事業をやって、Cランクでいきたいと。それと、グループ別の料金徴収については存続を求めていきたいということで考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。BランクからCランクの、もとの戻れるようないろんな対策をとってほしいと思います。

道路の路側帯を広くとる計画についてですけれども、このことについては、まだ柳川警察署とは十分な話し合いができていないということですが、私は、車よりも原付バイクを乗り回すことが多いわけです。柳川に入ってきてまして、柳川高校の通りの路側帯は、最初は1メートル90ぐらいありますけれども、城南町の交差点に近づくとだんだん狭くなって、40センチぐらいになるわけです。やはりいつも危険を感じるわけですが、このように、普通、自転車もやはりずっと横を行って車と接触するような状態ですが、ぜひ最初に言いましたように自転車がすいすいと通れるような、そのような路側帯を考えてほしいと思いますけれども、具体的にどのように考えておられるのか、ちょっと執行部の考え方をお願いします。

建設課長（中村敬二郎君）

御質問の城南町交差点前後の県道でございますけれども、柳川警察署にちょっと聞きましたところ、交差点付近で左折する車の左側をバイクや自転車が通れば巻き込み事故の原因になるということございました。交差点部分では右折レーンの設置によって路側部分が狭くなっているという原因もありますけれども、交通の安全上、警察といたしましては路側部分を狭めているという回答でございました。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

自転車は環境に優しく、いわゆるCO2対策、これも十分とれる乗り物じゃないかと思えます。また、経済的で健康を維持するのにも最適な交通手段です。いわゆる柳川市内の道路を安心して自転車で通れるような、そのような町並みをつくってほしいと思うわけです。

先ほど言いましたように、「有明新報」の報道によりますと、柳川署は市と検討を進め、歩道のない通学路や高齢者の多い道路で試験的に実施する結果を見て、ほかの通学路や住宅街、また、観光客が散策する道路など導入したい考え等あるわけですが、ここら辺につきまして、トップであります市長はどのような御見解を持っておられるのかお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

梅崎議員のほうから御提言いただいております、中央線をなくして路側帯を広くとるということで御提言いただいております。一見車道が狭くなることについて危険と思えますが、実際、柳川署の交通課長の話では、中央線がなくなるとドライバーは自然に中央を走ると、そして、対向車と離合する際は自然にスピードが落ちるというふうな実績ですね。それによって歩行者や自転車は、路側帯が広がることで安心して通行できるというような、交通事故の減少は期待されるというふうに言っておられます。

この試みというのは、平成13年に愛知県警が住宅地沿いの道路を対象に中央線を消して、かわりに両わきに路側帯を新設したと。その結果、人身、物件事故とも減少して、車のスピードも減少したというふうに伺っております。

今回、柳川署と私の行政側のほうと一緒にこの取り組みをしてみたいと思えます。筑後地区では広川町がこういう試みをされまして、実際、交通事故が減少しておるといっても伺っております。ぜひ、歩道のない通学路や高齢者の多い道路、また、試験的に実施をいたしまして、その結果を受けて、先ほど申し上げました観光客が散策する道路などを含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

もちろん、この費用的な問題も、歩行者の安全と事故防止にかかわりますけれども、この試みは少ない費用で経費が節減できて交通安全対策ができるというふうになりますので、そういう意味で考えております。

以上です。

26 番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。ぜひ実現できるように御努力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

第 2 順位、6 番島添勝議員の発言を許します。

6 番（島添 勝君）（登壇）

おはようございます。6 番島添です。議長のお許しを得ましたので、2 点ほど質問します。

1 点目、三橋地域振興基金について。

この振興基金については、合併してから 4 名の議員が質問され、私もそのうちの一人として質問しました。また、三橋町振興協議会、委員会も数回開催され、いろんな角度から三橋地域振興基金をどのような形で利用するか審議もし、要望もしましたが、納得いく回答もなく、執行部はどのように理解してあるかわからないというのが私の今までの考えだと思えます。しかし、新しく 4 月に市長になられた金子市長は、三橋地域振興基金は理解してあると思えます。市長の考えをお尋ねします。

あとは自席のほうから質問しますので、よろしくお願いします。

次に、浦島橋かけかえについて質問いたします。

この浦島橋は相当年数もたっていると聞いています。調査費用などの予算がついていると聞いていますが、どのくらいの予算で、また、予算次第では家屋の移転、移転先の用地の確保や現在生活しているところが変わるので、不安もあると思えます。

そこで、お尋ねします。橋のかけかえは幾らの予算で、いつから始まり、完成までには予算次第でいろいろ計画がされていると思えます。また、かけかえが終わったら、道路の一部の跡地の利用はどのように計画されているかお尋ねします。

あとは自席のほうから質問しますので、よろしくお願いします。

総務部長（大坪正明君）

島添議員の地域振興基金についての御質問にお答えいたします。

地域振興基金というのは、合併後 10 年に限って旧市町単位の地域振興のために活用するというものでございまして、合併協定項目の 5 号、財産及び債務の取扱いにより設置したものでございます。

この協定項目では、旧市町の基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は合併時に統合するものとし、その他の基金については旧市町単位で地域振興基金を設立し、10 年に限って特例的に運用するということになっております。つまり、財政調整基金や減債基金など 4 つの基金については、それぞれ合算され新市

に引き継がれ、その他の基金、例えば三橋町ですと、都市施設整備基金、それから学校施設建設基金、この2つが大きなものですが、それ以外にも農業振興基金など10種類の目的基金がありました。これらの基金を統合して、地域振興基金を合併前の三橋町で創設したということでございます。

地域振興基金の活用については、これまでも何度か質問がありまして、お答えをしておりますけれども、次の3つの基準があるというふうに考えております。

まず、1点目は、合併後10年に限って、旧市町単位の地域振興事業の財源としてのみ活用するというところでございます。

次、2点目は、地域振興基金というのは地域課題を解決するために活用するわけでございますので、地域審議会を初め、地域からの要望等についてはその内容を十分に吟味して、その事業を実施することによって地域課題の解決がより早くできるということであれば、事業を実施する際の財源として活用していくということでございます。

3点目は、旧市町がそれぞれ目的を持って、長い時間をかけて積み立てたものを合算して地域振興基金を創設しておりますので、できるだけ合算前の基金の趣旨に沿った形で活用していくということでございます。この基金については、一般会計へ繰り入れるという形で予算に組み込むわけでございますので、当然、議会の議決を経て事業を実施していくことになります。その際、どの地域振興基金からどういう事業に幾ら充当するのかということについて、今後も議会に十分に説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

建設部長（蒲池康晴君）

浦島橋かけかえについての御質問でございますけれども、この浦島橋でございますが、昭和31年に建設されまして50年余り経過いたしております。そういうことで、老朽化によるコンクリートの剥離、それからひび割れ、漏水、こういったものが確認されております。それに加えて橋の区間というのが非常に幅員が狭くございまして、大型車の離合、こういったものに非常に支障を来しております。また、橋の前後でございますけれども、その区間におきましても歩道が未整備でありまして、歩行者にとって危険な状況にあるというふうな地域でございます。

このような状況でありますことから、平成13年、旧大和町と旧高田町におきまして浦島橋のかけかえ事業の実現に向けて、国へ早期実現の要望と地元調整を行ってまいったという経過がございます。しかし、地元の同意が得られずに、平成15年に一たん休止となったところでございます。合併後に地元関係者、それから諸団体等と協議を積み重ねまして、平成20年度の補正に20,000千円国の補正予算がついたということから、事業再開にこぎつけたということでございます。

この事業でございますが、国土交通省が事業主体で、今回の事業延長は、みやま市、柳川

市合わせまして約730メートルという区間の事業でございます。ことしの6月1日に国土交通省の九州地方整備局福岡国道事務所によりまして、中島地区の関係行政区の方々を中心に今後の事業の概要、それから流れについての説明会が開催されました。

その内容でございますが、平成21年度は現地の測量、それから地質調査を行いまして、道路の設計や、それに伴う地元協議を行う計画ということでございます。平成22年度から用地測量、それから物件調査を行いまして、その後、地権者の方々と用地買収、それから物件補償の交渉を予定されてあります。

したがいまして、事業費がどれぐらいになるかというふうな御質問でございますが、今後、この詳細な設計、それから家屋調査等によりわかることとなりますことから、事業費の額についてはまだわからないというふうな状況でございます。

もう1つ御質問の道路跡地利用の件でございますけれども、新しくかけかえる浦島橋の位置が現在の橋の南側に計画されておりますので、橋が完成しますと、北側に現道部分が一部残るようなところが出てきます。この道路跡地につきましては、まだ道路設計ができておりませんのではっきり申し上げられませんが、側道が設けられる計画がありますので、残地については有効利用できるよう、地元のほうと協議を重ねまして考えていきたいというふうに思っております。

本事業の浦島橋かけかえ事業は、市といたしましても国と連携して早期完成に向けて取り組んでいく所存でありますので、議員の皆さん方についてもよろしく御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。地域振興基金について再度自席からお尋ねしますが、私たち、これは19年2月1日付で要望書を出しております。9名の議員の名で要望書を出しておりますのは、中身がコミュニティセンターとか、何と申しますか、コミュニティ防災センターとか、例えば、各小学校区にコミュニティセンターとか、駐車場とか要望が出されておりますけれども、その点、執行部は知っておられますか。

財政課長（石橋真剛君）

今、島添議員のお尋ねの点につきまして確認をさせていただきたいと思うんですが、今の要望書につきまして、3点の要望書ということでございましょうか。コミュニティセンターの建設、それと廃土捨て場の建設、それと三橋町庁舎の北側の総合運動公園の整備の3点でございましょうか。

これにつきまして、当然、ことし6月補正に計上しておりますが、コミュニティセンターにつきましては、今現在、基本計画を策定するというので、6月の補正に計上をしたところでございます。それと、土捨て場の置き場につきましては、やはり全市的な、三橋町だけ

ではなくて、旧大和、柳川、全市的な課題であるという考えでございますので、これにつきましては今後、全市的に検討をしていくと。地域振興を充てる、充てないは別として、検討していく必要だろうというふうに考えております。

それと、三橋庁舎北側の総合運動公園につきましては、ちょっと今現在、検討はしていないという状況でございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。今5点ほど、10年間で使うとか、地域の要望を吟味して財源として活用するとか、そういう回答もございましたけれども、例えば、その地域振興協議会の中で、議員が9名と、地域の代表の方とか、農協の代表の方とか入って、今、3点以外にも要望は出しているんですね。その点は知っておられますか。

財政課長（石橋真剛君）

私が承知しておりますのは、ただいま申し上げました3点の要望書、これは三橋の地域審議会の方と議員全員の連名での要望書だったろうと考えております。その3点の要望書は私記憶をしておりましたので、今御答弁申し上げましたが、それ以外に要望書が出ていたということでしょうか。ちょっと申しわけございません。私が把握しておりませんので、お答えすることができませんので、申しわけございません。

6番（島添 勝君）

その振興委員会を開いて、議員が16名おったですね。議員が寄って校区の区長代表の方と話をして、例えば、私たちの地区でいうと、小学校区で運動会とかあったときに駐車場がないんですね。とにかく道路にずらっととめておるような状態で、そういう要望を出しておりましたけれども、見ていなかったというなら、それでいいんです。

ただ、私が言いたいのは、例えば、これは大豆の収穫の件なんですけれども、三橋町地区内大豆作付者のJA集荷については、三橋カントリー広場でコンテナにより集荷していますが、生産者の圃場より収穫された後、半月後に荷受け業務を開始しています。三橋町以外では、大豆集荷についてはカントリーにて水稻、米、麦と同じ方法で荷受け作業を実施されているので、生産者は大豆作付圃場より、収穫と同時にカントリーに持ち込み荷受けを終了することができますが、三橋支所管内生産者は収穫後、大豆の場合は一時的に自宅保管を要するため、保管後の出荷までに同じ大豆を4回も抱え上げ、重労働となっています。

大豆専用コンバイン、帆用コンバインの機能は、近年、収穫物は排出オーガにより、ばら排出が主流で、袋入れはなくなってきていると思います。三橋地区において自宅に一時保管のため、排出オーガよりおろした大豆をわざわざコンバインに詰めかえをして、非効率的な作業を強いられているのが現状です。

生産者も高齢となっていく中、コンバイン袋50キロを取りかえる者が少なくなってきてい

るのが現状で、以上のような状態で、三橋の農家だけが一時家に持ってきて、そしてまた1カ月後にカントリーに持って行って、それからまた昭代とか大和町の施設に持ってきよるわけですよ。そして、運営費は同じなんですよ。

だから、その点を何とかできないかということで、農協の組合長さんたちの、今のは要望なんですけれども、いろいろ検討をされてドライスターとかなんとかをですね、今、ドライスターといって、一時、水分を除去する装置なんですけれども、そういう準備といいますか、そういう機械を導入しようとされておりまして。それでまた補助金とかいろいろあると思いますけれども、そういう三橋だけが不利益になっているんですよ。要するに、同じ運営費を払って不利益な面があるわけですよ。そういうことには地域振興基金は何とか使われるようなことはできないでしょうか。

総務部長（大坪正明君）

まず、先ほど三橋地域からの要望ということで出されておるといってお話がありましたけれども、これについては18年6月に地域審議会のほうから5つの要望、それから7つの意見ということで提出をされておる中に、そういった市営駐車場の整備、それから大豆の一時預かり所の整備ということで、そういう要望をいただいております。この点については、地域審議会で毎年その経過について御報告を申し上げていると思います。

特に、先ほど大豆の問題で御質問がありましたけれども、これについて、収穫した大豆を一時保管するための雨よけ施設とか、そういうふうなことに地域振興基金の活用ができないかというようなことだろうと思います。現在、柳川農業協同組合が実施主体となりますこのような施設整備につきましては、本市の農業振興対策事業費補助金等交付要綱に基づきまして、国または県の補助金を受け入れる場合に限って、市からの事業費の10%を農協に補助するというようにいたしております。

ただ、この雨よけ施設の設置については、国、県補助を受けない農協単独の事業ということになるかと思いますので、市としましては、今後とも先ほど申しあげました要綱に基づいて、国、県の補助を受ける事業に限って市からの補助を交付するという考えでございますので、地域振興基金をこれに活用するかしないかという前に、このような単独事業については補助金の交付は難しいということでお答えをさせていただきます。

この点については、いろいろ三橋と柳川、大和と違いがあるということですが、農業政策としてどうするかというようなことが問題だろうと思いますので、農協、あるいは市の担当課のほうで今後検討されていく問題だというふうに考えております。

以上です。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。去年の場合、ある程度協力をしてもらいまして、1日に40トンは三橋のカントリーにですね、カントリーまで40トン持っていくと、トラックで晩のうちに

昭代とか大和町とか分けて持っていったらいいですよ。ばってん、1日に60トンぐらい計画で上がってくるわけですね、一緒に収穫するもんで。まだそれでも処理はできないので、何か、この会長さんのおんなはるけんですね、自分たちでちょっとした置き場なっとんつくるならという話が出て、何と申しますか、下屋というですかね、軒の下に幅が6メートルで長さが17メートルかな、そこに入ると幾らかできるとやなかつかなと申して、三橋のそういう代表の方が、どげんかしてもらわんなら、500キロのコンテナをまたわざわざ20キロに詰めかえて家に保管せやんでしょう。そいけん、その辺が何とかどうにかされんとやるかのうという話で私は一般質問していますので、これは要望事項にしておきます。どうもありがとうございました。

それから、中島の浦島橋の件なんですけれども、予算は今20,000千円と言われたですかね。そうすると、今のところはまだ移転とかそういう話は全然、いつごろから移転するとか、そういう計画は全然ございませんか。

建設部長（蒲池康晴君）

今年度8月末までに現地測量を行っておりまして、基準点測量、それから平板測量、中心線測量、横断測量、こういったものを行っております。このデータをもとに設計をいたしまして、その設計に基づきまして、今度は用地の測量とかが出てきます。そして、どれだけ民地にかかるのかというふうなことが出てきますので、どれだけ土地を相談する、それから家屋の補償がどれくらい出てくるとかというふうな積み上げでもって事業費が決まるわけでございますので、今、どれだけの事業費なのかという大枠の分は、まだ国からは示されていない状況でございます。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。かけかえが終わると、当然、208号線の今の橋の西側が一部は恐らく道路が使用されると思うんですよね。何年後かわからんばってんですね。その場合の跡地は、利用することは計画をしてありますか。

建設部長（蒲池康晴君）

今現在、国のほうでは市の示しました側道案ですね、両側に側道をつける案、これを基本に設計を行いたいというふうなことでお伺いしております。ですから、そうしますと、今度つけかわる南に来る道路と、それから、側道の間北側に少し用地が残る部分もでございます。広いところで約8メートル弱ぐらい残りますので、そういった部分についてどういう利用をするのかというのは、また中島の商店街とか、そういった地元のほうとも協議をいたしまして有効利用を図っていきたいというふうに考えております。国のほうでもそういった活用をしてもいいよというふうなお話はいただいておりますので、地元のほうとその分については具体的にどれくらい用地が出てくるのか、そういった分を見ながら検討してまいりたいというふうに思います。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。私も中島の朝市に1週間に1回くらい行きますけれども、どうしても駐車場とかがどこにあるかわからんですよね。だから、道も商店街の中は狭いんですけれども、物すごく多いんですよね。だから、要望になりますけれども、地元の意見を聞いてもらって、やっぱり東の玄関口として、朝市とかそういうことができるようお願いしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（龍 益男君）

答弁は要らんですか。要望ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時6分 休憩

午前11時21分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。7番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問いたします。

まず最初に、幹線クリークの整備についてお尋ねします。

本市では、農地の圃場整備事業により、数多くの幹線クリークが造成をされています。しかし、現在、その幹線クリークののり面は侵食が進み、管理用道路の損壊等が多く発生しております。特に大和町地区では、クリークののり面の崩壊により、至るところで道路の路肩が崩れ落ち、ガードレールが宙づりになったり、ガードレールそのものが崩れ落ちたりと、危険な箇所が多くのあるところで見受けられます。あるいは、道路の中央付近まで亀裂が走り、道路そのものの崩壊をも懸念されるところが数多くあります。こうした中、クリークの早急な整備とともに管理道路の修復が必要となっておりますが、現在までの整備状況と今後の整備計画はどのようになっているのでしょうか。

また、幹線クリークへの転落防止のための防護さくはどのように考えてあるのでしょうか。現在、幹線クリークの転落防護さくは整備されておらず、車での通行時に危険を感じることも多く、現に転落による死亡事故等も発生をしております。早急な対応が求められていますが、防護さく等の計画はなされているのでしょうか。

次に、ピアス跡地についてお尋ねします。

新聞報道等によれば、市長は、ピアス跡地問題についてピアスとの交渉に臨まれています。が、交渉の概要について教えてください。

また、市長は、アスベスト除去費用について応分の負担はやむを得ないとの意向を示されているようですが、今の段階で負担やむなしの発言はいかがなものかと思いますが、市長の真意をお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。なお、再質問については自席より行いますので、よろしく願いをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

幹線クリークの整備についての質問にお答えいたします。

現在、市内にある国営水路は、西浜武線、昭代1号線、3号線、4号線、5号線、6号線、それに岩神線、下久末線の8路線があり、圃場整備と一体となって整備はされてまいりました。しかし、ほとんどの水路においてのり面の保護がされておられないという事情から、風による波等によりのり面崩壊が発生し、管理用道路の崩壊や水路の機能低下等が発生しております。そこで、水路の機能保全の観点から、機能を回復させ、農地の保全を図ることを目的に、国営筑後川左岸総合農地防災事業を平成20年度から平成28年度までの9年間の事業期間で実施をする予定にしております。

一方、県営水路でございますが、国営水路と同じような状況にあることから、同様の事業目的で、柳川市内各地において県営クリーク防災機能保全対策事業を実施しております。

大和地区におきましては、5つの事業地区がございます。そのうち大和南部第2地区、大字でいいますと皿垣開、明野は、平成14年度から平成19年度までの事業期間で、既に事業完了をしております。

次に、大和南部第3地区、大字でいいますと中島は、平成16年度から平成18年度までの事業期間で、これも既に事業完了をしております。

次に、大和南部第2地区の2期、大字でいいますと皿垣開、谷垣開は、平成14年度から平成21年度までの事業期間で、今年度事業完了をする予定でございます。

次に、大和北部地区、大字でいいますと六合、塩塚、鷹ノ尾は、平成21年度から平成27年度までの7年間をかけて事業を実施する予定で今年度着工をしております。

最後に、大和中部地区、大字でいいますと徳益、豊原、明野、栄、塩塚は、平成21年度に事業採択に向けた事業概要計画書の作成、平成22年度に事業採択に向けた受益農家同意徴取及び地元説明会を行った上、平成23年度から平成31年度までの9年間をかけて事業を実施する予定でございます。

また、管理道路のことでございますが、現在、のり面が崩壊し、通行に危険性がある部分については、応急的な対策として木さく工事による路肩の復元や、注意喚起のためロープ等を設置しているところでございます。なお、国営筑後川左岸総合農地防災事業及び県営クリーク防災機能保全対策事業が実施されれば、それにあわせて管理道路につきましても、もとの形に修復されることとなります。

防護さくの設置計画でございますが、国営筑後川左岸総合農地防災事業につきましては、事業の中で防護さくの設置が計画されております。しかし、県営クリーク防災機能保全対策事業については、事業の中で計画がされていないという状況でございます。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

市長（金子健次君）

まず、ピアス社との交渉の概要について申し上げます。

ピアス社とは、私が市長に就任いたしましたして、7月28日と8月24日の計2回の協議を行っております。第1回目の7月28日のピアスとの協議概要について申し上げますと、大阪市にありますピアス本社へは、私と総務部長と職員1名の3名で訪問をいたしました。ピアス側からは川島社長補佐ほか1名の2名で対応されたところです。

内容的には、私から「円満解決のため、双方の合意点を見つけることが大切であり、できれば年内に解決できればと思っています」と申し上げました。それに対して川島社長補佐から、「ピアス社にすべて責任がないとは言わないし、譲るときは譲る気持ちに変わりはない」との協力的な姿勢がありました。

また、幾つかの事項について確認の意味で質問をいたしました。その中の代表的なものが、「石田前市長が、アスベスト等の問題が生じた場合は、ピアス社の責任においてやっていただくことになっていると発言されたことについて、このような約束がありましたか」という質問をしたところです。そのことに対しましてピアス側は、「そのような約束はしていない。石田前市長と会うときには、ほとんど複数で会っています」というお話でございました。

以上が7月28日の協議の概要であります。

続きまして、2回目の8月24日のピアス社との協議概要について申し上げます。

ピアス側から藤野事業部長ほか1名、市側から刈茅副市長、総務部長、職員2名の4名で柳川庁舎において行いました。協議内容につきましては入り口的なものでございまして、市側から協議を進める前提として、実際のアスベスト除去費及び解体費を調査する必要があるのではないかと。また、この調査はピアス社で行ってほしいとの主張に対して、ピアス側も調査の必要性については理解を示すとともに、ピアス社で調査を実施することも可能であるとの回答を得ましたが、調査費の負担については今後協議することになります。

以上が8月24日の協議の概要であります。

続きまして、市長が 私がアスベスト除去費用について応分の負担もやむを得ないと発言したという新聞報道に対する私の真意についてお尋ねでございます。これについてお答えいたします。

ピアス社訪問に当たりましての私の考え方については、6月議会における白谷議員の一般質問にお答えいたしましたように、アスベスト除去経費等につきましては、基本的に売り主

であるピアス社に負担してもらおうということを前提に臨んだところであります。しかし、ピアス社との協議の中で、円満解決を図る場合における最終局面においては、このような判断をせざるを得ない状況になる可能性があると感じたためであります。

当然、今後とも、アスベスト等の問題についてはピアス社に責任があるというスタンスで協議に臨むことに変わりはありませんし、議会の理解と御協力のもと、議会と執行部が一体となって取り組んでいくことが不可欠であるという考えにも変わりはありません。

以上です。

7番（白谷義隆君）

ありがとうございました。まず、幹線クレークの整備についてですが、大和地区の南部についてはことしまでに終了をするということでしたが、ただ、北部や中部について、特に中部についてはまだかなりの時間を要するようですが、先ほども言いましたけど、やはりのり面の崩壊がかなり進んでおります。さっきの答弁の中でも一部修復はするということですが、現実にはなかなか進んでいないというところも多いようですので、クレークの整備について、これは国、県の事業ではあるかと思えますけど、国、県にも働きかけながら、もう少し事業の短縮といいますか、前倒しをお願いしながら早急を実施をしていただくと、そういったことはできないのか、それが1点です。

それともう1つ、先ほども言いましたが、工事が始まるまで、結局、危険な箇所は修復してあるということですが、やはりかなり残っておりまして、ガードレールが崩れ落ちたりしてあるところがあるんですね。ですから、そういうところについてもやはり早目にですね、事業完了を待ってということもあろうかと思えますけど、できるだけそういった危険箇所についても、やはり今のままでは不十分だと思われるところがあるんですね。そういうところについてももう少し早目にしていただきたいと思いますが、そのことについてお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

水路課長（安藤和彦君）

まず1点目の、非常に事業期間が長いので、その点についてできるだけ事業期間を短縮することができないかということですが、これにつきましては事業主体であります国、県のほうに、予算の確保や事業期間の短縮等について、市として要請活動等をしていきたいというふうに思っております。

それと、事業期間までの既に崩落している管理道路の対策等についてはどうするかということでございますが、これにつきましては確かに議員言われますように、非常に波風によって管理道路の路肩が崩落している部分があるのは確かだと思っています。その対策といたしましては、第一義的にはやはり二重投資を防ぐということで、できるだけ事業を急いで根本的な解決を図っていきたいというふうに考えています。

それと、事業期間まで期間があるところについては、道路管理者や防護さくの所管課等と

協議しながら、危険がないような形で対策をしていきたいと思っています。

それと、国、県に対しても、事業期間が間隔があくところについては、応急的な対策として木さくの設置や、そういうものについてお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（白谷義隆君）

確かに国、県へ、県の事業ですから、なかなか市でどうこうということもできないと思います。ただ、防護さく等についてはやはり転落事故もあっておるわけですから、単費でも投入できるのであれば単費でも投入していただくということで、早急な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、ピアス跡地についてですが、先ほど市長の説明では、アスベスト問題についてピアスのほうから前向きというか、協力的な発言もあったようですが、やはり説明の全体の感じとしてはなかなか厳しいなという感じをちょっと受けましたけどですね。いずれにしても、交渉はこれからですから、市長にはしっかり頑張ってもらいたいと思います。

また、アスベスト除去の費用についての負担の件ですが、市長は、万が一の場合の正直な感想を述べられたんだろうというのはよくわかりました。ただ、市民の皆さんに負担ありきというような誤解かな、そういった感じを与えかねませんので、そのところについてはやはりもう少し慎重をお願いをしたいなというふうに思います。

そして、交渉は今までどおりということですから、それは今までどおりの、あくまでピアスに全額負担を求めるといようなスタンスで交渉に臨むと言われましたので、そのところはそういうことをお願いしたいと思います。

それから、先ほどの説明の中で、石田前市長が繰り返し答弁をされておったアスベスト除去はピアスがするようになっていくという発言ですね、そのことについてピアスはなかったというような回答だったということですけど、これは今後の交渉を左右するだろうというふうに私は思うんですよ。ですから、ここは石田前市長に約束の有無についても、やはり市長、確認をとる必要があるかと思うんですが、そのところはどうでしょう。

市長（金子健次君）

白谷議員のほうから、6月定例会の一般質問の中でも、ぜひ前市長とのやりとり、そこら辺についても直接尋ねてほしいということで、私はそのときには選挙で戦った方ですから、協力が得られるかなということでお話ししましたがけれども、過去の平成17年12月議会での竹井議員の質問、また、平成18年12月議会の島添達也議員の質問等々の答弁については、そういうふうな形の前市長の答弁があるわけでございます。そういうことについて、同じような回答をされるんじゃないかというふうに私自身は思っているところでございます。

7番（白谷義隆君）

前市長の協力が得られるのかどうか、それは確かに懸念されるのもわからないことはありません。ただ、石田前市長はこの議会の中で、ピアスが約束を守らないから損害賠償を請求するということを言われたわけですね。ですから、あくまで約束を守らないからということで損害賠償請求なんですね。そして、損害賠償するためのアスベストの調査費も議会に提案をされてきたわけです。ただ、議会としては、損害賠償では期間がかかる。それと、約束があったわけだから、債務の履行を求めればいいんじゃないか。あるいは、約束があったわけだから、調査費をなぜ市が負担せやんのか、そういうことで実は調査費について議会は認めでこなかった経緯があるんですよ。それは市長も御存じだろうと思います。

ですから、そういう中において、今、ピアスが約束がなかったけんというて、ああ、そうですかというわけにはいかないと思うんですよ。今までの経緯からですね。ましてや、先ほどの市長の説明の中では、アスベストの除去や解体費用の話まで出たという説明がありました。負担については今後協議をしましょうというようないきさつだったようですけど、解体費用は別にしても、アスベストの調査については、やはり今までの議会の経緯があるわけですから、私は、約束がなかったということがはっきりしなければ、調査費の分についてもなかなか認めづらいんじゃないかなというふうに思いますね。

ですから、市長もやはり、前市長が約束を守らないから裁判をすとかということをやられているわけですから、そこら辺をはっきりしなければ、なかなか先にも行かんやろうと思うし、もちろん約束の部分そのまま明らかにしないで交渉に臨んだときに、前の市長と今度の市長とのスタンスが全く違って来るわけですからね、それでは私は、議会もそうですが、まず何より市民の皆さんへの説明がつかないと思うんですよ。

これは確かに市長が言われるように、この問題は一刻も早く解決して、市の活性化のために有効利用を図ることが一番大事であろうということは、それはもう当然な話なんですね。ただ、それかといって1億数千万円と言われるアスベストの除去費を市が負担するのか、ピアスが負担するのか、やはりそのことは、私はあやふやにはできないと思うんですよ。そのことをして、やはり活性化のための手続を早目に踏んでいかやんというのはわかります。そして、そのためにはやはり約束の有無というのをはっきり確認しておかんなら、私はなかなか市民の皆さんは納得できないんじゃないかなと。一方的になかったとピアスが言ったからといって、ないというスタンスで果たして市長もいけるのかどうか、それもなかなか厳しいだろうと思いますよ。そのことについて、再度市長の答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

7月の第1回目、大阪に参りましたときには、そういう形で12月に向けて円満解決を図りたいということは、確かに私も発言いたしました。その姿勢については、先ほど申し上げましたように、あくまでも売り主であるピアス社が負担をすべきという基本姿勢は、このこと

は常に私自身も持っております。いろんな話し合いでこれから進むわけですが、私は12月という期限を設けておりますが、拙速の必要はないというふうに、恐らくテレビは見てあると思います、大阪本社ですね。拙速をする必要はないというふうに私自身も思っております。

今回の定例会の中で、3議員のほうからもピアスについてはいろんな質問がっております。いろんな形で心配をされ、私自身も基本的には柳川市の負担が少なくて済むような形、仮に裁判をした場合に全面敗訴とかということも含めて考えて、いろんなことを想定して考えておるわけですが、いろんな御意見をやりながらやっていきたいと思っております。もちろん、議会の議員の皆さん方の一致した意見と申しますか、一致できなくても、そういうような総意に向けたところで、私はピアス側には臨んでいきたいというふうに思っております。

先ほど言われました、確認につきましては、石田前市長にぜひ協力をしてもらって、公の場でそういうことでしたよという確認がとれれば、私はそれが一番いいことだなというふうに思っております。

以上です。

7番（白谷義隆君）

石田前市長が公の場で言っていたのが一番いいと、それはそうでしょうけど。ただ、言っただけかどうかわかりませんが、ただ、市長として今後の交渉に当たって、やはり約束があったかどうか、その判断ですよ、市長のですね。やっぱり前市長にもいろいろ聞きながら、そして、判断はどこかですべきだと私は思うんですよ。約束があったかなかったかの判断はどこかでですね。

あくまで石田前市長が言っただけと言われてるけど、言われなければ結局そのことはあやふやなんです。それでは私はなかなか先に進まないだろうと。行政は継続ですからね。前の市長は約束があったと言った。後の市長がそのことに全く触れなくては進められないと思うんですよ。例えば、前も出ておりましたけど、ピアスが半額負担するといっても、前の市長は、約束があったから全額裁判しても取ると、勝てると議会で言っているわけですよ。それはやはり約束があったという前提で言っただけでしょうから、ですから、そこら辺がやはり市長が何かのコンタクトをとりながら、約束があったかどうかの確認はしていただかないと、私たちも議会で判断する場合にはなかなか難しいだろうと思いますよ。

申しわけありません、再度御回答をお願いします。

市長（金子健次君）

ピアス側のほうは、最初お会いしたときにそういうことはあり得ないという話でありました。いろんな、議会の一般質問等についても前市長はお答えしてあるし、そのことがこれからの交渉においての解決の大きな糸口になるということは、確かに私もそう思っています。

非常に厳しいかもしれませんが、石田前市長と会う努力を、公の場ではなかなか難しいと思いますけれども、そういうことをどういうところにどういうことで確認したのかということをお尋ねしたいというふうに、前向きに検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

7番（白谷義隆君）

ぜひそこら辺は会っていただいて、そして、市長自身があったかどうかの判断をしていただきたいと。そして、一刻も早い解決をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、27番高田千壽輝議員の発言を許します。

27番（高田千壽輝君）（登壇）

27番高田です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず冒頭に、8月1日から知的障害児のサマースクールがありました。ここで当局の福祉課を初め市長の協力をもとに盛会に終わり、子供たちも大変喜んでおりました。それを実行委員の皆様からお聞きして、ぜひお礼をということでありましたので、改めてお礼申し上げます。また、今後とも御支援をよろしくとのことでした。

では、質問をさせていただきます。

今、チェンジという言葉ほど時代を象徴している言葉はありません。アメリカでは初のアフリカ系黒人の大統領が誕生し、日本国内では、さきの統一選挙で戦後初めて自民党が第一党から外れることになりました。また、4月の市長選挙におかれましても、チェンジの旗印のもと当選された金子市長には改めてお祝い申し上げますとともに、市民のための施策を進めていただくことをお願いいたします。

では、質問ですが、最初は市長のマニフェスト、6月議会の所信表明についてお伺いいたします。

市長は、「一番したいことは総合運動公園をつくりたい」と、上京されたとき地元選出の代議士に言われたと、ある新聞に記載されてありましたが、間違いありませんか。また、現在でも、そのお気持ちは変わっておられないのでしょうか。

それから、柳川市では、過去オリンピックには水泳の開田選手、柔道の園田選手、バレー

ボールの笠間選手、卓球の渡辺選手の4名が出場されていて、そのうちがメダリストであります。また剣道の世界選手権では、桜木選手が優勝しております。ほかにも随所、国内の全国大会や国際大会にも出場されていて、スポーツにおいてはすばらしい、この柳川市は土壤を持っております。

そこで所信表明では、総合運動公園をつくり、将来のオリンピック選手を育てたいと言われておりますが、聡明な市長であられますので、施設をつくるだけではオリンピック選手は育ちません。どういう計画をお持ちなのか、教えていただきたい。

次に、中学校のクラブ活動の質問をいたします。

日本はアメリカとともに、スポーツは学校スポーツを中心に活動しておりました。ヨーロッパでは一方、地域のクラブチームという違いがあります。

現在、日本でも水泳やサッカー、野球に関しては、小・中学校は地域のクラブチームの活動が盛んになっております。今、中学校は少子化によりクラス数も減っております。クラスが減ることにより教職員の数も減っていると思われま。

そこで、クラブ活動において、指導できる先生を確保することは非常に難しくなっているのではないかと思います。実際どうなっているのかを教えていただきたいのであります。また、できなくなっているなら、その対策はあるのでしょうか、あわせて教えていただきたいと思ひます。

3点目は、社会スポーツに市から助成をしてありますが、その団体数と助成金の額を教えてください。また、その団体の指導者に対しては何らかの助成はあるのかも教えてください。

これで壇上からの質問を終わりますが、執行部の答弁次第では再度自席より質問をいたしますので、議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

市長（金子健次君）

それでは、高田議員の質問にお答えいたします。

私は所信表明の中で、総合運動公園については、小学校19校が一堂に会しての陸上記録会を開くことができる競技場や野球場などを備え、将来、オリンピック選手を育成でき、しかも、市民も気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる拠点施設として、総合運動公園を取り組んでまいりますと表明をさせていただきました。また、上京には地元代議士等についても、表敬訪問のときにそのこともお話ししたことは事実であります。

総合運動公園につきましては、7月30日に指名競争入札によりまして委託業者を決定いたしまして、現況の把握など調査をさせております。また今後、具体的な施設の規模や事業費を盛り込んだ基本構想の検討を進めることにいたしております。

お尋ねのオリンピック選手の育成計画についてであります。これから整備をいたします総合運動公園を拠点とする施設の利用者の中から、将来、柳川市から、今先ほど、開田さん、

笠間さん、渡辺さん、また、私の大先輩であります園田さん、三橋町からのほうですけども、そういうオリンピック選手、また国際舞台で活躍している私の友人であります桜木哲史君、この前、有明会旗の争奪剣道大会でも後輩の指導という形で来ておりましたけれども、議員のほうも剣道のほうの御指導をなさっておりますけれども、努めて地元のそういう活躍をされておられる方についてお願いしていきたいという考えを基本的に持っております。

具体的な育成計画はという問いでありますけれども、私はこれからというふうに考えておりますので、そういうことで、御了解いただきたいと思っております。

先日、柳川商工会議所の青年部の方と、40名の方でございました。1時間半にわたって懇談会をした中においてマニフェストのことを問われたときに、そのことを、その旨を、総合運動公園のことをお話をいたしました。ぜひ柳川市にそういうところをつくっていただきたいということの要請も、そのときにあったところです。そういう意味では、私もぜひいたくなグレードの高い競技場や野球場をつくるつもりはございません。今日の政権交代によりまして、いろんなハード事業については大変厳しく予算もなってくると思っておりますので、そういうことを含めながら、議会に相談しながら進めてまいりたいと。そういうことで、重なりますけれども、選手の育成計画につきましては、これからというふうに思っています。

以上です。

教育部長（高田 厚君）

中学校での部活の指導者の状況はという御質問でございますが、議員御承知のとおり、中学校の部活動におきましては顧問の先生がおりまして、その先生が指導者の場合が多いわけでございます。そのため専門的な技術指導といえますが、この点につきましては不十分な点も多々あるかと思っております。そのため、現在は部活動に地域の方々等の外部指導者の方々の受け入れを行っているところでございまして、現在、柳城中学校で7名、昭代が10名、蒲池が1人、柳南が3人、大和が6人、三橋が7人ということで、合計34人の方々に外部のほうから指導を受けているところでございます。

以上でございます。

生涯学習課長（田中利光君）

高田議員お尋ねの社会スポーツで市から助成している団体数及び金額についてですが、41の団体に助成しております。

内訳としましては、柳川市体育協会に2,225千円、少年スポーツに40団体。この少年スポーツにつきましては、市内在住の児童・生徒10名以上と二十以上の指導者1名以上で構成し、年間を通して活動するクラブ、これが少年スポーツクラブでございますけれども、この団体に40団体、1団体当たり20千円、800千円、合計の3,005千円を助成いたしております。

また、このスポーツ団体指導者への助成についてはあるかというお尋ねでございますけれども、スポーツ団体の指導者への助成については、現在のところ行っておりません。

以上です。

27 番（高田千壽輝君）

では、2 回目以降の質問に移らせていただきますけれども、一問一答でお願いしたいと思  
います。

最初に市長にお伺いしたのは、私は今でも一番に総合運動整備をしたいとお考えですかと  
いうことがちょっと、お答えがなっていなかったなので、それをお願いします。

市長（金子健次君）

高田議員のほうから 1 番、2 番とか、そういう思いはですね、思いはやっぱり次世代を担  
う子供たちのために、そういう思いがあることは事実であります。1 番とか 2 番というより  
も、そういう思いがありますので、一番最初にそういうふうな思いを公園整備の中、その運  
動公園の中で、将来の夢であるかもしれないけれどもオリンピックに輩出するような子供た  
ちができればなというふうに思っております。

例えば正月の 2 日、3 日、箱根駅伝がありますけれども、柳川のグラウンドから、将来そ  
ういう高校駅伝の中に福岡県から、三橋町のそのテロップで、柳川市の中学校の出身校が出  
ればいいのかと、そういうことを夢見ておりますので、そういうグラウンドから。最近で  
は、新聞とか何かに日曜日と土曜日、記録会がありますけれども、新聞に載っております。  
その中に柳川市の出身校の子供たちもたくさんおりますので、ぜひ整備をしていきたいとい  
う思いは今もあります。

以上です。

27 番（高田千壽輝君）

これは 6 月議会の一般質問で菅原議員の中の質問で、一応、総合グラウンドの予算という  
ことで 30 億円ぐらいはかかるだろうというお答えがっております。これで、私は総合グラ  
ウンドをつくる、つくらないとか言いたくないんですけど、本当は私もつくってほしいん  
ですけど、ただ、今使っている既存の施設、大変劣悪な状況の中で子供たちが実際活動して  
います。この間、私も B & G の体育館のほうに行ったら、夏の室内温度は 40 度以上、本当ハウ  
スのような状況の中で子供たちが練習しております。これで本当に練習ができるのかとい  
う状況であります。

だから、まず既存の施設を、改築できるところを改築していただきたいと思えますけど、  
まず風通しがいいように、風が全然通らない施設がいっぱいあります。その辺はどうでし  
ょうか。

市長（金子健次君）

もちろん既設の体育施設等についても、トイレ等なんかもいろいろ要望がっておりますけ  
れども、そういうことを含めて、私は既設の分も十分改修してまいりたいというふうに思  
います。その中において、できるならば、そういうメイン会場もつくりたいというふうに考  
え

ています。

政権交代の中では予算の組み替え、また来年度予算についてもいろいろ取りざたされておりますけれども、国の動向を見きわめながら、今は国土交通省にお願いをしておりますが、予算が今後つけるかどうかという問題も含めて、十分国の動向を見きわめていきたいというふうに思っております。もちろん現在の旧施設、既設の改修も含めて、生かす分は生かしていきたいというふうに思っています。

以上です。

27 番（高田千壽輝君）

そうですね、大体本当は市長の頭の中に描いておられます競技場あたりを、本当の公認記録場とか、そういうのでお聞きしたかったんですけど、今財政的にちょっと、もうそんなにグレードの高い施設は望まないというお答えもありましたので、もうこれ以上は聞きませんが、ただ、こういう施設をつくる時に一応外部の人たちから意見をいただくと思うんですよ。そのとき、一番いいのはトップの人の意見ばかり聞いて実際使う人、活動をする人たちの意見が取り上げられないことが多いんですよ。せっかくこういう予算を使うんだったら、実際使う人たちの意見を十分お聞きしていただいてつくっていただきたいと、これは要望ですからお答えはしなくていいです。

では、次の質問にさせていただきます。

私が一番心配している外部指導者、これは本当は身分的にはどうなっていますかね、身分的にですね。それと、試合等が中体連とか、そんな地域の大会があります。そのときに引率は、外部指導者ではできないというような規定があると思います。それは本当でしょうか。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

外部指導者の身分はどうかということですが、これにつきましては、完全なボランティアということになっております。

それと、もう1点、引率につきましては、一応、教師の随行的のもとに、外部指導者も随行していただくという形になっていると思っております。

以上です。

27 番（高田千壽輝君）

これは細かいことなんですけど、そのときに私がお聞きしたのは、学校の先生には費用弁償が出ると。でも、外部指導者には出ないち聞いておりますけど、これ間違いありませんか。

教育部長（高田 厚君）

議員御指摘のとおり、これは先生のほうには一部費用出ますけれども、外部指導者の場合につきましては、これは完全なボランティアということで御指導いただいて、協力いただいております。

27番（高田千壽輝君）

本当に外部指導者を本当のボランティアだけでお願いするというのは、大変酷なことがあるんですね。こういうボランティアで来ている方は、実際謙虚な方たちが多くて、ほかのことはほとんど言われなと思います。でも、こういう人たちを長くボランティアをしていただくためには、やっぱり費用弁償、大会に行く引率の費用弁償ぐらいは出していただきたいと思いますが、その辺、これは予算を伴いますので、市長どうですかね、その辺のお考えは。

市長（金子健次君）

外部指導者の方々には本当にいろんな形で御尽力いただいて、この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。

大会への出張の場合の費用弁償につきましては、大きな検討すべき課題だというふうには考えております。今後、十分議会の皆さん方の御意見、予算を伴いますので十分今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

27番（高田千壽輝君）

検討していただくというお言葉が出ましたので、ぜひちょっと費用弁償ぐらいは出していただきたいと思います。

私も最近この外部指導者の方とお話しして、「何が一番心配ですか」とお聞きしたとき、やっぱりけが、事故、そのときに学校の先生たちだったら、公務災害というものが認められます。本当にボランティアだったら何も保障もないと思われれます。その辺のは、自分のけがはどうかできると言われました。ただ、今の世はですね、もし子供の事故があって、そしたらすぐ責任問題、訴訟ということになります。これが学校教育の場合だったら市がちゃんと弁護士とか何かつけていただいて訴訟問題できますけど、今、指導者の方個人を訴えられる場合があります。そのときは、どういう市としては、本当にボランティアでしてあるのに、そこまで責任を突いて何も市はノータッチということではできないと思っておりますので、その辺のバック体制とか、そういうことはどうなっておりますか。これが一番心配してありますので。

市長（金子健次君）

外部指導者への保障について問うてあります。指導中に万が一、不慮の事故によりお亡くなりになられたか、先ほど言われるように、指導者として行って子供たちの事故があったことの問題ですね。

今、一つ考えているのが日本PCAという教育振興会の学校支援職保障制度というのに加入をいたしております。そういう形で賄うことができるのはそれでいいと思いますが、あと今問われているのは、柳川市として全面的な保障を賄うことができるのかということなんで

すけれども、保険で賄えない場合のケースのこととお話ししたいと思います。重大な過失とか故意の過失がない限り、その指導者がいない限りは、保障については現在規定がありません、実際ですね。

そういう中において、万が一そういう不測の事態が、事案が発生した場合には、個別の対応ということになると思いますけれども、そのときにはまた議会と、予算的に伴いますので相談してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

27番（高田千壽輝君）

ちょっと私は、何か納得いくような答えじゃないんですけどね。本当にこう皆さん、本当に自分の家庭の時間も犠牲にして一生懸命ボランティアとしてだけの1点でやってあります。いざこれが民々の争いで訴えられた場合に、本当にそのボランティアの方々が訴えられた場合は、本当自分で弁護士も見つけなきゃいけない。ある人に聞いたら、今、学校教育の現場でも教育委員会を訴えるんだったらいいけど、そのときの先生や校長先生を個人的に訴えられるということで大変困って、そしたら、校長先生たちは、別に自分たちで保障制度の保険にかたってやりますとか聞いております。それをボランティアの方たちは、本当ボランティアでお金ももらっていないのに、そういう保険にまた負担をかけて入らやんとやかちいうような感じになって、こういうことになったら、みんなボランティアの腰が引けると思うんですよ。だから、本当これは大切なことだと思います。今後、今指導してある方たちも、かなりの年齢行ってある方たちがいらっしゃいます。こういうことがあって、次の指導者を育てるためにはやっぱり重大な問題だと思いますけど、もう少しちょっと深く、ちょっと答弁をお願いします。（「教育の一貫でしょうが。教育の一貫やけん、教育長に答弁ばしていただくにゃいかんじゃなかつかな」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

私のほうからお答えいたします。

通常、柳川市内で空き缶拾いとか、草刈りとか、そういうことをされる場合のボランティアですね、そういう場合の不測の事態に備えて、今、柳川市が入っておりますのは、やすらぎ保険という形で入っております。そのやすらぎ保険で賄うことができないかということで、ちょっと教育委員会には尋ねてみたんですけども、これは学校行事の関係については対象外であるというふうにお聞きしておるところでございます。

そういう意味で、例えば学校の教育の一環でキャンプに行く子供たちをPTAが連れて行って、水難事故で亡くなったとか、そういうことの想定をして今言われているかなというふうに私は……（「それは民間の保障でしょうが。そうじゃなくて、訴訟問題になったときの、住民から訴えられたとき、どうでしょう」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。そのときの引率責任者を民事訴訟を起こされた場合の問題だと思いますけれども、それについても、保

険の部分がある分が私はあったような感じがいたします。

そういうことを含めて、財政的な問題が議会のほうもありますので、なるだけ保険制度を活用した形で、心配がないような形で指導をしていただくことが先決ではないかというふうに思いますので、きょうはこのような答弁しかできませんけど、そういうことを調査して、今後検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。（発言する者あり）

議長（龍 益男君）

御静粛をお願いします。

27番（高田千壽輝君）

ちょっと私が質問しているか、だれが質問しているか、わからんごとなりよりもですけど、（発言する者あり）ちょっと。（発言する者あり）

なるだけやっぱり気持ちよくボランティアに参加して、なるだけ責任が重くないような制度を早急に模索していただきたいということで要望をお願いします。

では3点目で、団体には活動費の約20千円を補助してあるということですね。そのときの指導者には何もなし。私も長年指導していたときに、最初にこうやって子供を指導しますと言うたとき、教育委員会の第一声、「学校施設を使うんだったら報酬もらっちゃいかんですよ」ちいうのが第一声でした。いや、それは当然だなと思って感じておりました。

ただ、ところが今はもう、私も第一線引いてほかに後継者を育てて後継者に任せておりますけど、今、現在こうやって40人まだ大分指導者、これは一応40団体となっておりますけど、指導者はかなりいらっしゃいます。その中で、一番長く指導してある人が40年ぐらい指導してあるんですよ。この方たちは正直言って、日曜日大会があります、家庭サービスできません。子供たちから恨まれて、そして、本当にうれしいんですね、子供がある程度の成績をおさめると。うれしいからと手銭切ってジュース飲ませたり、帰りにそんならラーメンなっとな食べようかなということで、そういう人たちがほとんどなんですよ。そういう方たちに完全に市は行政として甘えてあります。

だから、こういうことをして、私も40年以上もして、ああもう次の後継者を育てないかん、お前、次指導をしてくれと言っても、いいことがないというのが現実なんですよ。それで後継者の人たちが育たない現状が今あります。

だから、30年以上もしっかり指導してあるけんですね、こういうスポーツを、一生懸命スポーツ振興策を考えてあるんだったら、指導者のことも考えていただきたいと思いますので、その辺の施策はどうなっておりますか。

教育部長（高田 厚君）

先ほど市長のほうも、そういった予算面を伴うものにつきましては検討させていただきますということで申し上げておりますので、一緒に協議をして検討させていただきたいと思います。

以上です。

27 番（高田千壽輝君）

じゃ、私から 1 点言いたいことがあるんですけど、先ほどの市の報道、褒賞とかいっぱい表彰をもらった方がありました。その中に、長年こうやってボランティアで子供とか、そういう活動もしてある人たちが 1 名も入っていないんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうですね。

長く議員をしてあったとか、民生委員を長くしてありますとか、そういう方たちは、その功労賞としていただいております。こういう本当の底辺を支えてある人たちに光を当ててください。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから私はこれはもう、先ほどの答弁を見ていたら多分お答えできないと思いますので、これは切なるお願いですよ。

市長（金子健次君）

いろんな分野で功労表彰者、毎年 1 回いたして、柳川市としてしております。その中において、光の当たる部分の方と光の当たらない部分の影の部分、私はどちらかということ、そういうボランティア的にやっている方の、光の当たらないところの人たちを努めて表彰していきたいと、そういう団体に対してとか、個人に対して。なるべくそういう人たちが、ただ、そういう人たちというのは、意外と控え目に辞退をされることがあると思いますが、そういう当たるような形を、これから今後の表彰についてはやっていきたいというふうに思います。

以上です。

27 番（高田千壽輝君）

今、市長のほうから、なるべくと言われましたけど、なるべくを外してください。ぜひお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、これで私の質問を終わります。（拍手）

議長（龍 益男君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

第 5 順位、14 番竹井澄子議員の発言を許します。

14 番（竹井澄子君）（登壇）

14 番竹井澄子です。ただいま議長の質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。1 点のみでございますので、よろしく願いをいたします。

最終処分場の今後の活用についてということで、大和干拓最終処分場整備工事が当時の消防厚生事業組合議会の議決を経まして、福大の松藤康司教授指導監修のもと、大和干拓において組合長、柳川市の小宮市長、副組合長、三橋中川町長、同じく副組合長、大和石田町長、そして、当時私は、その議会の議長として、その完成に立ち会わせていただきました。

しかしながら、平成 12 年 1 月にでき上がりましたが、未だに活用されず現在に至っております。活用できなくなっただけで、それと、今までの経過を、及び経費を行政サイ

ドからきっちりと説明をお願いいたします。

市長はピアス跡地の塩漬け状態を憂い、市民の土地の有効活用利用をとピアス社と話し合いに入られています。この最終処分場はそれ以前に完成して、利用されないままであるということは塩漬け状態になっていると思います。

行政サイドの説明の後、さらなる質問は自席にて行いますので、よろしく願いをいたします。

市民部長（田島稔大君）

私のほうから竹井議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、大和干拓にあります最終処分場の今までの経過と経費についてということでございます。この問題につきましては、過去、島添副議長や吉田議員からも一般質問がなされております。改めてこれまでの経緯について、まず説明をさせていただきます。

この最終処分場につきましては、当初、消防厚生事業組合から大和町を通じて、民有地を借り受けて埋め立てを行っていたものでございますが、平成8年、福岡県より不適正施設ということで改善勧告を受けております。

当時の組合は改善工事を実施するために、同年8年ですが、11月に福岡大学へ調査研究をお願いして、その後、大学からの報告を受けまして、平成9年5月に組合議会に対して施設の概要説明を行っております。そこで、組合議会で一定の御理解を受けまして、施設整備の前段となりますその用地の取得について、平成10年5月に、組合議会で処分場用地の買収議案 用地買収の議案が可決をされております。その後、平成11年3月に国庫補助事業を受けて改善工事に着手をして12年の1月に工事完了しております。

しかしながら、平成11年12月に大和町議会より組合あてに質問状と、有明海のノリ養殖場などへの環境汚染を危惧するという観点から焼却灰の受け入れに反対すると、そういった旨の抗議文が提出をされております。それとあわせて平成12年1月に、大和町議会において、大和干拓残灰処分場問題調査特別委員会が設置をされて、いろいろと議論がされたという経過がございます。

このような経緯のもとで旧大和町議会、そして、地元の理解が得られないまま、現在の状態、未使用の状態であるということでございます。

経過といたしましては、以上でございます。

それから経費につきまして、現在、大和干拓の処分場維持管理をしておりますが、大体平均で年間7,000千円程度の経費を要しております。

以上でございます。

14番（竹井澄子君）

まず、最初にお尋ねいたします。

国庫補助事業として、その当時416,287,848円いただいた事業でございます。国庫補助事業

を塩漬け状態にしておいて何らペナルティーはなかったのでしょうか、それが1点。

それから、以前質問いたしましたときに、維持費が9,800千円ほど、雑草刈りとかいろんなものであったと。現在は7,687,380円と減少しておりますが、その減少の理由は何なのか。

その当時、使用できないということで最初、北九州の響灘へ2年間委託をして残灰を処理させていただきました。その当時は1トン当たり20千円の処理費がかかっておりましたけれども、現在の処分費は運搬料が2種類、処分料も5種類に分かれておりますが、いつからそういうふうな状態になったのでしょうか。

それから、最終処分場について、特別委員会なり会議を行われたことがございますか。それをお尋ねいたします。

廃棄物対策課長（稲又義輝君）

ペナルティーはあったのかというふうな御質問につきましては、ペナルティーは特にございません。

それから、以前は九百何十万円あって、その分が7,600千円になっているけれども、その理由はというふうなことです。これにつきましては、経費の中で途中故障等もございまして、毎年度同じような金額が経費として出ているというふうなものではございませんので、若干の差があるというふうなことです。それで、先ほど部長が申しあげました平均をしますと7,000千円というふうなことで答弁をさせていただいております。

焼却灰のことについてお尋ねですが、現在の焼却灰につきましては、まず、主灰と飛灰というふうなことで、主灰が燃えかすというふうにとらえていただいていた方がいいかと思えます。飛灰というのが空気中に飛んでいるごみ、特にダイオキシン類が多いようなものですが、そういったものが飛灰でございまして。

まず、主灰の関係での単価について申し上げます。

トン当たり11千円、これは税抜きですけれども11千円です。これは運搬料、主灰の運搬料です。飛灰の運搬料につきましては12千円でございます。それから、主灰の処分料につきましては、これはトン当たり24千円、それから、飛灰については28千円でございます。

それから、特別委員会等の設置については、設置されておられません。

以上でございます。

14番（竹井澄子君）

現在のようになっている原因は何か、的確に教えてください。

市民部長（田島稔大君）

まず、この大和干拓の最終処分場へ持っていけなくなった理由といたしますのが、先ほど申しましたように、大和町議会で抗議があったという部分と、それを含みその経過もありまして、地元の理解も得られなかったというのがまず最大の原因だろうと思えます。

私たちといたしましては、今まで先ほどからずっと残灰の処分のことがございましたけれ

ども、12年度から北九州や八代市のほうへ埋め立て処分ということで転々としてまいりまして、そして17年度に、今の周南市のほうへ処分をお願いしているということでございます。これはリサイクルでございます。

現在、また灰の埋め立て処分につきましては大変厳しくなっております。環境意識の高まりや周辺住民の同意が得られないといったこと、それとまた、この廃棄物の処分につきましては排出した責任、市の責任でございますが、これも相当高くなっているということで、市のリスクも高いものとなっております。そういったことで、市といたしましては、再利用というのを今基本に据えて処分をやっているということでございます。

ちょっと答弁若干ずれましたけど、そういうことでございます。

14番（竹井澄子君）

当初から見ると、だんだん処分料がこちらのほうは上がってきております。市で残灰処理場として私どもが説明を受けた当時は、5年半捨てる余地があるということでございましたが、この前お伺いしましたら、4年分ぐらいしかないというお答えが返ってきました。

市の残灰処理ということは、市が責任を持ってしなければ、いつの日か、もうあなたのところの残灰処理のことは引き受けませんという状態がいつかは来るというふうに私は思いますが、執行部のほうは、その点はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

市民部長（田島稔大君）

先ほど申し上げましたように、特に埋め立てに関しては相当厳しい状況にあります。

埋め立てといいますと限度がございます、どうしてもですね。ですから、私たちといたしましては、再利用ということで、今セメントの原材料ということで、周南市のほうに持って処理をしているということでございますが、できる限りそういった再利用という形で処理をしていきたいと。そして、たまたまといいますか、柳川市には大和干拓のような施設がございます。これは地元の了解、議会を初めとして地元の了解等々が得られれば、緊急避難的にそこには持っていけるというふうな場所がございます。そういったことで、これは有効に、いざというときのために活用できるような形にしておきたいなということで考えておるところでございます。

基本的には、再利用ができる間はその再利用のほうに持っていきたい、周南市ともつなぎをつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

14番（竹井澄子君）

この取り決め、処分費の取り決めは向こうの言いなりでしょうか、それとも交渉されているのでしょうか。

それから、その当時は一部組合でつくりました。大和町が賛成しなかったからという御答弁がございましたけれども、今は柳川市なんです。合併して柳川市なんです。柳川市全体で

考える処分場なんです。それを何か、答弁を私から言わせていただくと、逃げているような答弁に聞こえます。もっと真摯にこの問題は取り組み、委員会が一回もなかったということは、市民の税金を使ってつくりましたこの処分場ですが、それに対して、一回の委員会も開かれない。そして現在に至っているということに対して、執行部の答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

先ほど田島部長のほうがお答えをいたしましたように、なぜその処分場が処理できないのかということにつきましては、地元の土地改良区の入植者の方や、また風評被害になると思いますけれども漁業関係の有明のノリの問題等でなかなか理解ができないというので、当時、大和町議会におかれてそういうふうなことの話が当時の一部事務組合のほうにあったというふうに思っています。

確かに今日までに柳川市議会におきまして、この論議等が一般質問の中であったというふうに伺っておりますけれども、この問題にいたしましても、利用するにいたしましても、やっぱり柳川市議会の理解、全体的な理解を得て地元が理解をしていただかないと、なかなかゴーサインができないというふうに私自身も思います。そこら辺につきまして、先ほど部長がお答えしましたように、現在、周南市のセメント原料のリサイクルという形を原則的に貫きますが、将来的には、そういう問題が、この利用問題がまた出てくるとは思いますけれども、きょう現在では、まだまだ議会の理解というよりも話をしておりませんので、その分のことについて今後していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（「費用、費用の交渉」と呼ぶ者あり）

廃棄物対策課長（稲又義輝君）

灰の処分の費用というふうなことでとらえてよろしいでしょうか。この分については協議をしてから決定をさせていただいております。

以上です。

14番（竹井澄子君）

お願いするほうですから強い態度で言えないというのが実情だと思いますけれども、総工費432,285千円でできて、現在までにかかりました総経費はいかがなものになっているのか、その点をお尋ねします。

廃棄物対策課長（稲又義輝君）

今までの維持費の計というふうなことでございますが、12年度からはこちらのほうで試算、数字を挙げておりますので、申しわけございません、12年度から20年度までの9年間ということにとらえていただきたいというふうに思いますが、9年間の合計をいたしますと63,899千円という数字になります。

以上です。（「今まで全額ですか」「処分費です」と呼ぶ者あり）

14番（竹井澄子君）

ちょっと質問の意味が伝わっていない。私は総工費を含めて、今までに投じたお金は幾らになっていきますかということ、処分費も含めて。

廃棄物対策課長（稲又義輝君）

失礼しました。最終処分場の建設費が議員言われますように432,285千円、それに9年間の維持補修関係では63,899千円ということで、その2つの合計をしますと439,972千円というふうなことになります。（「全部」と呼ぶ者あり）

14番（竹井澄子君）

もう1回言います。私がお尋ねしているのは、わかりますか、総工費、総工事費と需用費、役務費、委託料、処分費、全部合わせて今まで何億円使われましたかということ。

廃棄物対策課長（稲又義輝君）

失礼しました。最終処分場の建設費、それから維持費、それから焼却灰の処理費、この3つを合計いたしますと、1,100,781千円というふうな金額になります。

以上です。

14番（竹井澄子君）

大体の概要がわかりましたけれども、市におかれまして、この塩漬け状態になっている施設をリサイクルのほうに使うというふうにお話がありましたけれども、いざというときのために残しておくようなニュアンスにも聞こえましたけれども、市長として、こういう塩漬け状態の土地を今後どのように処理していかれるのか、市長の答弁をお聞きいたします。

市長（金子健次君）

先ほど答弁いたしましたように、そういうことを地元の皆さん、また漁協関係が御理解、説明しながら理解をしていただくということであれば、そのことは利用できるわけですが、無理強いにして、サバ折りのようにそういうことは私は利用ができない。地元のやっぱり御理解が得られないままにそのことはできないというふうに、住民運動も起きてきますので、そのことが議会にもそういう捨て場所がありますので、そういうことをどういうふうに活用していくかということは、柳川市にとりましても、今後の大きな課題であると思います。

そして、建設後に十何億円も実際周南市に出している分の搬出料とかそんな形は、すべてが毎年70,000千円から80,000千円かかっているというふうに聞いておりますので、活用すべきところは活用していきたいと思いますが、そういう問題が非常に大きな課題であるというふうに私も思っておりますので、市長としてどうこうと言われるけれども、政治的には大きな問題であるというふうに思っています。

14番（竹井澄子君）

要望を申し上げて、終わりにしたいと思います。

このことで1回も会議がなされていないということでございます。どうか地元の皆さん、また、いろんな方を含めまして、今後こういう施設はどうしたらいいかという会議をぜひし

ていただきたいというふうに要望して、終わりいたします。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、竹井澄子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時10分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第6順位、18番近藤末治議員の発言を許します。

18番（近藤末治君）（登壇）

皆さんこんにちは。18番近藤でございます。

ただいま議長の発言許可を得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。

まず1点目でございますけれども、学校教育についてお尋ねをいたします。

子供は国の宝と申します。その子供を育てるには、しっかりとした教育が必要であることは言うまでもございません。「三つ子の魂百まで」と申しますが、幼少のころはもちろん、小・中学校での基礎教育、それは、その人のその後の人間形成につながる最も重要なものであると思います。

そこで、今年度当市におきましては、生涯学習社会の構築を目指し、柳川市教育施策が発表されたところです。いろんな施策が打ち出されておりますが、2項目ほどお伺いをいたします。

1つとして、今回、学校教育指導要領の改正によりまして、中学校では柔道、剣道、そして相撲のどれかを選び、これが必須科目となるようでございますが、何年度から柳川市は実施されるのか。それと、それに見合う武道場と申しますか、すぐ対応できる中学校が市内で何校あるのか、その状況についてお答えください。

次に、(2)といたしましては、小学校・中学校の一貫教育についてお伺いいたしますが、まず、現在県内で小中一貫教育を取り組まれている学校があるのか、お尋ねいたします。

次に、この小中一貫教育についてのメリット、それとデメリットはどうでしょうか。

また、現在、蒲地小・中学校では小・中学校連携ということの指導方法の工夫改善に努められているようでございますが、どのような連携がなされているのか、お伺いいたします。

それと、連携と一貫教育との違いはいかがですか。

最後に、小中一貫教育に取り組む計画があるとすれば、どのようなスケジュールで取り組まれるのか、お伺いをいたします。

次に、2点目の市民要望について、3項目ほどお尋ねをいたします。

(1)といたしまして、柳川市には現在、残念ながら都市公園というものは整備されておらず、

いろんな事業に伴い整備した公園や地区での小さな広場的な公園しかないのが現状ではないかと思えます。親と子が、また、じいちゃん、ばあちゃんと孫とかが安心して遊べる遊具等はそこには十分整備されておらず、近隣の公園に連れていかざるを得ないのが現状です。

ちなみに、近くの遊具が整備された大規模公園について申し上げますと、みやま市には濃施山公園、久留米市には、これは三潴町でございますが、水沼の里公園、佐賀市には佐賀空港公園の干潟公園があります。そこで、柳川市内には親と子が、また、孫らと二、三時間程度遊べる遊具施設の整った公園があるのか、お伺いをいたします。

また、行政区には神社や広場的な公園にブランコ、滑り台、鉄棒等設置してありますが、それらの安全点検は行っているのか、また、古くなった遊具施設の補修や移設、新設に対し補助する考えがあるのか、お伺いいたします。

次に、(2)の橋本グラウンドの便所の改善についてお伺いをいたします。

この施設は、旧柳川市が昭和61年に整備したものだと思えます。今でも多くの市民の方々が野球やソフトボールや、その他の野外スポーツを楽しんでおられます。

ところが、この便所について申しますと、当時のままで現在のトイレとは到底かけ離れたお粗末なものであります。今、少年野球チームがグラウンドを利用させていただいているようですが、その子供たちに聞きますと、臭くて臭くて汚くて、外で用を足したほうがずっといいと言っております。幸い、野球場の内野グラウンドは最近、父兄の方の御厚意によりまして、重機などを使って立派に整備されたそうでございます。

市といたしまして、便所の改修計画をどのように考えてあるのか、お伺いをいたします。

次に、(3)といたしまして、旧市営住宅跡地、深町団地でございますけれども、これについてお伺いをいたします。

先般来、この住宅跡地につきましては、市報等によりまして市有地売却の公募があつておりましたが、いまだ応募者が無いようにお聞きしております。もし一般応募がなければ、地域の要望もありますし、市長のマニフェストの中にも、グラウンドゴルフ場等の整備、補修を行い、高齢者の生きがい、健康づくりを進め、医療費の削減に努めますと書かれてありますし、地域高齢者が楽しく利用できるグラウンド等への利用は考えられないのか、お伺いをいたします。

以上、壇上からの質問は終わります。あとは自席から行いますので、よろしくお伺いいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

1点目の学校教育につきまして、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず、武道の実施時期についてお答えしたいと思います。

平成20年3月に告示されました学習指導要領の改定に合わせまして、中学校での全面实施につきましては、平成24年度からとなっております。武道の授業につきましても、同じ時期

からとなると思います。

また、これらに必要な中学校における武道場の設置状況につきましては、蒲地中学校を除く5校につきましては、今整備がなされておるところであります。

次に、2点目の小中一貫教育につきましては、まず連携と一貫教育との違いからお答えしたいと思います。

小中連携と小中一貫教育との違いにつきましては、現在のところ、法制上の明確な規定はございません。そこで、ここに定義されているのが現状でありますので、一応、柳川市教育委員会といたしましては、小中一貫教育につきましては、教育課程特例校の指定や、研究開発学校の指定など、国の特別な認可を受けて行う場合と考えております。

次に、小中連携につきましては、国の特別な認可を受けるのではなく、既存の法体系の中で小学校教育と中学校教育のよりよい円滑な接続を目指す取り組みを行う場合というふうに考えております。

これらからいたしますと、県内で小中一貫教育に取り組んでいる学校はとのお尋ねでしたが、八女市の上陽北?学園というのが1校のみ、今実施されておるところでございます。

次に、小中一貫教育のメリットとデメリットの御質問だったと思います。

メリットにつきましては、一応4点ほど挙げられるかと思えます。

まず1点目といたしまして、9年間を見通した指導ができる、2点目といたしまして、児童・生徒や地域の実態に応じた教育課程がより編成しやすくなる、3点目で施設や設備の共用が可能になる、4点目といたしまして、発達課題の解決を図るために、現行の6・3制ではなくて4・3・2、そういう体制などの対応も可能になってくることなどが挙げられると思えます。

逆にデメリットといたしましては、3点ほど挙げられるかと思えます。

1つが、流動性が少なくなるため、環境変化の新鮮さに欠ける、2点目で知的、体力的差の多い小・中学生を一緒にすることから、安全面などでの新たな問題への対応が出てくる。3点目といたしまして、施設は共用できるが体格や年齢差に対応しなければならないという、そういうことが考えられるかと思えます。

最後に、小中一貫教育への取り組み計画とのことですが、柳川市の現状を申し上げますと、6中学校区に19の小学校があります。現在の学校をもとに小中一貫校を設置する場合、教育課程の編成、それから、施設の共用や人材交流などの立地条件の観点からいたしますと、1小学校1中学校が隣接しております蒲地中学校区でしか行えないような状況にあります。

実際、蒲地中学校区での取り組みを申し上げますと、今現在、9カ年を見通した確かな学力を育成する小中連携教育の推進ということで、そういう研究主題のもとに小中連携の推進

に取り組んでおるところでございます。このような研究結果をもとに、今後の柳川市の連携の方法を模索していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

まちづくり課長（大村隆雄君）

市の管理の公園についてお答えさせていただきます。

現在、市が管理しておる公園の数でございますけど、一般公園が21カ所、農村公園が35カ所、農村広場が2カ所と、それに都市計画法に基づきます開発行為でできました公園が39カ所ございまして、総数97カ所でございます。

そのうち遊具などを設置している公園は24カ所ございまして、その中で滑り台とかブランコ、ジャングルジム等を備えました総合遊具や広場が整備をされまして、遊んでゆっくりと過ごせる公園を、旧市町別で見ますと、柳川市では上宮永町にあります有明地域観光物産公園、金納にあります蒲地水辺公園、それから、東蒲地にあります根葉農村公園が挙げられます。それとまた、旧三橋町では、三橋町、柳川のほうにありますY o u ・遊の森公園、それに中山の立花いこいの森公園があります。それに、旧大和町では、明野にございます明野農村公園と、教育委員会のほうで管理をしていただいております大和庁舎東側にあります雲龍の郷公園がありまして、市内合わせまして7カ所程度そういうふうな備えつけがある公園が挙げられるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

生涯学習課長（田中利光君）

行政区域内の神社、公園の遊具施設の安全点検や補助についてお尋ねがっておりますので、お答えいたします。

行政区内の遊具施設につきましては、市内125カ所で設置されております。遊具施設の安全点検については業者に委託しておりまして、1年に1回行っております。平成20年度は12月に行っております。

補修や撤去については、予算の範囲内で行っております。新設については、現在では補助はございません。

続きまして、橋本グラウンドの便所の改善についてお答えいたします。

議員がお話しされましたように、柳川市橋本町に設置されております柳川市学童農園むつごろうランドは、昭和61年に設置され既に23年が経過しております。ここの野球場に併設されているトイレはくみ取り式でございまして、男性用、女性用の仕切り等がなく、また、御指摘のように臭くて汚い状況にあるということで、利用者の方に大変不便をおかけしてあることも承知をいたしております。

生涯学習課では、スポーツ施設、文化施設、公民館など沢山の施設を管理しておりますが、緊急な修繕を必要としている施設もありまして、この修繕に多額の財政負担を伴うことにな

ります。

このため、トイレの早急な改善の必要性は十分認識しておりますが、課で所管する施設の維持管理予算を検討しながら対応してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

それでは、近藤議員の市民要望の3点目でございます旧市営住宅深町団地跡地についてお答えを申し上げます。

議員おっしゃいますとおり、この跡地につきましては、現在、本年11月30日までを期限として面積2,240.58平方メートル、売買価格35,849千円で公募を行っているところでございますが、残念ながら、現在まで申し込みはございません。

この跡地は、平成18年度に策定しました柳川市未利用財産利活用等方針に沿いまして、自主財源の確保等の面から昨年度、一般競争入札で公売を行いました。しかしながら、入札者がなく売却できませんでしたので、今年6月1日から申し込みの先着順により売却することで現在、公募を行っているところでございます。

御質問は、現在行っている公募でも応募者がいない場合は、地域高齢者が利用できるグラウンド等への活用ができないかというところでございますが、現在、先ほど申しましたように公募中でございますので、その結果により判断をしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

18番（近藤末治君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、2回目からは1点ずつお願いいたします。

まず、先ほど課長から御答弁ありましたが、柔剣道が24年度から必須科目になるということでございますが、例えば、その学校で生徒たちが、自分は剣道が好きだから剣道をやりたい、いや、僕は柔道を習いたい、また、相撲をやりたいというときに、どういうふうな調整をなさるのか、お答えください。

それと、これは女子の場合も必須になるわけですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

武道の授業につきましては、男子であれ女子であれ、柔道、剣道、相撲の3種目の中から1つを選択し、特定の種目を3年間履修できるようにすることが望ましいというふうになっております。

柔道、剣道、相撲の中から何を選択するかにつきましては、学校の考え方もあろうかと思いますが、剣道でしたら体育館での実施が可能だと思っております。柔道や相撲につきましても、体育館等で実施不可能ではありませんが、専用施設でないために、実施する場合は相当な工夫が必要になってくるものと思われれます。

また、武道の授業について、一応選択制ということになっておりますが、先ほども言いましたように、施設の問題とあわせて、もう1つ一番大きな課題といたしまして、指導者がいるかどうかという部分が課題になっているかと思えます。先ほど高田議員の御質問の中にもございましたが、今現在、中学校6校すべてに剣道部という部活動がございます。その指導者につきましては、その半分ぐらいを外部指導者に頼っているのが現状になっております。

また、柔道部につきましては、今現在、部活動としましては大和中学校のみの実施となっておりますのが現状になっております。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

生徒たちが選んだのを学校で剣道か柔道か決めてやるということですよ。そうした場合に、今さっきすぐにでも対応できるような学校がありますかとお尋ねしたら、蒲地中学校を除くということでしたので、当然、蒲地中学校は今の体育館で授業を考えるということでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、仮に剣道だとすれば、体育館のほうの施設でも可能になるというふうに考えております。

もう1点、蒲地中学校にも部活動としての剣道部がございます。こちらにつきましては、今のところ多目的ホールを使って実施されておるといふふうに聞いております。

以上です。

18番（近藤末治君）

実は、この体育館についてお尋ねしたかったのですが、こういうことになったんですが、今の体育館が、これは昭和51年に建築されてあると思います。それで、既にもう33年過ぎておりますし、ことしも3月の卒業式でございました、私も出席をいたしましたけれども、粛々とやられておったんですが、突然、あいにくといいますが、激しいにわか雨が降り出して、その屋根を打つ雨音で校長先生や来賓の祝辞が全然聞こえなかったということなんです。

そこで、先ほど申し上げましたように、柳川市の教育施策、この中には、35年以上たっている建物については改築を原則とすると示されておるわけですよ。それで、今24年度からといいますと、あと3年、そうすると、現在が33年ですから36年になると思います。それで今回、柔道、剣道が必須科目となるようでございますので、それに合わせたような体育館の計画というのはいかならないのでしょうか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

確かに蒲地中学校の体育館につきましては、昭和51年の建築になっております。しかしな

がら、今回の補正予算にも提出しておりますが、児童・生徒の安全を第一に考えまして、危険校舎の耐震補強を優先に考えさせていただいております。

また、危険校舎のための耐力度調査というものも6月補正で予算化をいただいております。耐力度調査を早期に行うことで、まずは次年度以降の危険校舎改築を最優先として考えているところでございます。

この整備計画が進んだ後の対応になるかとは思いますが、順次計画的に整備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

予算も伴うことですし、今言いましたように、柔剣道とか必須科目に向けた武道場を兼ねた体育館の整備もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、小・中学校の一貫教育についてお尋ねをいたしますけれども、先ほどの御答弁ですと県内では1校が実施されているということですが、具体的にどのようなことをされているのか、お答えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど1回目の答弁の中で、メリットということで4点ほど挙げさせていただいたかと思ひます。どうしているかというお尋ねでございますが、基本的には9年間を見通した指導ができるという形が一番大きいかと思ひます。

実際、先ほど1校ありますと申し上げました上陽の北?学園につきましても、6・3制ではなくて4・3・2という、そういう教育課程の編成で取り組んであるというふうに聞いております。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは、今お聞きしますと、4・3・2ということですね。そうした場合に、小学校の先生と中学校の先生は免許が違うと思うんですが、どのような仕分けをされているのでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

上陽の北?学園につきましては、先ほど言ひましたように4・3・2という体制で学校教育を行っております。通常の小学校5年生あたりから、通常小学校教育でございましたら、1人の担任ということで全教科を教えていきます。一応こちらの北?学園につきましては、中学校と同じように専門の教科の指導といひますが、そういう形で実施をされているというふうに聞いております。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございます。

それから、先ほど柳川市では、いみじくも私の出身校であります蒲地小、中学校が一貫教育に取り組みやすいんだらうというお答えでございました。私も、小学校から中学校そのまま同級生がほとんど一緒に行きますから、余り違和感がないんですけども、例えば、これがよその中学校と違いますか、三橋、大和なんかは1校しかございませんし、いろんな小学校から中学校に入るわけですが、中一ギャップと違いますか、小学生から今度は違う小学校の生徒と一緒にならなきゃいけないから、中一ギャップというのがよその学校と比べて蒲地はどのような状態でしょうか。と申しますのが、一貫教育みたいなことで蒲地は小中行きましますから、よその中学校によりましますと、よその小学校が幾つかあって中学校になりますから、そこで友達関係とか、いろんなことで不登校と違いますか、そういうふうな生徒が生まれなかなと思いますけれども、どうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

今現在、詳しい数字までは記憶しておりませんが、蒲地中学校につきましては、ほかの中学校に比べまして不登校や問題行動が少ないということで聞いております。生活面のほうも落ちついているということが言えるかとは思いますが。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございます。

今お聞きしますと、やっぱり小中一貫教育の利点と違いますか、メリットがそこにあらわれているんじゃないかと思えますけれども、何事にいたしましても、新しいことに取りかかる場合にはいろんな問題があると思えますが、教育長、そこら辺はどういうお考えでしょうか。御意見をお持ちでしたら。

教育長（北川 満君）

初めての議会、初めての答弁ということで、大変緊張しております。また、前教育長さんの後ということで、上村前教育長同様、いや、旧に倍する皆様方の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます、答弁を差し上げたいと思えます。

ただいま近藤議員からございました小中一貫教育ということで、私の見解でございますが、本来、義務教育としての責任を果たすということからいたしますと、小中一貫教育には限りません、どの学校におきましても、小中9カ年の教育指導には責任を持たなければならないと、このように考えております。

また、近年、小中一貫教育が注目されておりますことは、時代の趨勢とはいいいながら、このような理由があるからと思えます。

1つは、義務教育の質の向上、学力向上が至上命令でございます。そういったことで、義務教育の質の向上が1つ。

次に、今議員も御指摘のとおり、中一ギャップということで、中学校に入って教科指導や授業の進み方等が非常に早く進みます。そういったことへの対応で不登校に陥ったり、問題行動に走ったりという事例が後を絶たない状況もございます。これが中一ギャップへの対応でございます。

また、もう1点は発達課題ということで、小学校の低、中、高、先ほど課長も申し上げましたが、今6・3制で来ているわけでございますが、4・3・2制をとということで、かなり弾力的に各学校、運営がされるというような実態を今、研究校で示唆いただいているところでございます。

このような理由が挙げられますが、これらのことは、小中一貫校のみならずどこの学校でも、中一ギャップにしても学力向上にしても発達課題にいたしましても、どこの学校においても追及されるべき教育のあり方でありまして、決定的な理由とは言えないのかと思います。

そこで重要なことは、一貫制の中身でございまして、どのような方針でどのような児童・生徒を育成していくかということが非常に大事になるわけでございます。

そこで、議員の出身校でございます蒲地中学校区が、先ほど課長が語る述べましたが、かなり進んだ研究、取り組みを今進めていただいております。小学校、中学校が非常に隣接しておりますので、まさに小中一貫としては、今柳川市内におきましてはかなり理想的な形、進めやすい状況にあるかと思っております。

その蒲地中学校区の研究結果や他校で取り組まれている先進校も多数ございますので、今全国では1,500校以上あるというふうに言われておりますので、そういった取り組まれている状況や連携の方法をもとにしまして、各中学校区の学校がそれぞれの児童・生徒の実態や必要に応じた共通な取り組みとして、学習活動や指導方法、あるいは指導体制ということに工夫することで、今後一層、拍車がかかってくるのではないかと思います。また、そういったことが今後一層、重要となるものと、このように考えております。

もう少し述べさせていただきますと、小中連携だけでなく、本市におきましては、幼稚園、保育園、小学校、中学校、いわゆる幼保小中ということの連携にも力を入れていきたいと考えているところでございます。

このような取り組みを進めることによりまして、ゼロ歳から義務教育への連携を行うということで、家庭や地域、学校、この3者の連携がさらに深まるものと考えております。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

教育長には本当に子供の教育を熱心にお考えになっているお持ちの方と思います。今後ま

た一生懸命、私たちができることがありましたら言ってください、頑張りますので。

それでは、次に、2点目の市民要望についてお伺いいたします。

まず、公園関係でございますけれども、先ほどの答弁ですと、遊具があるといいますが、そういうのは、大まかに蒲地水辺公園とかY o u・遊の森公園とか雲龍の郷公園などと御答弁なさいましたけれども、そこには十分な、子供たちが数時間遊べるような遊具が整備されていると思われませんか。

まちづくり課長（大村隆雄君）

遊具施設が十分に整備をされているかというお尋ねでございますけど、必ずしも十分だとは思っておりません。それで、設置要望箇所等が多い公園につきましては、今現在の利用状況等を把握しながら、また、地域の皆さん方の御意見を伺って協議をしながら、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

この遊具施設と申しましても、やっぱり安全面も考えなくてはいけないと思います。今回、市長がマニフェストに掲げておられる総合運動公園、この中にも、先ほど申し上げましたような濃施山公園や水沼の里公園、このような公園を参考にして計画していただければと思いますが、いかがでございましょうか。

市長（金子健次君）

まだ具体的な構想というのを持っておりませんが、総合運動公園の中には、総合的な遊具のほかに、またあわせて、きょうNHKで流していましたが、健康づくりのための遊具と申しますか、そういう面とか、生涯学習のスポーツ面の遊具とか、そういう面を含めて今後検討いたしまして、市民の皆さんが親しみと愛着が持てる、誇れる公園でなければならないというふうに思っております。そこには幅広い世代の方々が地域を超えたコミュニケーションの場として、ゆっくりくつろげるというような施設の計画をこれから考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

18番（近藤末治君）

御答弁ありがとうございました。

それから、先ほどの答弁ですと、地区の広場や神社にある遊具の点検を年1回業者に委託してやられているということですが、この報告書とか危険度についての報告、こういうことはございますか。

生涯学習課長（田中利光君）

逐一点検をしていただきまして、A判定からD判定まで、今のところ問題ございませんと

か、非常に危険ですというふうなランクをつけていただいて、御報告をいただいております。

その御報告をいただいた中で、予算にも限りがございますので、緊急度の高いものを現地調査いたしまして、修繕を行っているというところでございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それから、先日、私の近くの方なのですが、遊具のペンキの塗りがえをやりたいということで、これはボランティアで自分がやるということで、原材料でもということで相談をしたら、なかなか予算が厳しくてと言われたようです。今後、このような施設や補修、移設などに対して、これは予算面もございましょうが、どのように御対応なさるのか。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

先ほど課長もお答えいたしましたように、こういった遊具施設につきましては、年に1回の一斉点検をしておりますが、そのほかにも、区長さん方からとかそういったお知らせ、連絡をいただいた場合は、逐一こちらのほうで確認をいたしまして、対応しているところでございます。

今後、そういったことに対しましては、優先度を検討しながら進めていきたいと思っておりますし、予算もできるだけ確保したいというふうに思っております。

以上です。

18番（近藤末治君）

はい、ありがとうございます。

それでは、次に橋本グラウンドの便所の件について再度お伺いいたしますが、私も職員時代、スポーツ行事やレクリエーションの催し物のとき、その便所は使った経験がございますし、その当時は別にそうも思わなかったのですが、2年ぐらい前から、少年野球チームがグラウンドを借りて夕方遅くまで練習をしているようでございます。私の近くの子供たちもあそこに行っているんですが、先ほど質問いたしましたように、とても臭くて汚くて、練習試合などのときによその地区の方が来られるけれども、選手たちや父兄にここが便所ですよということが恥ずかしくてしょうがないんですよということでございました。

また、男性、女性、小用があるんですが、特に女性の場合は、もう近くのコンビニまで車で走らないとできないというようなことでございます。

そこで、これは浄化槽を設置すれば、かなりの便所の改造になると思いますが、すぐ近くに公共下水道の処理場の施設がございます。それで、その公共下水道にこれを接続することはできないのか、お尋ねをいたします。

教育部長（高田 厚君）

その公共下水道に接続できるかにつきましては、下水道課のほうに確認しましたところ、

それは可能だということでございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、やっぱり浄化槽にかなりの予算がかかるわけですよ。それで、今部長お答えのように、公共下水道に接続をできるということになると、かなり費用も軽減されるんじゃないかと思うんですが、このようなことで早急な対応というのはお考えございませんでしょうか。

教育部長（高田 厚君）

この橋本グラウンドの便所の件につきましては、以前から同様な指摘がございまして、利用者の方々や複数の議員さん方からもそういう御指摘がございました。所管といたしましては、現地も確認をいたしまして、できるだけ早く改修したいという気持ちは持っておりますけれども、何せこの所管しております施設、かなりの数ございまして、そういった施設の総合的な管理の中で検討させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

18番（近藤末治君）

御答弁ありがとうございます。ぜひ現状を把握されて、それから、教育長は先月の有明フェスタですか、あのとき出席をされてこの便所をお使いになったと思いますが、どんなでしたか。やっぱりきれいとは言われなかった便所でしょう。

教育長（北川 満君）

夏祭りの両開の花火でございますが、その折に行きましたが、余りにも開放的で、トイレを汚い、汚くない云々の前に、余りにもオープン過ぎて使いにくいというような声は聞いております。

そして、つい日曜日でございますが、先日フレンドリーソフトボールということで、柳川市の19チームが集まりましたソフトボール大会にちょっと所用で参りました。その折でございますが、研修所のわきの奥のバックネットの先ですか、御案内のように、奥の芝生の向こうにきれいなトイレが1つ設置されております。また、一昨日のフレンドリーソフトボールの今の件の御指摘の便所につきましては、変わってました。えらいきれいに清掃されて、におい一つしない状況でございました。

これはなぜかなということも思ったわけでございますが、やはり地域で子供たちは育つんだなということで、その地域を育ててある保護者の皆様がきちっと使わせていただくんだというような思いできれいに清掃をして、その大会に臨まれたということで、乗富会長さんともその旨すばらしいことですねということで賛辞を捧げたわけでございます。

そういったことがございますので、使用する場合に、受益者の方にもひとつよかったらトイレのちょっとした水まき等をしていただくのも筋かなというような思いで、ふと帰ってま

いりました。報告にかえさせていただきますけど。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

御答弁ありがとうございました。

今、教育長から開放的なのということでございますけれども、男女の別がないような便所でございますので、ぜひ御配慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、最後でございますけれども、旧市営住宅の跡地でございます。

先ほどですと、11月末まで応募の締め切り期限となっているということで、今のところ応募がないということでございますが、地域審議会からも要望があっているようでございますし、払い下げを一時凍結していただきまして、地区の要望を酌み取っていただくということができないのでしょうか、お伺いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

確かに議員が言われますとおり、中心街からも地域での跡地活用の要望が上がっておりますし、高齢者の生きがい、健康づくりを進め医療費の削減に努めるというのも行政として重要な施策であります。しかし、一方で、この跡地の売却は厳しい財政状況における自主財源確保施策の一環であるということも御理解賜りたいと思います。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたとおり、この跡地は現在、公募中の物件でありますので、この結果を受けて今後の対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

18番（近藤末治君）

以上をもちまして、私の質問すべて終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時10分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第7順位、4番近熊井三千代議員の発言を許します。

4番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

初めに、ジェネリック医薬品利用の推進について、お尋ねいたします。

皆さん御存じのように、ジェネリック医薬品、後発医薬品とは、成分そのものや、その製

造方法を対象とする特許権が消滅した先発医薬品、新薬について、特許権者でない医薬品製造メーカーが、その特許の内容を利用して製造した同じ成分を含んだ医薬品をいいます。

このように、先発医薬品、新薬と有効成分は同じですが、開発コストが抑えられるため、価格は7から2割程度も安くなっています。医療費の抑制が日本より一足先に既に重要課題となっている医療先進国の欧米では、高騰する医療費抑制の重要なツールとしてジェネリック医薬品が重要視されて、十分に今活用されております。普及率は、アメリカが63%、イギリスが59%に達しています。日本は低迷しており、17%にとどまっております。

そこで、我が国でもふえ続ける医療費を節減するため、2012年までにジェネリック医薬品の使用数量を30%以上にする目標を立てております。本市においても、医療費の高騰により国民健康保険特別会計決算では毎年赤字が続き、基金より繰り入れて補っていますが、その基金も底をついてきている状態です。今大流行が懸念されています新型インフルエンザなど、今後も予期せぬ事態が起き、高額な医療費の保険給付が必要になる状況においても対応できるよう、節減できる部分に対しては成果の出る取り組みが必要ではないでしょうか。

そこで4点お尋ねいたします。

本市のジェネリック医薬品の利用者は何人おられますか。どれくらいの医療費の抑制になっていますでしょうか。

2点目といたしまして、国はことし4月より処方箋の様式を変えました。「後発薬への変更は不可」という欄に医師が署名や押印をしない限り、薬剤師は患者の同意があれば後発薬、ジェネリック医薬品を調剤することができるよう、利用しやすい環境をつくり始めております。本市においても、ドクターに処方してほしいと口頭で言いづらい人のために、ジェネリック医薬品希望カードを配布されておりますが、利用者はふえておりますでしょうか。

3点目といたしまして、今後、医療費の抑制は期待できますか。

4点目といたしまして、ほかの市では希望カード配布後、紙芝居を使って高齢者などに使い方などを紹介する出前講座も開いておられますが、本市の普及に向けての取り組みをお聞かせください。

続きまして、2点目といたしまして、認知症支援の取り組みについてお尋ねいたします。

日本は今、世界に類を見ないスピードで超高齢化社会に向かっています。その中で、認知症高齢者の現状は2005年では約180万人に達し、今後急速に増加し、2015年には250万人、2025年には323万人、ピーク時の2040年には400万人近くになると言われています。

厚生労働省は、介護保険を導入し、2006年には大幅な改正を実施しました。しかしながら、アンケート調査によりますと、認知症の理解は低く、誤解や偏見はまだまだ多いというのが認知症を取り巻く環境です。認知症を正しく理解し、認知症の疑いのある人を早期に発見することは、早期治療及びトラブル防止につながると思います。また、その家族に対する接し方も変わり、精神的負担の軽減にもつながると思います。

そこで厚生労働省は、認知症になっても安心して暮らせる社会を目指し、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを全国で100万人養成しようと、2005年厚生労働省の指導で始まり、本年5月に目標に達しました。

認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を身につけた人のことです。特別に何かの活動を要求されるわけではありません。しかし、認知症サポーターが日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく適切な対応をすることが、認知症の人とその介護をする家族の支えになります。

国に先立って取り組んでいる自治体が大牟田市です。大牟田市は、全国に先駆け認知症の人とともに暮らすまちづくりを宣言して、独自の人材育成策を実施し、幅広く官民一体となり活動しております。

そこでお尋ねいたします。

本市には認知症の方がどれくらいおられると把握されていますか。また、どのような支援をされていますでしょうか。

2点目として、本市は認知症サポーターを何人養成されていますでしょうか。

以上、1回目の質問は終わらせていただきます。2回目からの質問は自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

健康づくり課長（川口敬司君）

それでは、ジェネリック医薬品についてお答えいたします。

議員御説明のとおり、国においては患者負担の軽減、あるいは医療保険財政の改善の観点から、ジェネリック医薬品の使用を促進しております。具体的には、先ほどおっしゃいましたように、平成24年度までにジェネリック医薬品の普及率を数量ベースで30%以上にすることを目標としております。

さて、議員御質問の本市におけるジェネリック医薬品を利用している人数と医療費における抑制効果についてでありますけれども、現在、柳川市が国保連合会のデータで確認できる最新の情報は、人数ではなくて6月診療分のレセプトによるデータの確認までしかできませんので、6月分の調剤レセプトを調査しました結果をお答えしたいと思います。

調査件数7,590件のうち、処方された薬の中に一種類でもジェネリック医薬品があったものが3,439件、率にしまして45.3%に含まれておりました。

また、本市における医療費の抑制金額についてでありますけれども、これについても、なかなか把握はできませんけれども、先進自治体の事例を見ますと、かなりの効果が確認されております。

次に、ジェネリック医薬品希望カード配布後に利用者がふえているかということでございますけれども、ジェネリック医薬品希望カードは7月に国保税の通知書と一緒に各家庭に送付をしております。

先ほど申し上げましたように、最新のレセプトのデータが6月分までしかございませんので、柳川山門薬剤師会に協力をお願いしまして、一部の柳川市内の調剤薬局における8月分の処方箋8,157枚を調査していただいたところ、ジェネリック医薬品を含む枚数が3,463枚、率にしまして42.4%というふうに聞いております。

希望カード配布前の6月分と比較してみますと、余り変化はないようでありますけれども、既に多くの方が利用されているということは、先ほど議員が申されましたように、処方箋の様式が変わったこと、それから、マスコミによる報道、さらには現場の医師、薬剤師の方々の対応によって市民の方がジェネリック医薬品に対する関心が高くなっていることなどが考えられます。

また、現在、国や県において、医療費の質を維持しながら個人負担の軽減と医療費の抑制を目的としてジェネリック医薬品の品質の確保、安定供給、情報提供について医療現場からの意見を踏まえながら、使用促進に向けての環境の整備が行われておりますので、今後さらに利用者はふえていくものと考えております。

3点目の、今後医療費の抑制は期待できるかということでありまして、議員御説明のように、ジェネリック医薬品は先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認されていることから、一般的に開発費用が安く抑えられて、先発医薬品に比べて価格が低くなっております。したがって、ジェネリック医薬品に対する啓発を充実させて使用を普及していけば、国が示しておりますように市民の方の負担が軽減され、また、医療保険財政の改善に資するもので、医療費の抑制に対しても期待できるものと考えております。

最後に、本市の普及に向けての取り組みでありますけれども、市民の方への周知は今まで以上に必要であると考えております。ですから、地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、そのほか関係機関などと連携を図りながら啓発を進め、また、健康まつり、あるいは健康づくり事業等の実施の際にも、ジェネリック医薬品についてのPRと普及促進につながる取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

福祉課長（木下正巳君）

それでは、私のほうから認知症支援の取り組みについてお答えをさせていただきます。

1点目の認知症の人数についてでございますけれども、これについては、介護保険の申請における主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度である程度確認はできますけれども、介護保険を申請されていない人につきましては把握ができていないということを、まずお断りしておきたいと思っております。

まず、認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームに入所されている方につきまして、147名となっております。

それから、先ほど言いました認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準で、「家庭外で、

日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。」と判定された aの方から、判定基準のM「著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。」と判定された人までの合計が1,871名となっております。このすべての人が認知症とは言えないと思いますけれども、その数合計いたしますと、2,018名となっております。

次に、支援についてでございますけれども、認知症の人だけを見守るサービス、あるいはそういった体制というのはまだできていないというのが現状でございます。それで、ひとり暮らし高齢者の支援といたしましては、民生委員さんによる日常的な見守り、あるいは在宅介護支援センターによる定期的な訪問、それから、配食サービスなどによる安否確認などを実施をしているところでございます。

また、家族やケアマネジャーなどから相談があったときにつきましては、包括支援センターと連携をとりながら家族の負担軽減を図るための方法を検討し、アドバイス等を行っているところでございます。

2点目の認知症サポーターの養成人数についてでございますけれども、筑後田園都市推進評議会、これが、ことしの3月28日に実施をいたしました認知症サポーター研修というのがありまして、そこに柳川市からは32名の方に参加をさせていただいております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ジェネリック医薬品についてでございますけれども、医療費抑制がやっぱり期待できると。市においても普及活動はやっているし、また今後もやっていくという取り組みの姿勢をお聞きいたしました。各自治体でも、医療費の抑制に向かって患者さんの自己負担額の削減等、いろいろ取り組みをなされております。

ここで、広島県の呉市とか民間の健康保健組合が今実施しております取り組みをちょっと紹介してみたいと思いますけれども、呉市では、国民健康保険加入者で慢性疾患など長期間処方されている薬に後発医薬品がある場合は、市は診療報酬の明細、レセプトをデータベース化して処方箋を照合して、従来の負担と後発薬に変更した差額をお知らせする通知事業というのを始めてあります。昨年4月から月1回、約2,000人から2,500人に通知をされております。通知書はそのまま薬局に示し、薬の変更ができるようになっています。

また、通知した対象者に対しアンケートをとられましたら、回答者1,033人の半分の方がジェネリック医薬品に変更されたり、また今後、変更を依頼する意向をお持ちだということがわかったそうです。

今取り組みがされていますけれども、こういうふうなレセプトをデータベース化して、はっきりと自己負担額がこれだけ安くなりますよという通知事業を利用する本市のお考えにつ

いてお聞きしたいと思うんですけども。

健康づくり課長（川口敬司君）

今熊井議員から御紹介いただきました、先進地であります呉市での差額通知と申しますのは、医科調剤レセプトを対象にしたデータベース化を進めておりまして、このうちジェネリック医薬品に切りかえることで大きな削減効果が見込める方に対して通知をなされているものと聞いております。

本市におきましては、呉市のような通知事業は現在実施しておりませんが、市民の方に2カ月分を1回にまとめて年6回医療費通知を送付しておりますが、今年度から、その医療費通知の裏にジェネリック医薬品についての紹介をしているところです。

また、現在、国保連合会による調剤レセプトからジェネリック医薬品普及促進に必要なデータ提供のシステムが構築中であります。呉市のようなシステムとして利用可能かどうか、費用対効果を含めて検証したいというふうに考えております。

さらに、今年度福岡県においては、久留米市が呉市と同様の事業と思われまして削減可能額通知事業のモデル地区に選定をされ実施しておりますので、本市といたしましても、その結果及び方法等を十分に検証しながら、できる事業から積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ジェネリック医薬品については前向きに取り組んでいただいておりますし、新しい取り組み方も、いろいろと現状維持じゃなくて考えてくださっているみたいでありますし、近くの久留米市もモデルケースになっておりますので、今後そういう地域の結果を十分に踏まえていただいて、国民健康保険の健全な運営の維持ができるようにしていただきたいと思っております。

それと同時に、やはり特定健診、特定保健指導の推進も怠りなくやっていただいて、とにかく医療費が節減できる部分はしっかり節減に努めていっていただきたいと思っております。

このジェネリック医薬品というところで薬に関心を持っていただき、関心を高めていただくことで、結果的によい医療を選ぶ本人の自覚にもつながりますし、今後行政とか、あと、お医者さんとか薬剤師さん、また、業者の連携のもとに、医療費の抑制に向けて、さらに少しでもいいから、節減につながることはどんどん取り組んでいっていただきたいと思っております。

ジェネリック医薬品については、現状をお聞きしたかったのが目的でしたので、これで終わらせていただきます。

続きまして、認知症支援の取り組みについてでございますけれども、今認知症の方の把握の数を教えていただきましたけど、とても少なく、こんなものではないだろうというのが本音でございますけど、説明いただきましたように、把握するのもとても難しいことだろうと

いうのもよくわかっております。

実際にはもっと多い数であるという根底から、今特に必要になっているのが、行政側が認知症と把握できていない数を含めて、あと、在宅で生活をされている対象者と、その家族への支援が必要になっていると思います。このことは、本市のみならず各自治体でも広く今社会問題になっています。

そこで、各自治体は認知症の方と家族への応援者である認知症サポーターの養成に取り組みられています。各自治体によって取り組みに関する温度差はすごくあるんですけど、まず九州7県でこの認知症サポーター数の最も多いのが熊本県で、2万5,000人おられます。最も低いのが宮崎県の2,700人になっています。

ところで、九州一は熊本県の山鹿市です。この山鹿市は、人口が約5万8,000人に対し認知症サポーターさんが3,200人おられて、人口比が5%を超えております。北九州もすごく熱心で、2006年からサポーター1万人養成を掲げて、ことし1万5,000人に達しております。

このサポーター養成の取り組みにおいても、例えば、自治会、老人クラブ、子供会、介護者の会など地域の人たちが中心で、また、商工会議所とか金融関係、スーパー、警察官、交通機関など、地域、企業、団体、あるいは小中高の生徒、教職員、PTAなどを対象にして、10人以上の受講生が集まれば講師を派遣して講座を開催するなど、認知症を正しく理解する市民をふやすため、取り組みが各自治体で進められています。

それ以上に、また認知症地域サポートリーダー養成派遣講座とかいうのも設けてある自治体があります。サポーター養成も市町村でばらつきがあると思いますが、認知症サポーターは本市にはどのくらい養成が必要とお考えなのか。

また、すべてを行政が行う必要はないでしょうけれども、まずこの養成講座の取り組みだけでも行政の仕事ではないかなというふうに思います。その取り組みについて、どういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

福祉課長（木下正巳君）

どれくらいの認知症サポーターの養成が必要と考えているかということでございますけれども、特に基準があるわけではございません。本市といたしましては、昨年キャラバン・メイト養成研修を修了された人が1名いらっしゃいますので、今年度からは、そのキャラバン・メイトを講師といたしまして認知症サポーター講座を開催する予定にしております。

まず、認知症高齢者とかかわることが特に多い民生児童委員さんを対象に、11月に講座を予定いたしております。また、今後につきましては、区長会や婦人会、あるいは老人クラブなどの住民組織、それから、商工会、あるいは農協などにも、こういった認知症サービスサポーター講座の開催を少しずつ働きかけをしていきたいというふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

本市におきましては、この認知症サポーター養成というのは、もう本当に取り組み始められたばかりだと思うんですけども、やはり数多く養成をしていただいて、正しく認知症を理解していただく方をふやしていただくように今後頑張りたいと思います。年に1回の講習とかじゃなくて、いろんな機会をとらえながら数回の講習なども考えていただきたいと思います。

ほかに認知症を抱えてある家族の問題なんですけれども、この家族にとって大きく今負担となっているのが、介護保険の適用外となっている見守り等の問題が非常に問題化されています。認知症が進行すると徘徊や物忘れがひどくなっていきます。もう目が離せないのが現状です。でも、介護保険の訪問介護には見守りなどの軽度のサービスはなく、今、そのすき間を埋めることが家族の介護負担の軽減や在宅での見守りの推進を目指すサービスになると思いますし、これが必要ですけれども、なかなかこのサービスをとっているところはないんですけれども、この取り組みをなさっているところに伊万里市があります。伊万里市は認知症の高齢者を対象にした見守りサポーター派遣事業というのを始められて、ひとり暮らしの不安とか家族の介護負担の軽減につなげてあります。

また、松江市の社会福祉協議会が行っているサービスでは、認知症高齢者の徘徊時の付き添いや話し相手といった要望が多く、こうした要望に対応するようにヘルパー養成を行っているとか、介護保険事業では行えない、認められていないけれども、今非常に在宅介護をされている家族が望んである事業が必要とされておりますけれども、こういう事業を本市は今後考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

福祉課長（木下正巳君）

ただいま熊井議員のほうから、隣の県の伊万里市の取り組みとか松江市の取り組み等を御紹介をいただいたわけでございますけれども、本市といたしましても、認知症対策については今動き出したばかりということで、そういったいろんな先進地の取り組み等を研究しながら、今後それらを研究、検討しながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今認知症の理解が薄くて、対象者はトラブルを起こしたり、また、巻き込まれたり、それを理由に閉じこもりになるケースも少なくありません。また、家族の精神的、肉体的の負担、苦痛も大きいと考えられますので、今後サポーター体制を早期に整備していただきたいと思っております。

それと、あと施設に入れる対象者はいいいんですけれども、施設があいていても、経済的になかなか施設にお預けできないという環境で、家族がしっかり頑張っている家庭も多いですし、今後もっともっとふえると予測されておりますので、とにかく地域ぐるみでこういう方

をサポートできるようなシステムが子育て支援と同時に、同じような比率で必要になってくると思いますので、今後そういった部門に対しての事業をしっかりと開始していただき、整備をしていただけるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時 39 分 延会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成21年9月9日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	5番	梅 崎 昭 彦
6番	島 添 勝	7番	白 谷 義 隆
8番	森 田 房 儀	9番	荒 巻 英 樹
10番	藤 丸 富 男	11番	矢ヶ部 広 巳
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番	竹 井 澄 子	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	龍 益 男		

## 2. 欠席議員

4番 熊 井 三千代

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		滿
總	務	大	坪	正	明
會	計	山	田	政	德
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	藤	木		明
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
總	務	石	橋	正	次
企	画	高	田	淳	治
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
産	業	武	藤	正	純
生	涯	田	中	利	光
安	全	野	田	洋	司
生	活	橋	本	祐	二 郎
水	産	横	山	誓	市
振	興				
課	整				
備	係				
長					

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	會	事	務	局	長	北	原	博
議	會	事	務	局	次	長	兼	議
事	務	係	長	高	巢	雄	三	

5 . 議 事 日 程

日 程 ( 1 )    一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	22 番 藤 丸 正 勝	1 . 道 の 駅 建 設 に つ い て (1) 道 の 駅 、 マ ニ フ ェ ス ト で 「 創 設 」 し ま す と の 実 行 、 計 画 は 考 え 方 は 。 2 . 運 動 公 園 整 備 に つ い て (1) 現 在 ま で の 調 査 、 運 動 公 園 の 具 体 的 規 模 、 計 画 的 予 算 は	市 長  "
2	13 番 伊 藤 法 博	1 . 市 政 一 般 (1) 7 月 の 豪 雨 被 害 に つ い て 被 害 状 況 に つ い て 樋 門 管 理 に つ い て 強 制 排 水 施 設 の 受 益 地 域 に つ い て (2) 市 長 の 政 治 姿 勢 に つ い て ピ ア ス ア ラ イ ズ 社 と の 交 渉 に つ い て	市 長
3	9 番 荒 卷 英 樹	1 . 行 政 改 革 に つ い て (1) 歳 出 削 減 の 具 体 的 な 取 り 組 み に つ い て 2 . 地 球 温 暖 化 防 止 へ の 取 り 組 み に つ い て 3 . 教 育 行 政 に つ い て (1) 小 学 校 の 統 廃 合 に つ い て (2) 中 学 校 へ の 通 学 区 域 の 見 直 し に つ い て 4 . 市 民 へ の 情 報 発 信 に つ い て	市 長  " 教 育 長  市 長
4	11 番 矢 ヶ 部 広 巳	1 . マ ル シ ョ ク 店 (1) 跡 地 (2) 移 転 先 2 . 漁 業 団 地 (1) 事 業 費 別 使 用 額 (2) こ れ か ら の 事 業 費 別 使 用 予 定 額 (3) 現 在 の 入 居 者 は (4) 今 後 の 入 居 者 の 見 通 し は (5) 入 居 の 個 人 負 担 額 は 。 又 退 去 の と き は (6) 漁 業 団 地 内 の 今 季 の ノ リ の 単 価 は 3 . 学 力 向 上 対 策	市 長  "  教 育 長

		(1) 現状(テレビ、携帯、学習塾) (2) 学力向上具体的対策	
--	--	-------------------------------------	--

午前10時 開議

議長(龍 益男君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(龍 益男君)

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、22番藤丸正勝議員の発言を許します。

22番(藤丸正勝君)(登壇)

皆さんおはようございます。22番、柳志会、藤丸正勝でございます。一般質問通告は、1、道の駅の件と、2番目に総合運動公園の件の2点でございます。

その前に、私、もうびっくりしましたのが、7月初めの人事異動があったということを経験の方からの電話でお聞きいたしまして、金子市長、2カ月足らずの間ではございますけど、5名の人事異動があったということをお聞きいたしまして、1年間はこの執行部体制でいけるかなと思っておりましたけれども、市民の方より「人事異動というのは報復人事ではないか」というような話もありましたけど、「それはあなたの見方により、この人事というのはどうにでも受け取れる人事ということでございます」と。「温厚に見える金子市長もやりますね」というようなことでした。人事権、執行権を持つということは市長に課されたものでございますので、我々議会議員がどうこう言う問題ではございませんでしたけれども、ちょっと驚いたというところでございます。

市長はノーサイドということを所信表明の中で言われましたけれども、また、ある方からお電話いただきまして、「ある式典の案内状をいつものように市長へ出したが、何の回答もない」というようなことを言われまして、「それはあなたが対立候補の方を応援したからじゃないですか」というようなことを私は言いましたけれども、「だったら、市長は所信表明で何と言われましたか」と。金子市長は「今後ノーサイドで対応して、すべての皆様とともに市政を運営していくことをお誓いいたしますし、選挙のしこりを残さずに市政を運営していくことをお誓いいたします」ということを言われておりましたので、1市2町の垣根のない未来を築いていかなければならないという所信表明でございましたので、市民の方よりこういう連絡がありましたけれども、市長も肩の力を抜いて職務遂行をしていってほしいと、

そういうふうにいる一人でございます。

本日の一般質問は、道の駅、総合運動公園、これについては自席のほうから改めて詳細なる質問を行いたいと思います。

22番（藤丸正勝君）続

それでは、通告に従いまして、21年3月議会で道の駅の不動産鑑定料が三橋町棚町地区の3カ所が提案されましたが、当市議会では否決でありました。市長は4月の選挙マニフェストの中で道の駅を創設しますと言われておりましたが、今後、計画、規模などをどういうふうに考えておられますか、御答弁をお願いいたします。

市長（金子健次君）

おはようございます。藤丸正勝議員の質問にお答えいたします。

質問に先立ちまして、市民からの声ということで7月1日の職員の人事異動の件等に触れられましたが、私自身、6月議会で所信を表明し、また、4月28日に議員の皆様との全員協議会の中でお話をいたしましたように、市長選挙は終わりましたので、ノーサイドでいきますと、そういうような気持ちは、いささか今もそういうような気持ちでありますことを最初申し添えておきたいと思っております。

7月1日に刈茅副市長、また、7月8日には北川満教育長、そういう体制の中で、いろんな職員の定年の問題を含めて総合的に判断をして、市長の裁量権の中で人事異動したものでございます。決してそういうふうな報復人事ではないと、きょうのこの議会は開かれた議会でございますので、全国的にネットで放送されておりますので、そういうことをきちんと申し添えておきたいと思っております。

きょうの質問は、藤丸議員のほうから冒頭言われましたように、道の駅の建設について、総合運動公園についてでございますけれども、一般質問に当たりましては、それぞれの担当部長、担当課長と私と十分すり合わせしておりますので、最初の道の駅につきましては部長のほうからお答えいたします。

以上です。

産業経済部長（藤木 均君）

藤丸議員の1点目、道の駅についての御質問にお答えいたしたいと思っております。

この件につきましては、先般の6月議会の中で、隣の市でありますみやま市でも建設が具体化いたしておりまして、その進捗状況も見ながら、本市での施策のあり方、そういうものについては検討していきたいというふうな答弁をしておったところでございます。

そこで、現在のみやま市の進捗状況をちょっと簡単に申し上げたいと思っております。

7月下旬に業者と道の駅の基本設計業務委託契約がされております。したがって、道の駅の基本設計が行われているという状態でございます。ことしの10月には道の駅の設置に向けた本申請がされると、そういう事務手続が今なされていると、そういう状態でございます。

そのような状態の中で、藤丸議員からいただいております、今後みやま市と同一路線上に計画をするのか、あるいは場所を変えて計画するのかと、そういうふうな趣旨の御質問でございますけれども、そもそも道の駅を建設するに当たっての考え方につきましては、柳川市が持っております農産物、または水産物、あるいはまた特産物、そういうふうな地域資源を有効に活用して、そして産業間連携を深め、そして地域振興につなげていこうと、そういうようなことで、その手段の一つといたしまして道の駅建設の計画をしたわけでございます。

しかしながら、今申し上げますように、みやま市が道の駅設置に向けた作業を進めている状態の中でございます。したがって、そういう状態の中で、本市が道の駅を建設する場合、いわゆる補助事業に採択されるのか、そういうものが問題としてあるわけでございまして、非常に現状としては厳しいだろうというふうに予想されるわけでございます。したがって、そうなりますと、財政的にも非常に厳しいものがあると、そういうふうにご考えているわけでございます。

じゃ、今後どうするのかということでございますけれども、最前申し上げましたように、道の駅というのはもともとは地域振興を図るために設置する目的を持っておったわけでございます。したがって、今後は地域振興の目標というのは持っておりますけれども、その手段であります道の駅については、道の駅にこだわることなく、また、当初予定いたしておりました計画路線にこだわることなく、そういうふうなものに類した地域振興策を検討していきたいと、そういうふうにご考えているわけでございます。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

みやま市の現状は、柳川市議会が不動産鑑定委託料は否決した段階ですぐに取りかかっているというような感じでございます。当時、柳川市議会がこの不動産鑑定委託料を否決したら、みやま市はすぐに手を挙げるということをお聞きしておりました。それは当市議会の皆さんたちは知っておられたか知らないけど、何人かは知っておられたんじゃないかと思っておりますが、その中で、今後は道の駅は厳しいということで、これにこだわらない何かの農産物、魚介類販売というようなことを考えているということでございますけれども、この12月に否決された当時、三橋の地元の議員さんたちの記事が載っておりましたですね。不動産鑑定委託料を否決したのは苦渋の選択だったと。なぜ苦渋の選択だったのかと。A議員は金子市長が誕生するとできるから大丈夫だと言われていたと。また、B議員は地権者には親戚もいる、知人も多いということでもありますので、金子市長も道の駅は進める方向になるだろうと言っておりますという記事が当時出ましたですね。

このような議員の発言、また市長の発言というのは、これは地元三橋町、柳川市にとって非常に重大な発言でございます。そういう発言をもって、今後、道の駅の建設にはこだわら

ない、何かの方法でやると言われるから、やはりこういう発言をされた以上、どういうふうな計画がなされているかをもう少し聞きたいと思いますけど。

産業経済部長（藤木 均君）

今の具体的な計画はどうなっておるかということでございますが、その具体的な計画はまだ持ってありません。と申しますのも、これはやっぱり議会と協働しながら、話し合いながら進めていくべきものだろうと、そういうことが今基本路線としてあるわけです。したがって、いわゆる地域振興策としてどういうものがあるのか、そういうものをまず検討していきたい。例えば、道の駅に類するようなものもあろうし、また違った方面のこともあろうし、そういうものを一回こちらのほうで一応検討して、また議会なりにお話を申し上げて合意をいただく、そういうような手続を考えておりますので、今現在ではどういう施設、どういうものというのを具体的には持ち合わせておりません。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

あれだけの発言を議員、市長がされておりますのに、まだ計画はないということでございます。これは道の駅建設は私はできないんじゃないかと、執行部としては今後この計画はなくなつたというように私は感じております。市長も6月議会の中でも、この問題は難しいということも発言されております。大変競合する中で、経営的にも大変苦しい状況になったというようなことを言われておりますので、どういうふうな計画を立てられるか。私たちは今後執行部の計画推移を見守りたいということでございますけど、当時反対された中には、非常に交通量の問題とか、唐突であったという提案で否決されましたけど、今現在、みやま市のインターの利用というのは1日どれくらいあるか把握してありますか。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

今のみやま柳川インターの交通量という御質問ですが、5月が4,028台、6月も4,044台、それと直近の7月、これは4,079台、今、約4,000台利用をしているという状況でございます。

22番（藤丸正勝君）

非常にみやま柳川インターの利用率が多いと いや、多いじゃない。これは今からですよ。これだけ多くなって、これが柳川市へ開通したら、もっと柳川に来るお客がこれでふえると。今室長が言いましたのは1日の利用量じゃないんですか。1カ月ですか、ちょっとお聞きします。

産業活性化推進室長（武藤正純君）

ただいまのは1日平均です。（「1日でしょう」と呼ぶ者あり）

22番（藤丸正勝君）

議員の皆さんたち、考え違いしとらんですか。月4,000台ぐらいでインターが成り立ちますか。そうでしょうか。月平均13万台、これが柳川有明海沿岸道路へ開通した場合はどれだけ

の経済効果があるかということ三橋町の地域審議会のほうでも以前話し合いがありました。これは4月の開通時は利用台数が11万台ありましたけど、それからやはりふえているということでございます。やはりこれは本当もったいない計画を逃したなということでございました。と思っておりますよ。

それから、4月25日の新聞の件でございますけど、この柳川商工会の理事会の中でこの新聞記事を取り上げられたと。4月29日のこと、古賀誠氏と有権者宅を回っていたみやま市長に道の駅をつくりませんかというような提案があったということが新聞紙上に載っております。それからすぐに国交省のほうからみやま市のほうへ電話がありまして、西原氏は目を丸くしたということで、この話が一足飛びにでき上がったと。国の補正予算に盛り込まれた3億円の交付を使い、2011年3月には完成する運びとなったということが柳川商工会の理事会のほうで話がなされたら、これは商工会のほうからも話が前は商工観光課とかにあったんじゃないかなと思うんですね、この話が。それで、これは議会がつくらせんやったとじゃっかというような話になったそうでございますけど、こういう話は市長、政治決着でできたわけですか、これを伺います。

市長（金子健次君）

私が柳川市長に就任をいたしましたのは4月24日でございます、その後に新聞等でみやま市の道の駅のことについて記事を知ったわけでございます。選挙戦の中におきましては、道の駅の創設については、たしか藤丸議員が言われるような形でマニフェストの中には挙げておりました。

それで、政治的な決着というよりも、私はその当時は市長に就任しておりませんので、それはわかりません。ちょっとそれだけでよろしいですかね。ほかに。

それで、ちょっと申し上げたいと思いますけれども……（「7月25日の新聞発表に出たから、その当時はもう市長だったから……」と呼ぶ者あり）

私は政治的な決着とか、そういうことを柳川市と前市長との間に話がされたとか、そういうことは全部承知しておりませんので、そのことだけやったら、そういうことでお答えいたします。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

ということは、市長はこの話というのは知らなかったということですね。

この道の駅の件は、先ほど言いましたが、三橋町審議会のほうで合併当初、18年に私は道の駅の件で一回一般質問をしておりますけど、その当時は道の駅じゃなくて、やっぱり農産物販売所、三橋町農業者団体があります。その団体の中から道の駅のような施設、物産を売るところをつくってくださいという要望が当時あっておりましたので、その要望を受けて、12月の定例会まで私はじっくりと執行部のほうで考え、温めてあったんじゃないかなと思う

んですよ、11年度開通することを見込んで。それが一番ベターな提出の方法だったろうと思って12月に提案されたんじゃないかなかったろうかと、そういうふうに思っておりましたけれども、今、市長の考えといたしましては、この道の駅はもうできないという考えでしょうか。

市長（金子健次君）

先ほど藤木部長のほうがお答えいたしました、道の駅の設置につきましては、道路管理者の意向を踏まえて登録要件に合致した計画でないと登録申請はできませんというふうに何っております。

私自身は、みやま市のほうでそういうことで創設をされますので、道の駅にこだわらず、それに類した施設となれば、本市独自のコンセプトによる施設の規模、内容により、個性的で魅力ある施設建設も可能かなというふうに思っております。

そこで、本市の特徴を最大限に生かしました魅力的な施設や内容にすることで周辺の道の駅と共存した経営も可能になるかと考えております。この考えが一定まとまりましたら、また議会のほうに御説明したいということで、先ほど藤丸正勝議員のほうから、みやま柳川インターの利用者数、また、将来的には有明海沿岸道路とタッチをいたしますので、そういうことを含めると、柳川に入り込む客が多くなります。そういう意味では、本市が持っております有明海の水産加工品とか本市の農業関係の趣旨に合わせたところができるかどうか、これからの課題でありますけれども、そういう類した施設を道の駅にとらわれず考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

この道の駅に関しては、やっぱり今後は厳しいと。別の方法で考えたいという市長の考えでございますけど、やはり三橋町東部ですね、何か三橋町時代から三橋町東部を開発するにはこういう施設が必要だということを再三言ってまいりましたので、とにかくこれに類するような計画を早急に私たちは計画をしてもらいたいと、そういうことで、道の駅の件は終わりました、総合運動公園の質問に入らせてもらいます。

運動公園の2,300千円が賛成多数で調査費が可決されましたけれども、市長はどういうふうな施設を考えておられるかということをお聞きしたいと思いますけど。

市長（金子健次君）

藤丸議員の質問にお答えいたします。

6月の定例議会の中で、菅原議員、また昨日、高田議員のほうからこの件につきまして質問がありましたので、一定答弁をいたします。重複するかもしれませんが、もう一回、再度御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、運動公園事業の現在の状況につきましては、指名競争入札によりまして、要するに2,300千円のことでございますけれども、7月30日に委託業者を決定いたしまして、業務契約を

締結し、現況把握などの調査を今いたしておるところでございます。今後、具体的な施設の規模や事業費を盛り込んだ基本構想の検討を進めることにいたしておるところでございます。

次に、運動公園の規模、事業費につきましては、これから検討していくことですから、幅があるかというふうに思っております。きのうも説明の中で答弁いたしました、ぜひたいくなくグレードの高いことを私は思っておりません。そういうことですが、仮に規模を10ヘクタールから15ヘクタール程度、事業費を30億円と見込みますと、国庫補助金、合併特例債、これは合併をしてから10年間しかできませんけど、合併特例債を有効に活用した場合、市の負担は試算いたしますと6億円弱じゃないかというふうに想定をいたしております。

〔発言取り消し〕

また、維持管理につきましては、施設規模の決定とあわせて、できるだけ費用がかからないように今後検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、総合運動公園の整備につきましては、現在、教育部の生涯学習課が所管しておりますが、早期の事業達成を図るために、福岡県の窓口が建築都市部公園街路課ということもありまして、10月1日からは建設部のまちづくり課の中に総合運動公園整備室を設置いたしまして、推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

いろんなことはまだ検討中ということでありまして、検討中の中に、この柳川市からの持ち出しというか、6億円。6億円になったこの資産割ですね。これは国庫補助、合併特例債を使って6億円という、これがひとり歩きしているんですね。我々は全然聞いていないから、パイがどれだけあって6億円がどこに行くかということ、全然これはわからないわけですよ。6億円というのが出ておる以上は、ある程度の試算はできていると思うんですね。その辺の説明方をお願いいたします。30億円に対しての6億円ですか。

市長（金子健次君）

6月議会の中で菅原議員の質問に対しての、私自身も幅があるということをお答えいたしましたように、20億円になるのか30億円になるのかわかりませんが、そういう土地の購入、場所をどこにするかで大きくこれも変わってくるかというふうに思っているところでございます。

それで、ここで数字的に申し上げますと、またひとり歩きいたしますので、そういう20億円か30億円の幅の中に、仮に30億円かかったとすると。土地の購入費、設計、いろんな施設等かかった場合に試算をしておるのが、国庫補助金が1,330,000千円、また合併特例債、10年間起債を借りることができますので、この合併特例債というのが70%がまた地方交付税の中で戻ってきます。そういうことを利用しなければ、私は施設整備はできないというふうに思っておりますので、10年間の中に事業着手をしていかないといけないということ

で、これは藤丸議員は十分わかっておられるかと思います。地方債は1,590,000千円ですね。そして、一般財源が80,000千円、トータル30億円になります。そのうち、あと地方債の借入額1,590,000千円の70%の残りの30%と、あと一般財源の継ぎ足しで560,000千円弱ということで、6億円ぐらいが30億円の時はかかるかなということの試算をした分で、これは30億円というコンクリートではございませんので、幅があるというふうに申し上げたところです。以上です。

22番（藤丸正勝君）

いや、これがなぜこういうことを言われるかということ、議会だよりに市の負担は6億円の説明がしてあったわけですね。私はどこでこれを聞いたかなと思ひましてですね。だから、説明がないのにこういうふうな議会だよりに載ったから、市民の方から6億円で足るかというような質問がありましたので、補助金、特例債を入れてどれだけの予算を考えてあるかなというようなことをもってお聞きしたわけですね。

それから、次年度からは構想計画の中の予算も裏づけしてあるというようなことを市長おっしゃいましたですね。その裏づけというのは、構想の中のどこの辺の裏づけなんですか。

市長（金子健次君）

答弁いたします。

この予算につきましては、国庫補助が必要であります。それで、国土交通省のほうの所管の課長と、直接東京のほうに参りまして、そういう構想を持っておるということで、それだったらきちんとした構想を描くためには最初の設計の段階から入って、その予算がつきますということで、とりあえず今年度は230千円、単費ですけどもやって、来年からそういう設計の構想も含めて予算化をして、国庫補助については一定のところめどがついております。

ただし、今回の衆議院総選挙によりまして政権が交代をいたしました。この中に、いろんな道路の問題、予算等で、ハードの分については、どこかのダムを中止するとか、それは藤丸議員も知ってあると思いますけれども、そういう道路の問題、施設の問題等については、私は今回、民主党が政権をして、また大臣等も誕生いたすと思います。また、農林水産省の補正予算の凍結とかも今新聞で報道されていますので、その分を見きわめながら情報をキャッチして、また国の動向を見きわめて来年度の予算措置については十分お願いいたしますけれども、そういうことで進めていきたいと思ひます。今の段階で約束というか、そういうことについては、非常に変動的であるかなというふうに思っておりますけれども、努力はしてみたいと。

大分県のある市長さんやったかな、そういうことで運動公園をつくってありまして、これが途中までの分で切られると大変なことになるということの話も新聞では見ておりますので、努めてそういう東京に行ったときの国土交通省の話を、約束の分を今後も続けていくことを

お願いしたいというふうに思っております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

6月議会でそういう市長の答弁の中で、予算の裏づけがとれておるといことでありましたが、今度の選挙で政権交代したから、これは少し修正も出てくるやろうというような考えで受け取っております。いい予算があれば、どんどん市長のほうは提案をやってもらいたいということでございます。

また、運動公園をつくるには、この総合運動公園だけじゃないわけですね。やはりどこにつくろうが、道路アクセス、擁壁、上下水道、いろんな設備があります。そういう附帯設備というか、そういうふうなことはどう考えておられますか。

市長（金子健次君）

具体的には、いろんな基本構想の中に、これからというふうに思っております。用地の問題、場所の問題、それとそういう関係の道路のアクセスの問題を含めて総合的に判断して場所を決定しなければならないというふうに考えております。これからということだと思います。10月1日には推進室を立ち上げていきますので、そういうことでよろしく願います。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

この総合公園をつくるには、やっぱり周辺整備というのがかなり予算的に金がかかろうと思います。

それから次に、7月30日に委託契約をされたということでございますけど、その委託契約の中に、市長の要望というのは、公募されるときどういうふうなことを入れられておりますか。

生涯学習課長（田中利光君）

入札の参加資格として幾つか上げておまして、その中で、これはあくまでも入札の参加資格でございますけれども、福岡県内に本店、または支店を有していること、それから、国土交通省に備える土木関係建設コンサルタントの都市計画及び地方計画部門の登録簿に登録されていること、また、過去2年間に公共団体発注の都市計画マスタープラン、または都市計画基礎調査業務の元請実績を有していること、これなどを要件といたしまして、指名委員会で指名がなされているところでございます。

22番（藤丸正勝君）

いや、そうじゃなくて、公募されるとき、事業計画に対して市長の要望。この施設をこういうふうにしてもらいたいとか、スタンドはこういうふうとか、トラックはこういうふうとか、そういうふうな具体的な要望が入れられなかったかということです。

生涯学習課長（田中利光君）

先ほど申しましたように、7月30日に契約をいたしております。この契約を行いまして、今、業者のほうでは現況把握等を行っていただいております。そういうふうに一定の資料が出た段階で、市長のほうから協議が行われるというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

ということは、今の段階では市長の要望、執行部の要望は入っていないと。次、いろんな公募型で市長のほうへ答申とか業者からあった場合は、その段階で打ち合わせするということですかね。入っていないなら入っていないでもいいですよ、要望が入っていなかったら。

生涯学習課長（田中利光君）

先ほど述べましたように、現在、現況調査等を行っております。そういうふうな資料を出された段階で、こちらのほうとしまして、市長ともどもこれからつくります総合運動公園の具体的内容に検討に入るということでございます。

22番（藤丸正勝君）

今の段階では要望が入っていないということですね。

そして、何社ぐらい応募があって、入札は指名競争か随契、どちらでやられる予定でございますか。

生涯学習課長（田中利光君）

先ほど申しましたように、入札の日付につきましては、既に7月27日に完了をいたしております。指名業者につきましては、8業者でございます。

22番（藤丸正勝君）

それでは、市長は商工会議所の青年部との会談でぜひ運動公園をつくってほしいということをおっしゃられたと言われましたけれども、私ちょっと聞き漏らしたと思いますけど、柳川商工会議所の青年部か柳川市商工会の青年部、どちらだったんですかね。

市長（金子健次君）

柳川市商工会は、現在、三橋町のほうに事務所を構えているところですが、ちょっと誤解のないように申し上げますけれども、柳川商工会議所の青年部、JCの青年会議所というのがありますけれども、そこじゃなくて、柳川商工会議所の青年部という組織があります。四十数名ぐらいいらっしゃいまして、その中で話を1時間ほどいたしまして、懇談をしたところです。その中において、それぞれの部会のほうから総合運動公園のマニフェストを掲げておられますけれども、これはぜひ実現をしていただきたいという話があったことを、きのうの一般質問の高田議員のところでお答えをした分です。そちらの商工会議所の青年部です。

22番（藤丸正勝君）

商工会議所青年部ということで、ぜひつくってくださいということございましたけれど

も、その中で、やっぱり財源の話とか年間管理費の話、年間使用料収入の件とか、こういうのは説明はされていないわけですかね。それから、柳川市の財政状況なんかは説明はされていないということでしょうか。

市長（金子健次君）

1時間ほどの中には、柳川市の予算的な部分、またマニフェストの部分、そしてまた、そのときに仮に幅が今あると申し上げましたけれども、総合運動公園の30億円の分は話をしています。そして、そのときに柳川市の負担が幾らかということも確かに話をしたというふうに思っています。

それはあくまでも30億円の固定化じゃなくて、幅がありますと。私もきのう質問にお答えしましたように、グレードの高い、そういうような施設をと思っではおりませんというふうに話をしているところでございますので、柳川の財政事情についても話をいたしております。

22番（藤丸正勝君）

20億円から30億円の話と、少し財源的な話もされたということでございますけれども、私が一番心配するのは、年間の管理費の件と使用料収入の件ですね。これをプラスマイナスしますと年間管理費が出てきますけど、これは膨大な年間管理費になるんじゃないかと、そう思っておりますけれども、そういう試算は執行部のほうはされておりますか。どこかの例でもいいですけど。

生涯学習課長（田中利光君）

具体的な構想が決まっておりますので、経常経費についてはまだ試算はできておりません。私どもが持っている資料で、近隣でございますけれども、大分県竹田市に総合運動公園が設置をされております。これにつきましては、人口が2万5,946人ございまして、いろんな多目的広場とか駐車場、それから市民球場、テニスコート、陸上競技場などがあり、陸上競技場につきましては第3種公認というふうなことでございまして、それで、年間経費につきましては20,000千円程度ということで、面積につきましても7.6ヘクタール程度で20,000千円というふうなことでございまして。

一方、小郡市の総合運動公園でございますけれども、ここは人口が5万8,930人ということで、野球場はオリンピック規格となっております。陸上競技場、これは第2種公認だそうです。テニスコート、多目的広場ということで、総事業費は7,020,000千円、年間管理費が93,820千円、面積が15ヘクタールというふうなことでございまして、どういう規模でつくるかによりまして、大きくこの年間管理費も異なってくるというふうに思っているところでございます。（「使用料収入は」と呼ぶ者あり）

申しわけございません、ちょっと調べておりませんでした。

22番（藤丸正勝君）

では、小郡が管理費が年間93,000千円ということで、小郡のほうで使用料収入が大体13,000千円ぐらいといたしますと、管理費が年間80,000千円の赤字ということになるわけですね。小郡の場合で見た場合、80,000千円ですね。この年間の管理料というのは、これは一般財源から出るわけですかね、もしそういうふうになった場合は。

市長（金子健次君）

小郡市の場合は、私も見に行きまして、立派な陸上競技のスタジアム、サッカーもできます。あわせて、また野球場のほうもプロ野球のオープン戦とかもできるような立派な施設があります。今課長が申し上げましたように、総事業費70億円と。とてもじゃないが、ああいうことは私は想像いたしておりません。その中での経費を90,000千円近く今申し上げましたけれども、その分も十分調査をしておりますが、これからどういう施設の規模にするかということで、随分管理費につきましては動くと思います。それで、一概に議会の場、公の場で申し上げますとひとり歩きいたしますので、今後、なるべく少ない金額の経費でできるような形を考えてまいりたいと。議会の皆さんとも十分相談をしながらやっていきたいというふうに思っています。

以上です。（「それはわかりますけど、管理費はどこから出る……」と呼ぶ者あり）済みません、失礼しました。一般財源のほうになると思います。（「一般財源から」と呼ぶ者あり）はい。

22番（藤丸正勝君）

こういう年間の収入支出、最終的にはこの一般財源からということになりますので、やはり費用対効果ということをいつも皆さん言うておられますけど、この費用対効果があってこそ市民の皆さんたちにもプラスになることじゃないかと私は思っておりますけれども、一部の市民の皆さんが私に、総合運動公園の場所はもう決定しているんじゃないですかという話もお聞きいたしましたけど、そういう話はどうでしょうか。

市長（金子健次君）

場所とかは全然決定しておりません。まだ未定でございます。私の中にもありませんので、もう白紙でございます。

22番（藤丸正勝君）

なぜこれを私が聞いたかということ、非常に市長の応援をされていた方なんですよ。これはもう熱心に市長の応援をされていた方が私にそういうことを言われたから、それはどこでそういう話があったですかというようなことは私は言ったから、確認のつもりで聞いてみました。これで安心しました。これで一番立地条件のいい選定場所ができるだろうと、そういうふうに思っております。

それから、市長はこの事業計画に対して夢を持ってやりたいというようなことを言われておりますけど、これは将来の子供たちにも、夢を持つことはいいですけど、やはり費用対効

果があってこそ、この事業が成功するものと思っておりますけど、夢ということをきのうも発言されましたので、一言お聞きしたいと思えます。

市長（金子健次君）

今日の市民の健康増進、また体力の維持向上に対する関心は高まりを見せておるところでございます。スポーツ・レクリエーション活動に親しむことは、明るく健康な生活を営み、豊かな人間関係をはぐくみ、生きがいある人生を送る上で大きな意義があるかと思えます。

本市には、体育館を初め、グラウンド、武道場、テニスコート、弓道場などがありまして、多くの市民に利用されております。さらに、市民温水プールが整備をされておりますし、そのほかにも一般開放された小・中学校の体育館や運動場など、利用ニーズに応じまして設備の充実が進められ、人づくりとして少年団の組織化や各種レクリエーションの指導者育成も図られております。

近年は町なかのジョギングやウォーキングで健康維持に取り組む市民の姿も多く見受けられ、体育施設の利用者数も少子化、高齢化により若干の減少傾向にあります。依然として運動を通しての健康づくりに対する意識が高いというふうに思っています。

また、スポーツから連想する柳川のイメージといたしまして、野球やテニスなど多くのプロ選手の出身校であります柳川高校を初め、県道国際大会等で、きのうも申し上げました桜木哲史氏やモンテリオールオリンピック柔道金メダリストの園田勇さん、また、そういう関係からも武道が盛んなまちでもあります。現在、相撲界で活躍中の琴奨菊の出身地でもあることから、柳川の地名を生かした公式大会の開催や規模の大きな大会の誘致にふさわしい土壌があるというふうに思っております。昨日も申し上げましたように、柳川にスタジアムができて陸上競技ができて、そして、1月2日、3日の箱根駅伝にそのテロップが柳川市内のどこどこ中学校出身と、そういうやつを夢見ている部分がありますので、ぜひそれを実現したいという分でございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

市長の思いというのは非常によくわかります。今後、こういう少子化になっていく以上は、こういう施設も必要とは思いますが、やはり日本経済が今こういうふうな衰退している状況でございますので、市民の方も夢を見ておられるということを行いましたね。やっぱり市民の皆さんは生活がよくなるような夢を見たいと。また、税金が安くなり楽しい生活を夢見ていると、そういうふうな柳川市をつくってもらいたいという要望が我々にありますので、金子市長も今、金子丸の帆を揚げたところでございますので、政権政党が変わり、今後どういうふうに経済的環境が変わるかわかりませんので、じっくりと腰を落ちつけて、先を見据えたしっかりと柳川市に根を張った施策を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。（「議長、発言の許可をお願いします」と呼ぶ者あり）

ここで10分間……（「議長、発言の許可をお願いします」と呼ぶ者あり）何ですかね、荒木議員。

12番（荒木 憲君）

12番荒木でございます。先ほどの藤丸議員の中で、議会だよりの件で触れられました。あたくも議会だよりがうそのような発言だったと思いますので、その辺の取り消しを求めます。（発言する者あり）

だからですよ。あなたに言いよるとじゃないです。僕は議長に言いよるとです。あなたに言いよるとじゃない。議長、だから、発言の取り消しか全協に落としてください。議会だよりの副委員長として、私は腹に据えかねます。

議長（龍 益男君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午後1時1分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど荒木議員より、議会だよりの記事をめぐって問題提起されましたが、後刻、記録を精査することといたしまして、引き続き一般質問を続行します。

第2順位、13番伊藤法博議員の発言を許します。

13番（伊藤法博君）（登壇）

皆さんこんにちは。13番伊藤法博でございます。ただいま議長の発言の許可がありましたので、発言をさせていただきます。

柳川市では、7月24日から26日の3日間で441ミリを超える大雨が降り、道路冠水、農作物被害、床上浸水、床下浸水等の大きな被害がありました。現在、国営水路、県営水路もかなり水路整備が進んでおります。強制排水施設の整備も、ほぼでき上がったと聞いています。こうした整備は、10年に一度の大雨に対応できるよう設計されているそうです。今回の大雨は、10年に一度の大雨の基準、3日間の総雨量370ミリを超える雨量を示していますので、ある程度の被害はいたし方ないと思いますが、問題は、被害の程度が地域によって大きな違いがあることです。

そこで、柳川市の今回の大雨被害について、道路、農地、住宅地の冠水状況や、農作物等、特に大豆の被害、まき直しの状況等についての被害状況について、お尋ねを申し上げます。

次に、金子市長は、7月28日、ピアス跡地問題の交渉のため、大阪のピアスアライズ社に

出向き、同社の川島専務、藤野部長と会われています。その中で市長は、ピアス跡地問題の年内解決のためには、アスベスト除去費用として柳川市としても応分の負担をする意思がある意向を伝えてきたと、議会の全員協議会の中で表明されました。過去4年間、議会のピアス跡地問題について執行部に対する態度は、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会報告にあるように、契約証書の約定に基づき、ピアスアライズ社に明らかに責任のある重油汚染やアスベストについては、市財政にいささかたりとも負担を及ぼさないために、毅然たる姿勢で交渉に臨み、完全撤去に関する覚書を締結し、速やかに解決を図ることはなかったかと思えます。また、この特別委員会報告を議会で採択しております。

しかるに、金子市長のピアス跡地問題に関するピアスアライズ社との今回の交渉は、議会の意思に対して余りにもかけ離れています。市民からも疑問の声が上がっています。議会の意思は、十分認識されていたと思えますが、金子市長はどうしてそのような申し入れをされたのか、また、議会のだれかと打ち合わせをされて大阪に行かれたのかをお尋ねします。

あとの質問については自席で、一問一答でさせていただきます。

安全安心課長（野田洋司君）

7月24日から26日にかけての大雨による被害状況につきましてお答えをいたします。

まず、住宅の被害でございますが、床上浸水が5戸、床下浸水が26戸でございます。床上浸水の被害地域につきましては、両開の西六十丁が4戸、明治が1戸となっております。それから、床下浸水につきましては、被害の多い地域を申し上げますと、沖端地区が41戸、東宮永地区が52戸、両開地区72戸、中島地区36戸となっております。

それから、道路の冠水につきましては、70カ所ございますけれども、通行どめの被害箇所を申し上げますと、両開の西ノ切、中ノ切、中開、それから、三橋町の藤吉、矢ヶ部、磯鳥、正行、大和町の中島、皿垣など10カ所でございます。

また、農作物の被害につきましては、大豆の冠水が1,100ヘクタール、イチゴ、アスパラガスなどの浸水が45ヘクタールとなっております。主な地域を申し上げますと、両開の大浜町、東宮永の新田、番所周辺、西宮永の吉富町、蒲地地域、昭代の昭南町、それから三橋町の百町周辺、棚町、大和町の六合、皿垣、中島、大和干拓などであります。

以上でございます。

農政課長（成清博茂君）

特に大豆の被害が今回の集中豪雨で大きかったということで、まき直しの状況について、農政課のほうよりお答えします。

大豆については、播種後間もなくの集中豪雨でございましたので、影響が特に大きかったということで、大豆の作付面積がおよそ約1,180ヘクタールございます。その約1割の100ヘクタールについて、まき直しが行われたというふうになっております。

以上です。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうからピアス関係につきましてお答えをいたします。

環境調査特別委員会の中では、先ほど伊藤議員のほうが言われたような内容は承知をいたしております。この特別委員会の報告で述べられております、市財政にいささかなりとも負担を及ぼさないというのは、石田前市長の、問題が発生するならば、売り主であるピアス・エルソルプロダクツの責任においてやっていただくということにいたしておりますとの発言が大きく影響しているのではないかと考えております。

このため、今回、ピアス社を訪問いたしまして、そのような約束はなかったことが向こうのほうからの発言でありました。確認いたしました。このため、白谷議員の先日の一般質問にお答えいたしましたように、アスベスト除去経費等につきましては、基本的に売り主であるピアス社に負担してもらうことを前提に臨んだところでありますが、協議を行う中で、円満解決を図る場合における最終局面においては、本市といたしましても一部負担もやむを得ない状況になる可能性があると感じたためであります。

また、ピアス社訪問に際して、事前に議会のだれかと協議したか、相談をしたかということですが、それはいささかたりとも相談したことはございません。ただ、百条委員会のいろんな書類関係、報告書等は十分参考しながら、本市の弁護士の相談内容等も十分前もって見させていただいております。

7月、または8月の早い時期に、私自身がピアス本社に足を運ぶことや、協議に臨むに当たって私の考えについては、6月の議会における一般質問で申し上げておりますし、当然、今後ともアスベストの問題についてはピアス社に責任があるというスタンスで協議に臨むという姿勢及び議会の御理解と御協力のもと、議会と執行部が一体となって取り組んでいくことが不可欠であるという考えには変わりはありません。

以上です。

13番（伊藤法博君）

それでは、自席から質問させていただきます。

次に、樋門管理についてお尋ねします。

今回は、樋門管理は内水面から外水面への排水樋門についてですが、このような排水樋門は各河川及び海岸にそれぞれ何カ所あり、その管理はどこが行っているのでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

最初に、樋門管理についての質問にお答えいたします。

排水樋門ですけれども、各河川、海岸に何カ所あり、どこが管理しているかということでございますが、矢部川には12カ所、塩塚川には41カ所、沖端川には29カ所ございます。また、海岸でございますが、昭代海岸には3カ所、それと柳川海岸及び大和海岸には排水樋門はございません。

次に、排水樋門の管理者でございますが、国土交通省、福岡県、土木組合、市が管理しておりまして、実際の管理につきましては、樋門管理者に委託をして管理をしていただいているということでございます。

以上です。

13番（伊藤法博君）

河川の樋門管理について、大体主に、割合として、どこが主体的に管理をしていますか。

水路課長（安藤和彦君）

河川の樋門の管理者でございますが、そのほとんどは土木組合さんが管理をなされております。若干、数的には少ないんですが、国土交通省が直轄で管理をされている分、それと、今回、筑後川下流土地改良事業で造営した排水樋門については、市のほうが管理している分もでございます。ですけれども、ほとんどは土木組合管理ということでございます。

13番（伊藤法博君）

多くの樋門の中には、適切な管理がなされず、開かずの樋門と地元の住民からやゆされている樋門もあるようです。もし、今回のような大雨のときも適正に樋門管理がなされていないとすれば、ゆゆしきことではないかと思えます。

大雨洪水警報が発令中の樋門管理が適正に行われているかどうかの確認は、どのようになされているのか、お尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

大雨洪水警報の発令中の樋門管理のことでございますが、第1には、先ほど言いましたように、行政機関が管理を委託しています樋門管理者が水利知識や経験等を生かして自主的に管理をされております。

第2につきましては、先ほど言いましたように、国土交通省、福岡県、それに土木組合、市等が現地を巡回しながら、樋門管理者の方と連絡をとり合って管理をしていただいております。

それと、しかしながら、議員が言われるように、そういうあかズの樋門とやゆされるようなことがあってはならないということから、今後も、国、県、土木組合、それに樋門管理者と相互に連絡をとり合いながら、適正な管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

やはり上流部門で適正な樋門管理をしていただかないと、上流から排出する水が下流に押し寄せるといようなことがありますので、それぞれの樋管管理者が責任を持って、そしてまた、当局におかれましては、その管理が適正に行われているか、特に洪水警戒警報が発令中のときとか、そういうときは待機をされておると思いますので、やはり朝夕、1日2回の潮汐がありますので、そういったときに適正にそういう稼働をしているかどうかの確認を

お願いしたいと思います。

次に、樋門管理者の中には80歳を超えるような方もいらっしゃるようですが、管理者の適齢化を図るべきだと思いますが、行政としてはどのようにされるおつもりですか。その点をお伺いします。

水路課長（安藤和彦君）

先ほどの、樋門管理者の適齢化を図るべきではないかということですが、この樋門管理者の選出につきましては、地元をお願いしております。選出基準でございますが、やはり水利慣行や水の流れ等に詳しい方を選出していただきたいというふうなお願いをしていることから、どうしても年齢の高い方が選出される傾向がございます。

地元を選出をお願いしている理由ですけれども、先ほど言いましたように、適正な管理をしていただくということから言いますと、水利慣行や水の流れ、そういうものに詳しい方をお願いせざるを得ないというふうに思っています。それと、やっぱり地元に住まれているということですから、大雨どきの緊急時には即応体制がとれるということで、そういうふうなお願いをしているということでございます。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

樋門管理者の、そういった水利慣行とか、いろんなやつに詳しい方をお願いするということは、やはりもっともなことだと思いますけれども、それもやはり体力的にも気力的にも充実された方であってこそ、そういった適正な管理ができるんじゃないかと思しますので、体力的にも年齢的にも問題があるような方には、早急な人選をしていただいて、その辺の御指導をお願いしたいと思います。

こうした樋門管理者の指導監督は、日ごろどのようにされているのか、また、樋門管理者の手当はどのようになっているのかについてお尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

日ごろの樋門管理者への指導監督と手当ということでございます。

日ごろの樋門管理者への指導監督につきましては、各排水樋門を管理しております管理者、国、県、土木組合、市等が行っております。特に、国営筑後川下流土地改良事業で造営しました排水樋門につきましては、梅雨前に操作のための説明会を毎年行っているところでございます。

それと、手当のことですが、市が国のほうから委託を受けて管理しています国の直轄の管理樋門ですけれども、これにつきましては、一たん市が国と管理委託を結びまして、それからまた再度、樋門管理者のほうと委託契約を結んでおります。それと、大部分の排水樋門であります土木組合の管理の部分ですけれども、これは土木組合が直接樋管管理者のほうに報償費として支払っているということを聞いております。

それと、先ほど言いましたように、国営事業で造営された排水樋門につきましては、今、国のほうから市が管理移管を受けておりますので、一たん市のほうが筑後川下流土地改良区連合にまとめて委託をいたしまして、その筑後川下流土地改良区連合が各樋門の管理者を選任して委託を結んでいるというふうな状況です。

以上です。

13番（伊藤法博君）

樋門管理者の件については、やはり地元住民から、いろいろなそういう不平不満が出ないように、適正な指導を当局におかれてもしていただきたいと思います。

次に、三橋・大和地区、蒲地・昭代地区は、国営水路等の整備により上流から下流への水量調整がある程度は可能になっています。しかし、東宮永、西宮永、沖端、両開には国営水路がなく、整備がされずに、旧来の水利施設、水利慣行によって水利運営がなされているため、旧慶長土居より以南には4基の強制排水がありますが、その恩恵の受け方が、旧慶長土居を境に違いがあります。特に西新強制排水施設と下八丁強制排水施設は、設置認可のときに旧慶長土居北側の住民からも受益地としての設置認可申請印を求められています。

また、当時、旧慶長土居の北側も強制排水施設の受益地であるならば、旧慶長土居にある旧来の樋門等の改修が必要になってくるのではないかという問いに、市の説明では、強制排水施設が稼働後の状況を見て、旧慶長土居の上流側と下流側の話し合いで調整が必要になってくるとのことでした。

西新、下八丁、両強制排水施設が稼働している現在、今回の大雨でも明らかなように、旧慶長土居の上下流で排水状況に大きな違いがあります。すなわち、下流域では1日、2日の冠水で終わったのが、上流では3日も4日も冠水している状況です。このような状況を改善するために、市としてはどのようなことをなされるのか、お尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

議員お尋ねの、慶長土居上流地域の排水改善策について、どう考えているかということについてですけれども、西新、下八丁の排水機場につきましては、福岡県が平成8年から平成15年度に実施しました県営湛水防除事業柳川地区において、西新排水機場は平成11年の3月、下八丁排水機場は平成16年の3月に完成をしております。

議員御指摘の、西新、下八丁排水機場の稼働による上流地区の排水改善対策でございますが、この点については、先ほど議員もおっしゃられましたように、稼働状況を見ながら、上流地区の排水改善対策を協議していくということになっていたということでございますが、その後、やはり上流地域と下流地域、話し合う中において、水利慣行等、非常に難しい問題がありまして、実質、劇的には排水改善対策がとられていないという状況でございます。これにつきましては、今後も下流地域、上流地域と協議を重ねながら、よい方策を探っていきたいというふうに考えております。

しかし、この協議については、若干時間を要するというところもあるかと思っておりますので、現実的な方策としては、上流地域にあります加受樋管の排水、それと河川幅が狭くなっていることから、塩塚川の排水を阻害しています番所橋のかけかえ事業があるかと思っております。

具体的には、この加受樋管の改修につきましては、柳川土木事務所の塩塚川高潮対策事業として平成23年度に着工をする予定と聞いています。それと、番所橋でございますが、同事業によって平成21年度から平成26年度までの期間をかけて、かけかえをするというような事業計画があるというふうになっております。

この2つの事業が完了すれば、上流地域の排水は改善されることになろうかと、ちょっと期待をしているところであります。市といたしましても、できるだけ加受樋管と番所橋の早期着工と早期完成を県に働きかけていきたいというふう考えているところでございます。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

慶長土居の上流、下流での話し合いは、非常にやっぱり長期間が必要になってくるということで、とりあえずは、まずはそういった加受樋管とか番所橋の改修等で、終わった後にその状況がどうなるかということで、その様子を見守りたいというようなことでありますけれども、やはり最終的には、西新、下八丁の強制排水の受益地としての認可地区でもありますので、やはりその点はその点としての旧慶長土居の樋管の改修も視野に入れた対策をとってもらいたいと思っております。

次に、ピアスとの交渉の問題ですけれども、金子市長の今回のピアスアライズ社に対する申し入れは、従来の柳川市議会の意向に対する暴挙じゃないかと思えます。ピアスアライズ社との交渉は、安易な妥協ではなかったのかなと、このようなことを交渉相手であるピアス社に対して行ったということは、誤ったシグナルを与えたことにはならないのだろうかと思念するところでございます。

また、現在、最高裁に上告されている一部市民が原告の裁判や、市民、議会との関係など、矛盾点について市長の見解を伺いたいと思えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

市長（金子健次君）

平成17年の12月14日に、柳川市民の方がピアス跡地住民訴訟という形で、前市長を相手どり訴訟を、540,000千円の支払い等を求めた裁判を起しております。その結果につきましては、平成20年の3月11日、判決がありました。さらに、原告はそれを不服といたしまして、平成20年3月24日に福岡高裁に控訴されてあります。その判決が平成20年11月28日に出ました。さらに、高裁の判決を不服といたしまして、最高裁判所に対して上告をしたということは事実であります。これはもう伊藤議員のほうが一番御承知であろうかと思えます。その関

係についての見解を市長として述べてくれということでございます。

現在、一部市民の方々の住民訴訟につきましては、最高裁判所で上告申立書の受理については審議中と聞き及んでおります。現段階で軽々に私の市長としての見解を述べることは差し控えさせていただきます。

以上です。

13番（伊藤法博君）

石田市長から金子市長にかわりましたから、継続性というのと、その被告というのは今度は金子市長が被告になってくるだろうと思いますので、やはり、その点は慎重に対応していただきたいと思いますと思っております。

きのう、白谷議員の質問の中で、アスベスト除去費用で裁判になった場合、全面敗訴の心配があったから、話し合いで早期解決の選択をした旨の発言が金子市長からありました。しかし、ピアス社からの申立人調停条項案の中で、本件アスベスト除去費用のうち、最大2分の1まで負担を受け入れる用意があることを表明するとあります。このことと、最近の環境汚染に対する解決は、その原因者が負担するという流れになっていることを考えると、私は金子市長が心配される全面敗訴はあり得ないのではないかと思います。

ピアス社に対する申し入れは、もっと慎重になされるべきではなかったかと思いますが、いかがですか。

市長（金子健次君）

昨日の白谷議員に対する答弁、また、第1回目の私の答弁の中、大体同じようなことを繰り返しますが、もう一度最初から申し上げたいと思います。

私は、ピアス社訪問に際しましては、アスベスト除去経費等につきましては、基本的に売り主であるピアス社に負担してもらおうということを前提に臨んでおります。しかし、今回の私の発言は、ピアス社との協議の中で円満解決を行う場合の最終局面において、このような判断をせざるを得ない状況になる可能性がありましたので、一部負担のことを話ただけでございます。

当然、この跡地問題は、議会と執行部が一体となって取り組んでいくことが不可欠であります。もし仮に、訴訟を起こすにいたしましても、地方自治法の第96条だったと思います。訴訟については議会の議決を得る必要があります。そういうことで、局面は今話し合い中でございますので、最終的には、なるべく柳川市の負担というよりも、スタンスとしては向こうに負担をさせていくと、そういうスタンスで臨んでいきたいと思っております。

いろんな弁護士の見解等については、公の場でございます。恐らく、大阪でピアス社、これを生中継で見ていると思っておりますので、そういうことについては差し控えたいと思っております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

金子市長の言われる、応分の負担を考えて、年内に解決したい、そういったスピード解決はよろしいのですが、市民の立場に立つと、これまで市のお金は一切出してはならないとしていた、これまでの市議会の説得を初め、市民の皆さんへの説明責任、市の経費負担問題や所有権移転後の土壌履歴説明責任など、多くのことが憂慮されます。そのことで、議会の了承が得られると思われませんか。この点、いかがですか。

市長（金子健次君）

答弁を繰り返すようでございますけれども、私自身も議会の了承なくしては拙速いたしませんというふうに、きのう白谷議員のほうの質問に対しても答弁をいたしましたように、議会の了解なくしては解決はないというふうに見ております。

そういうことで、逐次、できる範囲内で公開できる分については公開し、相談しながら、私自身は今回のピアス問題については進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

13番（伊藤法博君）

土壌汚染等については、さっきも言ったように、最近示されている司法判断、判例は、所有者、原因者が負担して解決を図る流れになってきており、したがって、私はこれまでどおり損害賠償の裁判をし、そして、ここですべての面ですっきりしておくべきであると考えます。

仮に、裁判によって解決が長引くとするならば、裁判の中で柳川市がアスベストを除去して、その費用を含め損害賠償請求をできるのではないかと、そうすれば、アスベスト早期除去が可能になるのではないかと、この件について市長の見解を求めます。

市長（金子健次君）

6月議会における伊藤議員の一般質問にお答えしましたように、私は、最初から裁判を起こすなどの結論ありきの姿勢ではなく、まずは胸襟を開きまして、主張することを主張して、要するにピアスに対してですね、主張して、相手の考えも十分聞くという姿勢で協議を行い、その結果に基づいて今後の対応を判断することが肝要であるというふうに考えております。今後の対応を判断するに当たっては、先ほど申し上げましたように、繰り返しますが、議会の皆様方と事前に協議をさせていただきたいと考えております。

また、裁判の中で、柳川市がアスベストを除去し、その費用を損害賠償請求できるのではないかと伊藤議員の質問であります。法律の専門家ではありませんので、明確な回答を私はできませんけれども、係争中の物件を原告である柳川市みずからが任意にそのアスベストを除去してしまえば、係争物件そのものが消滅することになり、柳川市にとっては裁判の公判の維持が厳しくなる可能性があるのではないかと、私は考えております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

裁判の物件がなくなるから、裁判の継続維持が難しいということでございますけれども、被害を受けた損害賠償ですので、その点は裁判の継続は可能じゃないかと、私は思っております。

アスベスト除去費用の算定については、昨年の12月議会で出された補正予算の中に100%補助のアスベスト調査費用1,861千円がありました。予算の組み替え動議で切り取られたことは、まことにもったいないことで、生かされていたならば、いかなる場合でも役に立ったものと思うと残念でならないのは私一人ではないと思います。

今後、アスベスト除去の費用がわからないというのに、どの調査機関でやった額を基準や費用負担割合や金額を決められるのか、お尋ねをいたします。

市長（金子健次君）

一般質問初日の白谷議員にお答えしましたように、ピアス社との協議内容につきましては、入り口論的なものでありました。市側から協議を進める前提として、実際のアスベスト除去費及び解体費を調査する必要があるのではないかと、また、この調査はピアス社で行ってほしいという主張に対しまして、ピアス側も調査の必要性について理解を示した段階でございます。

まだまだ交渉、話し合いを始めたばかりでございますので、現段階ではちょっとお答えすることはできません。

以上です。

13番（伊藤法博君）

今後、その点については、恐らくピアス社との話し合いになるんじゃないかと思っておりますけれども、仮にピアスアライズ社と交渉が進み、建物が除去され、更地になった後、企業誘致などを行う場合を想定し、議会が前執行部に強く迫っていた土地履歴説明問題は、きちんと整理しておかなければなりません。譲渡する所有者には説明責任が生じます。これらについて、金子市長はどのような見解をお持ちでしょうか。ピアスアライズ社との交渉の最中ということですから、慎重さが必要であり、市民の皆さんへ市長としての明確な答弁を求めます。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

土壌につきましては、新市誕生後、3回にわたりまして土壌調査を行っております。その結果を議会の皆様には御報告しているところでありますが、現在、ピアス社と協議中の案件でもありますので、現段階での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

13番（伊藤法博君）

これは、ちょっとつけ足しになりますが、昨日の一般質問の中で、アスベスト除去に関して石田前市長とピアス社との間で約束があったかどうかの質問については、金子市長がピアス社に確認したところ、その約束はなかったとのことでした。

さきの6月定例議会の一般質問の中で、浦博宣議員が、今回の市長選挙の中で、石田前市長がピアス大和工場買収に当たってピアス社から賄賂をもらったとするうわさが広がっていたが、金子市長が今回ピアスを訪問されるなら、そのうわさ話が事実かどうか確認していただきたいとの発言が 있었습니다。このことについての確認はしていただいたのでしょうか。

市長（金子健次君）

たしか、浦議員のほうから一般質問の最終日の最後の質問の一番最後のところで、その質問があったことは記憶いたしております。

私は、石田市長がそういうことは事実はないというふうに思っていますので、あえてピアス社に対して失礼になると思ひまして、お尋ねしておりません。

以上です。

13番（伊藤法博君）

6月議会でそういう質問があって、約束があったかどうかの質問については確認されたから、このことについてはどうかなと思ひましたから、お尋ねをしたところでございます。

最後に、私の率直な思いとして、このピアス跡地問題で議会の対応が石田前市長と金子現市長とで違ってくるようなことになれば、従来、議会が主張してきたことは何だったのか、同じ問題に対する議会の本音に不純なものがまじっていたと思われるのも仕方ないと思ひます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（龍 益男君）

これもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時56分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。9番荒巻英樹でございます。通告に従ひまして、順次質問をさせていただきます。

1項目めは、行政改革についてお伺いいたします。

景気低迷の折、地方自治体の財政状況は大変厳しいと言われておりますが、我々議員に課された使命は、少しでも無駄を省くための行動や提案ではないでしょうか。

平成20年度決算状況の説明では、次のように述べられています。限られた財源をできるだけ有効に活用しながら、市民の視点に立った効率的、効果的な行政運営を目指すため、行政

改革大綱に沿って経常経費節減、定員管理の適正化など、行政改革の推進を図りました。そこで、昨年度の歳出削減への取り組み、また、今後の取り組みについてお知らせください。

2項目めは、地球温暖化防止への取り組みについてお伺いします。

ことは、例年と比べて短い夏でしたが、このまま温暖化が進めば、この地域も、やがて亜熱帯気候になる日が来るとも言われています。また、地球温暖化ではなく、地球高温化であると指摘する専門家の方もいらっしゃいます。

このような中、温暖化対策条例をつくって取り組んでいる先進自治体もありますが、本市では市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、市庁舎を初めとする本市の施設から発生する温室効果ガスの排出量を平成25年度までに6%削減することを目標とされているそうですが、具体的な取り組みをお伺いします。

3項目めは、教育行政についてお伺いします。

残念ながら、本市の人口減に歯どめがかかりません。新生児の出生も年々減るばかりであり、それに伴って小学校の児童数も減少の一途です。現在の40人学級を35人学級へ等の議論もあり、少人数教育の場合、児童一人一人に目が届きやすいなどのメリットはあるのですが、逆に児童数が少な過ぎることにより、運動会や児童会活動などに支障を来すデメリットも少なくないかと思えます。教育に関しては、財政面での効率化よりも優先すべきことも多々あるかと思えますが、将来を見据えた判断も必要ではないでしょうか。

そこでお伺いします。現在、市内には小学校が19校あります。1学年当たりの児童数が全市で600ないし700名ぐらいであることから考えれば、学校数が多いのは間違いなく、今後の統廃合の可能性についてお伺いします。

2点目、小学校19校に対して中学校は6校で、各中学校に進む小学校の数は1校から6校までと幅があります。合併により、現在の通学先よりも近くに別の中学校が位置することも少なくありません。みやま市では、今年度から高田町にある飯江小学校が、高田中学から山川中学の通学区域に変更になっていますが、本市ではそのような計画、もしくは何らかの対応策はとられていますでしょうか。

4項目めは、情報発信についてお伺いします。

市民へのお知らせは、広報紙「広報やながわ」とホームページが中心だと思います。広報紙に掲載のお知らせは、どれも重要なお知らせだと思いますが、なぜホームページに掲載されないのが多いのか不思議です。以前からも広報紙に掲載する情報はできる限りホームページに掲載してほしいと訴えてきましたが、状況は変わっておりません。また、ホームページに掲載されていても、新着情報として発信されないために、気づかれない情報も多いものと思われます。

残念ながら、現状ではホームページの有効活用がなされていないと思いませんが、御見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。再質問は自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

企画課長（高田淳治君）

まず、1点目の行政改革について、経常経費節減について、具体的な実施例並びに今後の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

まず、昨年度の歳出削減への取り組みでございますが、行政改革大綱に基づきまして、経常経費の節減、自主財源の確保などに取り組んでまいりました。

具体的取り組みの中での主なもの、それと、おおよその効果額につきまして申し上げますと、歳出面でございますが、旅費、日当や委託業務の見直しで8,800千円、交際費の抑制で7,400千円、補助金等の整理、合理化で55,000千円、定員管理の適正化で140,000千円、時間外勤務手当の削減で1,600千円などでございます。一方、歳入面でございますけれども、市税など徴収額の確保で11,900千円、「広報やながわ」などの有料広告の掲載で1,270千円、公共用地の売却で26,680千円などでございます。合計しますと、249,000千円余の効果が出ております。

次に、今後の取り組みといった点でございますが、現時点で取り組んでおります行政改革大綱の実施期間が5年目を迎え、今年度までとなっておりますために、平成22年度、来年度から平成26年度を最終年度とする次期行政改革大綱の策定作業をこれから進めてまいります。

現大綱では、合併からの5年間、人件費削減や民間委託の推進、そして、補助金削減など、具体的数値目標を掲げ、経費削減を重要事項として取り組んでまいりました。次期行政改革大綱では、現大綱の総括を行った上で、事業の統廃合などの事務事業の見直し、また、ボランティア団体など多様な活動主体との協働によるまちづくりといった、その視点も盛り込んだ改革推進に努め、引き続き、効率的かつ効果的な行政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、4点目の、市民の皆さんへの情報発信は十分なされているかという御質問にお答えをいたします。

以前より荒巻議員からは、ホームページでの情報発信の量が不足しているとの御指摘を受けておりました。このため、平成18年度以降、ホームページへの掲載は各課でも対応可能となりますように、操作方法など掲載に関する職員研修会を随時開催すると同時に、「広報やながわ」への掲載依頼の際には、あわせてホームページへの掲載をお願いするなど、積極的な利活用を推進してきたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、「広報やながわ」に掲載されております情報の中には、ホームページでは新着情報としてお知らせできていないものがございます。このために、今後、企画課といたしましては、次に述べます2点につきまして積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

まず、1点目でございますが、広報紙への掲載記事に関して、確実に素早くホームページへの情報掲載がなされているか、また新着情報へ登録されているか、今以上のチェックを行いまして、特に柳川のPRとなるようなテレビ番組、そしてまた、イベントなどに関しましては情報の収集に努め、新着情報への登録を徹底させていく。2点目でございますが、各課担当職員に対し、定期的に掲載状況に関する照会を行うなど、状況把握に努めるとともに、ホームページの重要性について、その意識づけを行っていくこととする。以上、2つの方針を徹底していきたいというふうに考えております。

ホームページは、情報公開、行政への住民参加、そしてまた、開かれた行政を展開すると、そういった観点からも果たす役割は大きく、また、自治体の顔とも言うべき存在でございます。したがいまして、今後、各課との連携をさらに強め、使い勝手のよい魅力あるホームページづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

生活環境課長（橋本祐二郎君）

地球温暖化の取り組みはどうなっているかという御質問にお答えします。

先ほど荒巻議員の質問にもありましたけど、柳川市役所地球温暖化対策実行計画をことしの3月に策定しまして、柳川、大和、三橋の3庁舎、ごみ処理施設、小・中学校、公民館、図書館、体育施設等、市の施設を対象に、市が実施いたします事務や事業から発生します二酸化炭素の排出量を、これも先ほどありましたけど、21年から25年度の5年間に、平成19年度を基準にいたしまして6%の二酸化炭素の削減を目標設定して、現在取り組んでおります。

本計画の取り組みを推進するために、ことしの5月、全職員を対象としまして説明会を開催しまして、本計画の趣旨や具体的取り組みについて説明をいたしております。

また、推進体制の強化のために、各課に1名の主任者を選任いたしまして取り組みを推進しております。

具体的内容につきましては、昼休み等は業務に支障のない範囲で不必要な照明は必ず消すということをしております。それと、長時間使用しない場合はパソコンの電源を切る、クールビズ、ウォームビズの徹底をしております。また、荷物搬送以外はエレベーターの使用をしない等の電気使用料の削減等を行っております。また、エコドライブによる公用車のガソリン使用料の削減、資源ごみ分別の徹底、両面コピーや不要紙の裏面利用等によります廃棄物の減量等をしております。さらに、リサイクル推進、リサイクルシステムが確立した製品でございますグリーン購入の推進等に取り組んでおります。

さらに、全職員に対しまして、環境家計簿、これはエコファミリーカレンダーと言っておりますけど、を配布しまして、家庭での電気使用料を毎月記入してもらって、職員の地球温暖化防止の意識向上を図っております。

また、本年度は職員有志によりますクラスタープロジェクトによりまして、庁舎にアサガ

オヤゴーヤ等で緑のカーテンを設置し、地球温暖化防止に取り組んでおります。これがきのうおとといくらいまでで、ちょっと取り外しておりますが、そういうことをやっております。

それと、計画実施初年度であります今年度は、まず職員でそれぞれできるソフト中心の取り組みを推進しておりますが、将来はハード面での取り組みも推進していかなければならないと考えております。

また、現在、本計画の上位計画に当たります柳川市環境基本計画を本年度中に策定する予定にしております。この計画の中では、柳川市役所だけでなく、広く市民や事業者を含めた地球温暖化対策を盛り込んだものをつくることにしております。

以上でございます。

学校教育課長（高崎祐二君）

3点目の教育行政につきまして、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず1点目の、今後の統廃合の可能性についての質問であります。

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときは、この限りでない。」と定めてあります。

柳川市の小学校については、少子化の影響で小規模化している状況で、先ほど言いました12学級以上18学級以下の標準的な学校につきましては、現在、19校中5校、残り14校については標準より小さい学校に該当しておるところであります。

学校の適正規模、適正配置及び適正通学区域は、学校づくりの基礎的条件であり、児童・生徒の教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る重要なものであります。統廃合の可能性ということですが、将来を見据え、少子化が進行しておりますので、柳川市における小学校の適正規模、適正配置及び適正通学区域について検討し、基本的な方針を決定していく必要があるだろうというふうに考えております。

続きまして、2点目のほうの、みやま市の中学校で通学区域の変更があったが、柳川市でそういう計画があるかとの質問であります。中学校につきましても、適正規模、適正配置及び適正通学区域について検討し、基本的な方針を決定していく必要があるだろうと思っております。

ただ、事例で挙げられました、みやま市の飯江小学校につきましては、通学距離の関係で変更になったものと存じております。柳川市の場合、極端に通学距離で問題があるという小学校はほとんどないと考えておりますが、一部で合併によりまして指定された中学校より近い中学校がある状況が出てきております。そのために、平成19年度に通学区域審議会に諮問をいたしまして、平成20年1月に最終答申をいただいております。これによりまして、平成20年度入学生から、申請をいたしますと、指定された中学校より通学距離が近い中学校へ通学することは今現在可能になっておるところであります。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

答弁ありがとうございました。

それでは、1点目から順次再質問をさせていただきたいと思います。

企画課長のほうから、もろもろ項目分けてトータルで249,000千円の削減ということでお知らせいただきました。

それと、別の観点からなんですけれども、入札制度に関してどれぐらい効果があったのか、教えてください。

総務課長（石橋正次君）

入札制度の改善ということでございますので、お答えをいたします。

入札制度の改革につきましては、それまで設計金額が150,000千円以上の工事について行っていました一般競争入札を、平成19年の9月から設計金額10,000千円以上の工事に拡大をいたしております。

それから、平成20年度からは、建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で総合的にすぐれた調達を実現するために、総合評価制度による入札を試行的に導入いたしております。

総合評価方式といいますのは、価格と品質の2つの基準で業者を選定するために、建設業者の技術力の向上に対する意欲を高めるなどのメリットが期待をされているところでございます。

それから、平成20年度につきましては、総合評価方式の入札につきましては、2件の入札を試行的に実施しておりまして、平成21年度につきましては4件の入札を予定しているところでございます。

また、平成21年度、今年度からは電子入札制度をスタートさせております。インターネットを使った電子入札には、次のメリットがあります。1つ目でございますけれども、手続の透明性や公正性が確保できる。それから、2つ目でございますが、利便性の向上及び移動コストが縮減できる。それから、3つ目でございますけれども、競争性の促進。そして、4点目では行政事務の効率化等が挙げられます。

特に、2番目の利便性の向上及び移動コストの縮減につきましては、ほとんどの事務手続につきましてインターネットにより可能となりますので、事業者の皆さんが発注者のもとへ出向く必要がなくなるために、移動に関する人件費、それから交通費の経費等を削減することが可能になり、利便性が向上するというふうに考えているところでございます。

現在、土木一式、これは12,000千円以上の工事につきまして、この電子入札を実施しております。それで、9月1日までに、現在22件の電子入札を実施しているところでございます。

ただ、具体的なこの効果につきましては、まだあらわれておりませんが、現在、紙

での入札との併用で行っている電子入札を、今後完全なる電子入札に移行したり、それから、今後、建築工事や舗装工事、それからコンサル業務等に拡大することで、一定の効果があらわれるのではないかと期待をしているところでございます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ということは、いろいろと今、一般入札の金額が下がったりとか、電子入札とかありますけれども、今がちょうど移行の期間ということで、具体的にちょっとまだ金額はお示しいただけなかったんですが、今後効果が出てくるであろうという理解でよろしいのでしょうか。そうですね。とにかく入札に関しまして、やはりかなりの金額、いわゆる単価が大きいものになりますので、一番削減には効果があると思いますので、順次、スピードを上げて進めていっていただきたいと思います。

それから、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、通信費という言い方でよろしいのかあれですけれども、今回の定例議会の直前から、この2週間の間で、お知らせを2通いただいたんですが、これが料金後納の郵便いただいておりますけれども、庁内的にどういう仕組みで郵送されているのかをちょっと教えてください。

総務課長（石橋正次君）

庁舎内から発する郵便物につきましては、各庁舎でその件数を取りまとめて、総務課のほうに一括して提出をしていただき、郵便局のほうに随時とりに来ていただくというふうなスタイルでやっているところでございます。

9番（荒巻英樹君）

各部署から一たん総務課にまとめてきて、それがお隣といいますか、郵便会社さんがとりに見えるということですね。それで、これは効果は本当にわずかでしょうけれども、先ほど、私、この2週間と言いましたけれども、この時期は私も、基本的にはこちら参っておりますので、我々への郵便に関しましては、郵便会社をお願いするのではなくて、議会事務局のボックスに入れていただければ、上がってきて、我々個人個人のボックスに入るかと思っておりますので、そのことも今後徹底していただきたいと思います。これは、総務課長なり総務部長のほうから、その辺の指示を徹底いただいて、なおかつ、もし上がってきていたら、そういった議会事務局に渡していただくことをあわせて、その部署のほうに、もう最初から議会事務局のボックスに入れば済む話かと思っておりますので、その点の徹底をあわせてよろしく願いたいと思います。

それから、取り組みとしては、私も収入確保のことを後でお伺いしようと思っておりましたけれども、先ほどお答えいただきました。それで、具体的には、今度、来春小学校入学予定の幼児の健康診断が、ことしから複数校合同でなさるということで、8回に集約されていますけど、そういったことも経費削減につながっているのかなと、私は理解しておりました。

ですから、そういったことを積み重ねて、いろいろと行っていただきたいと思いますとおるところであります。

ただ、やはり自分たちで、限界点と言ったらおかしいですけども、もうここまででいいだろうということは、決してそういうことは思われずに、常に経費のことを考えていただきたいと思いますとおります。

それと、総合公園の話も、けさも維持管理に関して小郡の例で出ておりましたけれども、九千何百万円、年間維持費がかかって、一千数百万円の収入があって、それでも70,000千円、80,000千円の維持費がかかるというような話がありましたけれども、私は、そういったことが、実際完成して動き出したら、やはりほかのところ、結局、入ってくるのは減りこそすれ、ふえることはないわけですから、ほかのことでやはり削減が進むと私は思っておりますし、そういったところでぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

それで、副市長にちょっとお尋ねしたいんですけども、私としては歳出削減の余地はまだあるんじゃないかなと思っておりますけれども、それで、県の場合は市町村以上にそういった行政改革進んでおるかと思っておりますけれども、本市の取り組み状況に関して、副市長がどのようにお感じになっているか、お答えいただければと思います。

副市長（刈茅初支君）

行革の取り組みについてでございますけれども、人口の減少や超高齢社会の到来、また、産業・経済構造の変化など、大きく環境が変わっていく中で行政サービスを維持するためには、持続的で安定した行財政経営が必要であります。先ほど企画課長が答弁しましたように、第1次行政改革大綱が本年度までとなっております、新たに22年度から26年度までの5カ年を期間とする第2次行政改革大綱の策定作業を、これから進めてまいります。

第2次の大綱では、現大綱の取り組みをきちんと振り返り、整理をしながら、これからの5年間で選択と集中、ビルド・アンド・スクラップによる事務事業の見直しを進めまして、無駄を取り除く取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

第2次大綱の期間であります平成26年度までは、これまで同様の財政的な合併支援措置を受けることができますけれども、平成27年度以降につきましては、交付税の合併算定、これが段階的に縮小されることとなります。したがって、第2次の行革大綱の中でしっかりと行財政改革を進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。副市長のほうには、引き続き御指導をよろしくお願いしたいと思っております。

それで、本で読みましたら、西郷隆盛さんは、現状維持という悪しき風潮は一掃すべしという言葉が述べられたということですけども、何でもかんでも現状を変えなきゃいけない

というあれじゃないんですけれども、やはり現状に満足することなく、今後もお金の大切さを考えつつ、削れるところはとことん削って取り組んでいていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

地球温暖化防止の件なんですけれども、現在、目標に向けて進み出したというところかと思えますけれども、これも本当にできるところからだと思いますけれども、取り組んでいただきたいと思っております。

それで、いろいろと新聞記事でも、緑のカーテンのこと、本当に非常に私もいいことだと思いますし、福岡市役所なんか西側の物すごく日差しが強いところをアサガオでされて、かなり室温が下がったということも聞いておりますし、ことし、大川市とか大牟田市、行政絡んで打ち水で、雨水利用してクールダウンとか、そういうこともお聞きしておりますので、取り組んでいただきたいと思えます。

ただ、一つだけ済みません、ちょっとまた耳の痛いお話かと思えますが、この実行計画の中でも、会議資料の簡素化ということもうたわれているかと思えますけれども、残念ながら、やはり私ども、常任委員会と全員協議会で同じ資料が2度配付されることがございます。私の場合、総務委員会ですけれども、ほかの常任委員会でも多分同じようなことが起こっているんじゃないかなと思うところなんですけれども、こういうことで紙代、それからコピー印刷代、あわせて、ごみの削減、ひいてはCO<sub>2</sub>の削減ということになりますので、これはもちろん重々御承知かと思えますけれども、今後ちょっとそこら辺、実際に全員協議会になりましたら、席が固定でもありませんので、この場所はだれが座るのかということで、委員会ごとの仕分けというのは、ちょっとそういった部分で難しい面はあるかと思えますが、お互いに、それは席を実際はほとんど固定されていますし、そういったことで私どもも協力すべき点は協力しなきゃいけないと思っておりますので、今後、同じ資料が2度配られることのないように切にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）総務委員会と全員協議会が同じ資料ということですので、皆さんおわかりかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これに関して、よろしければちょっと金子市長のお考え、いただけますか。

市長（金子健次君）

ただいま荒巻議員のほうから、いろんな無駄をなくすというようなことで、資料の配付についても重複しておるということでございます。議会の皆様の30名の御協力を得て初めて実現するわけでございますし、また、先ほどの封書等につきましても、それぞれの議員のボックス、私自身も議会事務局長として1年間仕事させていただきましたので、その分について議会の御了解をいただければ、そういう方向づけさせたいと思えますけれども、そこら辺、十分御論議を議会のほうでいただきたいと思えます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。私は、ぜひ協力してやっていきたいと思っております。

それでは、3項目めの教育問題のほうに移らせていただきます。

実際、子供が減っている、児童が減っているというのは、皆さん理解されていることですが、実際どれくらい減っているのか、本市で児童数が一番多かったというのは、間違いなく団塊の世代の方々が小学生だった昭和30年代前半かなと思うんですが、ちょっと比較の対象としてはあんまりなんで、一昔前といいますか、20年ほど前と比べて児童数がどれくらい減っているのか。

あわせて、1学年、先ほど理想的には12クラスから18クラス、1学年2クラスから3クラスという御説明ございましたが、本市の小学校19校で6学年ですから、延べの学年で114の学年になるかと思いますが、そのうち、1学年1クラスの学年がどれくらいあるか、その2点をお願いします。

学校教育課長（高崎祐二君）

児童数の推移につきましてお答えしたいと思います。

20年前ということで、一応、平成元年度の児童数で申し上げますと、平成元年度6,606人になっております。平成21年度、今年度が3,954人ということになっておりますので、20年間で2,652人減少しているようになっております。率で申し上げますと、大体40%減少しているというのが現状になっております。

それと、もう1点、1学年1クラスの学年については、議員が言われますように、19校の6学年でいいますと、延べ114学年となると思います。そのうちの73学年が1クラスとなっております。率で申し上げますと、全体の64%ぐらいが1クラスという状況になっております。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。平成元年度から比べて約40%、要は6割の児童数になっているということですが、もちろん学校の数は全く変わっていないわけですね。それと、全体延べ114学年のうち、1クラスしかない学年が73学年、64%、3分の2弱ということですので、思っていた以上にそういった1学年のクラスが多いのかなと思っております。

それで、もう1つ伺いたしますが、きのう近藤議員の質問の中でも、小中一貫教育のことがございましたけれども、可能であれば、同じ中学校へ通学する小学校が1校だけからよりは、二、三、複数の小学校からその中学校に進むような形のほうが、競争もあってといいますか、いいんじゃないかなとは私は思っておりますが、ただ、これに関しては冒頭お尋ねしました小学校の統廃合問題とも関連しますけれども、その点いかがでしょうか、お尋ねします。

学校教育課長（高崎祐二君）

1 小学校からと、複数校から中学校へ進学した場合の考えということですが、それぞれにメリットとデメリットがあると思います。先ほど言われましたように、きのうの近藤議員の一般質問にお答えもしたかと思うんですけど、1 小学校から1 中学校への場合につきましては、例えば、小中一貫教育、小中連携、そういうものがとりやすくなってくると思います。進学に際しましても、やっぱり環境変化が少ないということで、きのう言われましたような中1ギャップというものも少なくなくて済むなどのメリットがあると思います。

ただ、一方で、やっぱり流動性が少なくなるため、環境変化への新鮮さに欠けるという部分はあるかと思えます。荒巻議員言われましたように、競争意識が若干薄れるという部分もデメリットとしてはあるものと思えます。

また、この1小1中ばかりではなくて、やっぱり進学する人数によりましてメリット、デメリットが変わってくるものと思っております。それで、一概にどちらが好ましいとか、そういう判断はなかなか難しいところがあるというふうに思います。

以上です。

9 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。そのように1つの中学校に1つの小学校からより、複数からのほうがいいのではないかなと言いつつ言うのもなんですが、やはり私は実際に1学年1クラスの小学校をなくすほうを優先すべきではないかなと考えているところです。ですから、1学年1クラスという状況は好ましくないことだと思っているところです。

それで、小学校の統廃合や中学校の通学区域の見直しもあわせてですが、地域コミュニティーのつながりを初めとしまして、来るべき超少子化や校舎の改築、耐震化など、多角的な判断が必要であり、一朝一夕にできるものではないことは承知しておりますが、かといって、悠長に構えている段では決してないかと思えます。

大牟田市では、既に統廃合が実施されておるとお聞きしますし、みやま市では本年7月31日に市立学校適正規模検討委員会が発足したとお聞きしております。本市でも早急に同様の委員会を立ち上げて、子供たちにとってよりよい教育環境の整備に向けた検討に入るべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。よろしければ、教育長の御見解をお願いいたします。

教育長（北川 満君）

ただいまの御質問でございますが、1学年1クラスという状況、なかなか好ましくないということでございますが、これで育ってきた子供たちも非常に多いわけでございますが、先ほど課長が申しあげましたように、進学する人数やら、あるいは少人数だからいいという面もなきにしもあらずでございますので、その辺を御了解いただきながら述べさせていただきたいと思えます。

1 学年 1 クラスをどう考えられるかという点につきましては、単学級の場合は児童・生徒の生活面では、卒業まで同じ学級集団で過ごすことになるわけでございます。そうしたことで、人間関係が固定化されまじたりするなどのデメリットがあるのは、もう皆様御案内のとおりでございます。

また、学校の運営面におきましては、学年を 1 人の教員で経営することになりますので、指導や評価計画、教材研究等をすべて学級担任 1 人でする、個人作業で行うということになります。そういったところはデメリットではないかというふうなことも言えます。そのため、小学校の場合は 1 学年 2 学級ないし 3 学級が好ましいかと考えております。

以上でございます。

9 番（荒巻英樹君）

それで、済みません、再度、教育長、恐れ入りますけれども、みやま市の、そういった検討委員会の立ち上げに関して、御意見をお願いします。

教育長（北川 満君）

引き続き申し上げます。

初めに課長が申し上げましたとおりでございます。学校の適正規模、適正配置、それから適正通学区域は、学校づくりの基礎的な条件でございます。児童・生徒の教育の機会均等と教育水準の向上を図る上で重要なものでございます。

そういった意味から、年々、児童・生徒の減少が進展している状況でありますので、地域の実情、実態、それから将来をしっかりと見据えた委員会を立ち上げ、検討する時期に来ているのではないかと考えております。

以上でございます。

9 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。みやま市のほうは、2 年後にその辺の結論が出るというふうにお聞きしておりますけれども、柳川市のほうでも積極的な取り組みをお願いいたします。

ちなみに、来春の入学者は六百十数名か六百二十数名とお聞きしておりますけれども、現在の零歳児は 530 名ぐらいですので、さらに 100 名近く減ることはわかっているわけですので、その子供の数の減少におくれをとらないように、あわせて学童保育所の問題等も絡んでくるかと思っておりますけれども、スピードを持った対応をぜひともお願いして、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

それでは、最後に、広報関係、ホームページのことでちょっとお伺いいたします。

ちょっと 1 点、夏休みに市民の方とのやりとりがあったことを御紹介したいと思います。

市民温水プールですね、親子で子供さんと一緒に行かれたということで、実は市民温水プール、夏休みは、いわゆる子供さん向けの遊泳のコースは午前 10 時から午後 5 時半まで、9 0 分ごとに 30 人程度に制限されておったんですね。10 時から午後 5 時半までの 90 分刻みですか

ら、10時から11時半、11時半から13時、13時から14時半、14時半から16時、そして17時半、17時半以降は制限なしということだそうなのですが、ですから、その方は13時半に行ったら、13時から14時半の間になりますから、14時半までの1時間になりますよということだったそうなんです。ただ、もちろん1時間ありますから、それで十分だと思って入られたということなんです。

それで、私もその後、プールに行ってみました。行く前にホームページを見ましたけれども、普通に住所とか、電話番号とか、開館時間午前10時から午後9時までですとか、火曜日休みですとか、利用料金は入っていますけれども、そういった夏休みのプール利用の制限のことは、ホームページ上は私は見つけ出せませんでした。実際行って、そのときに受付にあったのがこの紙で、そのような利用の案内、制限しますよという紙がございました。私は、もしかしたら広報紙には載っていたんじゃないかなと思ひまして調べましたら、7月1日号にそのことは間違いなく掲載されております。ただ、先ほどの話はお盆前後の話ですので、普通考えたら、その後、7月1日の後、7月15日、8月1日と出ていますから、余り7月1日号が手元にある人は少ないんじゃないかなと思うんですね。

ですから、そこら辺でやはりホームページはもう本当にすぐできる話、若干何分かかかるんでしょうけれども、そういったことを私はぜひ載せていただきたいと思っているわけなんです。ですから、ちょっとそこら辺で、たまたまですけれども、そういったことがございましたので、これはあくまでも一例かと思ひますけれども、ぜひ、とにかくホームページを有効に使っていただきたいということで、実際、私、カウンターでちょっとそこら辺でクレームというか、トラブルがなかったかということは聞いていませんけれども、ぜひそこら辺御確認いただきたいと思ひます。

私、ちなみに、時間わからないまま行ったんで、5時に行きましたけど、5時に行ったら、次、5時半からなんです。結局やっぱり30分じゃちょっと短いなと思って、30分待って5時半から1時間ほどいましたけれども、ぜひ今後はそのようなことがないようにお願いしたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、冒頭、高田企画課長のほうから今後の取り組みに関しまして、非常に前向きな積極的な御答弁いただいた点では大変ありがたく思ひしております。ただ、現状で言うと、なかなか私が感じる部分で、何で載らないのかなというのを、ちょっとお話しさせていただきたいと思ひしております。

私が思っていたのが、やはりいろんな、市長や教育長のほうにスポーツ等の全国大会出場しますとか、入賞しましたとか、そういったことで報告に見える市民の方、子供さんも含めて多いかと思ひます。新聞では見ますよね。ですから、そういったことも、ぜひホームページでも御紹介いただきたい。ホームページのメリットは、たびたび言いますが、市外の方にもごらんいただけるわけですから、やはり柳川を離れた柳川出身の方がごらんいただいたら、

ああ、柳川ではこんな頑張っている人たちがいるんだということで励みにもなると思います。

スポーツに関しては市長も積極的な取り組みということでお聞きしておりますけれども、これはいずれにしても窓口として企画課ですけれども、実際はその担当の部署で入力することになりますので、皆さん方、もうすべてがその対象になるかと思っておりますけれども、各部長、課長のほうで、その辺、徹底をよろしくお願いしたいと思っておりますし、スポーツのこともありますけど、ちょっと確認が必要になるかと思っておりますけれども、やはり団体や個人から寄附をいただいたとか、そういったところもぜひ載せてしかるべきだと思いますし、例えばですけれども、8月1日号のイチジクジャムの紹介とか、F3ドライバーの井口卓人選手の市長訪問とか、そういったところもどんどん掲載していただきたいと思っております。その辺のガイドラインに関して私が口を挟むことはありませんけれども、私の見解としては、載せて構わないといえますか、載せるべき情報だと私は思って述べさせていただいております。

それから、テレビで紹介される件は、先ほど課長のほうからもありましたけれども、事前に取材等があった場合に、本市が窓口になった場合は、いつ放送があるかというのは、テレビ局なり連絡が必ず来るかと思っておりますので、今度何月何日にどこどこ放送の何という番組でありますということも、ぜひ掲載いただきたいと思っております。たまたま、その番組を偶然見ることもありますけれども、ぜひともよろしくお願いしたいと思っております。

それから、あと幾つか項目でお願いしたいと思っております。

実際、私、今回この質問に当たって、いわゆる7区、本市含めて大牟田市、みやま市、筑後市、八女市、それとお隣の大川市の状況を確認して、これからお伝えさせていただきますけれども、まず、入札結果、いろんな入札あるかと思っておりますけれども、入札結果を大体毎月、一月単位が多いんですけれども、入札結果が新着情報で発信されていないのは本市と八女市だけです。ただ、八女市の場合は、トップページにすぐ見られる入札というコーナーがありますので、本市よりもすぐわかるようになっております。

それから、先月は総選挙がありましたけれども、総選挙の結果ですね、投票率がどうだったか、校区ごとの投票率がどれぐらいだったのか、小選挙区で何票何票、比例で幾つずつという結果ですね、本市以外の5市はすべて結果が掲載されておりました。

それと、これは市長に御判断いただくことになるかと思っておりますけれども、定例記者会見ですね、毎月の。それに関しましては、大牟田市、八女市、大川市は情報として内容が掲載されております。みやま市、筑後市、柳川市は掲載されておらないという状況でございました。

ですから、全部が全部、そこら辺の判断はもう市長初め皆さんのほうで御判断いただくかと思っておりますけれども、ぜひともその辺、情報公開をよろしくお願いしたいと思っております。

その辺、ちょっと市長、いかがでしょうか。お尋ねします。

市長（金子健次君）

ただいまの荒巻議員のほうから、もう毎回毎回、議会の中で御提言いただいております。

大変感謝を申し上げたいと思います。

先ほど高田企画課長のほうが、今回の荒巻議員に対する答弁をいたしました。今後、柳川市のホームページが変わったと、よくなったと褒めていただくような形で、決意を持って今十分打ち合わせをいたしております。

今回、この議会中継の休憩に入った段階でも、今は柳川のビデオが流れております。それで市民の方から、今度何かよくなったよと、以前は議長の席だけがずっと休憩中は映っていたということでもありますけれども、こういうこともやっていただきたいということで、今後も御提言等、十分また意見を聞かせていただきたいと思っておりますので、どうも感謝申し上げます。ありがとうございました。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ぜひともよろしく願います。

それと、先ほどちょっと伊藤議員のほうから7月の大雨のことで触れてありましたけれども、これからは台風の季節になります。本音を言えば台風来てほしくないわけですが、災害情報を、万が一のときの避難場所なり云々ということ、これは総務委員会でも申し上げた件ですが、本市の場合はそういった情報がトップページの一番下のほうにある消防本部をクリックして、別ウインドーが開いて、そういった情報が出るようになっております。その7月の大雨のときに、ちょっと他市がどんな状況かというのを調べていたんですけれども、やはりトップページに避難場所の案内とか、そういった情報、大雨洪水警報が発令されたとか、そういったこともかなりの自治体、トップページで出ておりました。こういうのは出さないでいいにこしたことはないんですけれども、その辺も消防本部のほうと、ちょっとそこら辺の仕組み、わかりませんが、新着情報、トップページで出せるようお願いしたいと思っております。

最後に、なかなか業務多忙な中、ほかの自治体のホームページを見るという余裕はなかなか厳しいかと思いますが、合間といいますか、あと、もしくは自宅でも、他市のホームページ、別に近隣じゃなくてもいいと思うんですよ。九州以外でもどこでもいいと思いますけれども、ごらんいただければ、目からうるこじゃないですけども、ああ、こんなことが載ってお、これだったら市民の人が情報として喜びんしゃっじゃないかなというようなこともあるかと思っております。我々議会サイドでは気づかない、やはり執行部でしかわからないようなこともあるかと思っておりますので、そのことを最後をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時12分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

皆さんこんにちは。11番矢ヶ部広巳でございます。龍益男議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。議場内で傍聴されている皆さん、また、モニターテレビやインターネットでごらんの皆さん、心から厚くお礼を申し上げます。

徳川第8代将軍でありました吉宗の長男の第9代将軍家重と同じく、私も言語障害で、毎日毎日の会話がリハビリであります。おかげさまでほとんど回復していますが、まだ少しはお聞き苦しい箇所があるのではないかと思います。どうかお許しをお願いします。

金子健次市長は就任以来、あらゆる場に顔を出され精力的に公務をこなしてあります。市民の一人として、心強く、うれしく思うものであります。市長といえども体あってのものであることは言うまでもありません。くれぐれも健康に留意され、精進をしてもらいたいと思うものであります。

私は、マルショク店、漁業団地、学力向上対策の3点を通告しています。

マルショクが京町からなくなって、地元周辺の皆さんは大変困っておられます。

2点目の漁業団地、月日がたつにつれ、漁業団地は見せかけであって、本当のねらいは田んぼを高く柳川市が買ってあげたと、そういうことではなかったか、そんな気がしてなりません。

最後は、学力向上対策であります。偏差値37、10人受けて15人合格する高校を出た私がおこがましいとは思いますが、私が学生時代に学んだ経験から、子供たちが勉強は楽しい、おもしろい、そんな一助になればとこいねがって一般質問するところであります。

あとは自席にて一問一答形式で質問させていただきます。議長の御配慮をよろしく願いいたします。

11番（矢ヶ部広巳君）続

まず、1点目のマルショク店について伺います。

マルショクは黒字経営ながら、京町店が老朽化のために残念ながら閉店してしまいました。閉店はいつだったか、お尋ねをいたします。

産業経済部長（藤木 均君）

マルショクが閉店いたしましたのは平成20年の5月末ということでございます。日にちまで、ちょっと定かでないかもしれませんが、5月末ということでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

マルショクが移転地として柳川警察署西隣の市有地を譲ってほしいと柳川市へ要請を受け

たのは、いつでしょうか。

財政課長（石橋真剛君）

まず最初は5月7日でございます。そのときは、上司がおりませんでしたので、総務部長と私が対応しまして、正式には5月9日に副市長が会っていらっしゃるという経過でございます。済みません。20年のです。申しわけございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

市へ譲ってほしいと文書で要請を受けたのか、どうなのか。

財政課長（石橋真剛君）

口頭でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、昨年5月7日に口頭で受けたということですから、市長はどなたであったでしょうか。

財政課長（石橋真剛君）

石田前市長でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

今度は、市有地であります柳川警察署西隣の土地を田んぼの所有者から、柳川市へ農振農用地除外申請が出されておると思いますが、それはいつでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

農振農用地の除外について、周辺の農地2筆が平成20年12月25日申請をされております。以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

市は農振除外申請を受けて、当然、関係団体へ意見聴取をされたはずであります。その団体、つまり農業委員会、農協、水系事務所、水利事務所、それぞれいつ意見聴取を出され、そして、いつ結論が来て、その結果はどうだったのか、お知らせをお願いいたします。

農政課長（成清博茂君）

12月15日申請をされまして、検討、現地確認を行いまして、関係団体の意見聴取を行っております。

まず、農業委員会につきましては、平成21年1月20日に照会を出しております。結論的に来ましたのが2月6日と。それから、柳川農協につきましては、平成21年1月21日に送っております。結論が来ましたのが2月17日でございます。それから、水系事務所につきましては、平成21年1月26日に照会を行いまして、2月9日に回答が来ております。水利事務所につきまして、平成21年1月26日に照会いたしまして、2月3日で回答が返ってきております。

回答の内容につきましては、問題ないということで回答が返ってきております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、農振除外はオーケーだったということでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

各団体については、支障がないということで回答が返ってきております。

11番（矢ヶ部広巳君）

関係団体の意見聴取を受けました。そして、市は当然、県に意見照会をするわけでありませんが、結果、県のほうはどのように回答をしたのか、教えてください。

農政課長（成清博茂君）

県のほうには平成21年2月27日に照会を行っております。県のほうから3月6日に回答が返って、支障はないと、問題ないということで同意が来ております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、関係団体も、県も、3月6日までには全部、農振除外を認めたということでありますか。

農政課長（成清博茂君）

一応、関係団体、県につきましては、同意を得たということであります。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

そういたしますと、平成20年5月7日に、マルシヨクは柳川市のほうに、まず市に土地を譲ってくれと。柳川警察署の西隣の土地を、向こうに移転をするから譲ってくれということ、その隣のお百姓さんが持っている土地の農振除外の申請をされておるわけです。そして、最終的に結論が出たのが3月6日ということは、石田前柳川市長は、もう既にマルシヨクが向こうのほうに移転をする、つまり柳川警察署の西隣に移転をするということは存じてあったということではありますが、前市長は、そのような動きがあったことを、私たち議会には、御存じのように、一切伏せてありました。また、その間、全協等でも議員の皆さんがどのような動きがあっただけかということでありましたけれども、それも一切伏せてあったわけであります。

私は、マルシヨク店を柳川警察署の西隣のほうにオープンをしてくださいと言っておるではありません。別に反対もするわけではありませんが、辻町店が、マルシヨクが行ってなくなった、それで非常に周辺地区の皆さんがほとんど困ってあるわけですよ、暮らしのためですね。そのようなことを市長は耳にしたことはございませんでしょうか。非常にマルシヨクがなくなって困ったと、毎日の暮らしに困るという声を市長は耳にされたでしょうか、どうか。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

撤退後の市民の意見として、そういうことは聞いております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

ここに、マルシヨクからの石田宝蔵市長あての文書がございます。平成20年11月13日付であります。柳川市京町マルシヨク跡地について、現在のところ、その跡地を売るとか、あるいは第三者へ貸しますということはありませんと。したがって、柳川市のためにはできるだけ協力をする意向でありますという文書があるわけではありますが、間違いはないでしょうか。

財政課長（石橋真剛君）

その文書は、6月9日の全員協議会のときに全議員にお配り申し上げております。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

御存じのように、柳川地区、城内地区も、かなり高齢化が進んでいまして、深刻な問題となっております。田んぼや畑を持ってある田舎やったら野菜等が植えてありますから、そんなに困らないわけではありますが、何といても町なかのど真ん中にあったマルシヨクであります。だから、何度も言うようですが、差し当たって困っております。蒲池にあります、ふれあいの里みたいなものがあると大変助かると思っておりますが、あるいはまた、軽トラック市とか、そういうものもあるわけではありますが、市長に何かお考えがありましたら、よろしくお願いをいたします。

市長（金子健次君）

マルシヨクの撤退後は、今の、6月の全員協議会の中で出しました資料については、柳川市、本市以外の他の人には売らないということ等、書いてあったと思います。

そういう意味では、今現在、マルシヨクさんのほうが柳川警察署跡の交換という形でお願いをしておりますので、軽々に、今の段階ではその跡地をどうすることもできませんけれども、先ほど申し上げましたように、近隣の住民の方が日常生活上、買い物に困ってあると。大変困って、その地域の人たちが車というよりも自転車や歩いて買い物をしていたというふうなことも伺っておりますので、そういう蒲池のほうにあります、ふれあいの里みたいな形を必要かなというふうに思っているところでございます。

現在、購入後にどういうふうにしていくかということについては考えなければならないと思いますけれども、非常に、そういう事態になっているということは理解しております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

確認をさせてください。今の11月13日の文書は、交換ということですか。全協では、そのようなことは聞いておりませんがね。交換だったんですかね。交換やったら、等価交換か、

それとも差額をやるのか、その点。

財政課長（石橋真剛君）

これにつきまして、まだ具体的に、柳川警察署西側の市有地の売却の交渉をやっておりません。これは11月でもらった分は、やはりあそこの跡地は市としては非常に貴重な土地であるというところでもらったものでございますが、マルシヨクさんとしましては交換の意思を当然持って出されたもの、口頭で確認をしていないんですが、思いはあるうかと思えます。

11番（矢ヶ部広巳君）

まず、交換するという心の中も全くないということですか。それとも、いや、交換の気持ちはあるぞという気持ちとして受けとめるべきか。あるいは、交換はせんでも、柳川警察署の西隣のところは柳川市としては使うあれもないから譲るならば譲っていいぞというような気持ちでしょうか。いや、わからんなら、わからんでいいですよ。そげん無理せんでいいです。（「白紙で言いよったから、白紙で言やよかったい」と呼ぶ者あり）悩ますことは要らんですよ。気持ちを言ってください。

財政課長（石橋真剛君）

交換するかどうかというお話でございますが、それにつきましては、今後、まだ交渉でございます。どうなるのか、私の個人的にはわかりません。しかし、市長もマニフェスト等で申し上げておりましたとおり、向こうの京町跡地については、市にとっても貴重な土地であるというところから、警察署横が、まだ議会でも、この前、全員協議会で白紙状態に戻っておりますので、なかなかお答えしにくいところもございまして、ぐずぐずしているところもございまして、議会の皆様の御理解が得られて、例えば、向こうもマルシヨクに提供していいんじゃないかとなった場合は交換もあり得るだろうという感じはしています。

ただし、議会、8月31日で白紙の状態になっておりますので、その点については御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。（発言する者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

柳川警察署の西隣のことは、もう置いておきます。非常に心配してあるようですから。

京町のほうがなくなってあるから、マルシヨクが閉鎖されたから、何か閉塞な状態になっておるわけですよ。柳川商店街としても、あそこを今までのような店を置いておけば、周辺の商店街にも私は必ずプラスになると思うわけですよ。何ととっても柳川市のど真ん中はあの京町通りと、私たちは小さいときから、おにぎえのときも行きよったわけですから、何とかその辺、市長のほうでお力添えをよろしくお願ひをしたいということで、最初の項は終わりたいと思います。

次に進ませていただきます。

担当の課長は風邪で休んであるということで、大変気をもんであるようでございますが、答えられる範囲でお願ひをいたします。

漁業団地についてであります、これまでの事業費別の使用額はようになっておりましたか。

産業経済部長（藤木 均君）

担当の課長がちょっと休んでおりますので、十分な答弁になるかどうか分かりませんが、できるだけ申し上げたいと思います。

今までの事業費でございますが、今、ちょうど21年度の途中でございますけれども、21年度末で申し上げたいと思います。21年度末で申し上げますと、この漁業団地は市がやる分と漁協がやる分と2つございますので、それぞれ申し上げたいと思います。

市が行ってまいりました事業費が1,771,000千円、それから漁協が行いました、今、ノリ共同加工施設3棟建てておりますが、この分が621,000千円でございます。合わせまして実施済みの事業費は2,392,000千円でございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

今までに23億円、ほぼ24億円を使ってあるということであります。

これから、今21年度末までのことでございますが、それ以降についての予定額はありますか。

産業経済部長（藤木 均君）

22年度以降の事業費でございますが、市が実施します事業費が、もう漁業団地内の工事はほとんど終わりました。あとは物揚げ場の工事にかかっていきます。その事業費が936,000千円です。それから、漁協が行います事業といたしましては、先ほど申し上げましたように、ノリの加工共同施設がございます。あと7棟分が予定としてあるわけでございますが、その分を実施いたしますと漁協の事業費としては1,729,000千円でございます。したがって、22年度以降の事業費といたしましては、都合、合計の2,665,000千円でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

といいますと、トータル、当初のとおり50億円ぐらい要ということですね。

それでは、現在の入居者ですね、これはどうなっているか、また、入居された年月日も教えていただきたい。ほぼ大体で結構でございます。大体何年ぐらいかというのを。

産業経済部長（藤木 均君）

今現在3棟建てております。そして、19年度に2棟建設がされております。したがって、19年度に2棟分の入居者、それから20年度に1棟建設がされて都合3棟でございます。現在では3水産業が入っております、総数といたしましては12名でございます。入居日まで、ちょっと。（「もういい」と呼ぶ者あり）いいですか。（「わかった」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

これから入居したいといえ、いつでも入られるのか。あるいは、何か制約があるのか。例えば、2年に一遍と。そういうことを教えていただきたいと思います。

産業経済部長（藤木 均君）

一応、1つの加工処理場に対して、グループとして入ってもらおうということになります。したがって、今後の加工処理場の建設計画は隔年度に建設をしていこうと。できるだけ2棟ずつぐらいは、ぜひ建設していこうということでございます。したがって、その建設する年度でしか入居ができないと、そういう状態に逆に言えばなるわけでございます。1加工施設当たり、以前は5名でしたけれども、基準が若干緩和されまして3名以上というふうな形になっているようでございます。

したがって、大体、隔年度に最低6名ぐらいの入居者が入っていくということになっていくと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

前は5名やなかとでけんやったけれども、3名以上に緩和されたと。それは入り手のなかけん、そげんだったですか、どうでしょう。

産業経済部長（藤木 均君）

その辺はどうかわかりませんが、18年度でしたか、18年度にそういうふうな補助基準というものが緩和されたというふうに聞き及んでおります。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、20年度以降は、漁業団地はもう今入り手がないということでしょう。入居者がありませんということになっておるわけですが、今のところ入居者の希望、今後の見通しはあるのか、ないのか。50億円の金を使って、入らないということであつたらね、それは大変な国も損害、漁協も損害、柳川市も損害ということではありますが、その見通しはどうでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

入居者の見通しでございますけれども、今現在、平成23年度に建設をしようということで、今、漁協単位に説明会を行っております。ぜひ入居者を募って計画にのせていきたいということでやっておるわけでございます。したがって、今現在はまだ入居者の確定はいたしておりません。しかし、今後、組合長会議等も開く予定にいたしておりますし、組合長さんともども、ぜひ勧誘を募ってやっていきたい。

特に今、矢ヶ部議員おっしゃるように、今まででも相当な投資を行っているわけでございます。したがって、その投資を無駄にすることなく、ぜひ頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

この団地、当初大体50名入れるということになっていたが、今のところ12名しかないと。それから、資材置き場、これは22区画あるわけですが、これの利用状況はどうなっていますか。

水産振興課整備係長（横山誓市君）

資材置き場の利用状況としましては、現在、190漁家の方が利用されております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

私の知識不足と思いますが、22区画で全部入ったら、何軒入られるわけですか。私は、22やったら22と理解しておったんですが、そうやないと。ほぼ何割の方が、そしたら入ってあるのか。何か最初の前市長の説明では、資材置き場希望者は、ばさらかばんというようなことやったんですよ。何%ぐらい入ってあつてでしょうか。

水産振興課整備係長（横山誓市君）

区画が22区画ありまして、それを平均10区画に区画を割りまして、その利用状況としましては全体埋まっている状況です。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、この資材置き場の22区画はすべて埋まっておると理解していいですか。間違いないですか。私はバイクで実際見に行ったんですよ。まだ入れるのがあったということですかね。

水産振興課整備係長（横山誓市君）

ことし、実際申し込みをされて、置かれていない方もいらっしゃいます。で、あいているのだと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、もう全部埋まっていると理解をしていいわけですね。

そしたら、漁業団地の入居者が当初の目的に達するまではほど遠いわけではありますが、今後どのように具体的に、埋まるまで努力をしていくのか、その辺をわかる範囲でお願いをいたします。

産業経済部長（藤木 均君）

どういうふうな形で入居者を埋めていくのかということでございますが、これは、ひとえに私どもも漁協も含めて説明会なり、そういうものを重点的にやりましてやっていく、その方法しかございませんので、強制的に入れるわけございませんので、その努力を一生懸命するということで御理解をお願いしたいと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

ノリ漁業施設ということで、漁業団地は矢部川河口の12ヘクタールに平成26年度までにノ

り加工施設を10棟、ノリ資材置き場を今言ったように22区画、当初予算が5,050,000千円、国からは23億円、県が1,150,000千円、市が9億円、漁業協同組合が7億円で5年前に計画をしたわけでしょう。ところが、まだ13人しか入らん。もう早々と頓挫しているわけですよ。今のままでね、どんなに漁協に頭を下げても入る人はいないと私は思うんですよ。そうなったら、国や県への対応はどうするつもりですか。とてもやないがね、もう26年までですよ。今21年ですよ。何かおかしいような気がしてなりません、どうでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

もちろん、矢ヶ部議員御指摘のように、もしもこれが中座する、頓挫するということになりますと相当な問題になりますし、補助金返還の問題、そういうものも発展いたします。したがって、今申し上げられることは、もう一生懸命努力して入居者を募る、そして投資効果を高めていくと、そういうことでしかございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

そこで、漁業団地へ入るためには、加入金というのか、保証金というのか、幾ら要るわけですか。

産業経済部長（藤木 均君）

今入ってある方が大体、加入金、保証金ですかね、加入保証金、大体2,000千円前後、これは漁協で決められることですので、確たることは言えませんが、2,000千円前後というふうに聞いております。

11番（矢ヶ部広巳君）

逆に、そしたらですね、もうもてないと、漁業団地を抜きたいと、一遍入っておってね。その場合はどうなりますか、何か縛りがありますか。

産業経済部長（藤木 均君）

この入居に関しましても、先ほど申しあげましたように、加工施設は漁協がつくり、そして、その施設を個人の漁家が借りると、そういう形でございます。したがって、もしも漁業団地から自分はもう脱退したいんだということになりますと、そこには漁協と個人との話し合いになっていきます。ただし、そこでいろんな精算とかそういう話になってくるだろうと思いますが、その際に不足するお金が当初納められた、預託された2,000千円前後のお金を充当する、そういうような方式になっているようでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、今期の漁業団地内のノリの単価は幾らであったのでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

全体的に、まず全体のノリの入札の平均を申し上げますと、大体9円（「いや、漁業団地だけでいいですよ」と呼ぶ者あり）だけです。平均で9円87銭でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ノリの入札単価、3年連続で10円割れというのは、もう御存じのとおりである。昨期は9円10銭でありましたが、今期は9円15銭であります。そうすると、漁業団地の場合は72銭高いということになります。

市長に伺いますが、過去5年の平均を、大体85銭、今度の価格は低い水準であったわけですが、販売総数は、もちろん去年はちょっと悪かったですけれども、そんなに落ち込んではいないわけでありまして。問題は、単価がどうしても下がるばかりで上がっていかないわけですね。なぜかといいますと、ノリは昔のように、柳川のノリは贈答品として売れておったわけですが、今では残念ながら握り飯の材料というようなことになっておるようでありまして。何とかやっぱり値を上げたい、トップセールスをやっていただきたいと思いますが、市長の考えに何かございましょうか、よかったらお願いをいたします。

市長（金子健次君）

ノリ団地に入ってある人の単価というのは、平均単価よりもかなり高いということは伺っております。50銭ほど高いということをお伺いしております。あわせて、その金額でも福岡ノリの当地区の分のノリにつきましては、佐賀ノリと比較いたしますとかなりの差があるようでございます。私自身は、佐賀のノリと福岡ノリの品質的な差はないというふうに思っておりますけれども、その売り込み宣伝、セールスですか、そういう面につきましては、これから福岡ノリ、願わくは有明ノリでいきたいんですけれども、福岡ノリという形で名を今、麻生知事がされておりますので、そういう形で、ぜひともブランド化をしながら、また売り込みを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

何とかひとつトップセールスをやっていただきたいと思っております。

私が思うに、こう言えば前市長は腹かくかもしれないんばってん、漁業団地はとてもやないが入り手はないと思う。前市長はわかっていたじゃないか、私はそういう気がしてなりません。当初から言われていたことではあります、もともとが計画がずさんというよりも、最初から漁業団地への入り手は少ないということを見越してあったんだろうという気がしてならないわけでありまして。

最初言いましたように、田んぼを少なくとももう買ってやる。あそこは1反600千円ぐらいと言われていた。それを1,800千円で購入しておるわけですよ。全部で30筆です。4万坪、12.5ヘクタールの田んぼを、70,000千円ぐらいで買われるのを210,000千円も出して買っている。私は、これはまさにね、国や県や市や漁協を一つのだましとっとやなかやろうかと。言葉は悪いですがね、そういう気がしてなりません。これ以上言うと、また問題になりますから言いません。

次に移ります。

最後になりますが、学力向上対策について伺います。

誤解のないようにしていただきたいと思いますが、私は決して英才教育を望んでおるわけではありません。私は選挙公約で、お年寄りを大切にし、頭のか子よりも心の優しい子を育てようと訴えてまいりました。

そこで、子供たちの現状を伺いたしたいと思います。1つは、テレビを見る時間が小・中学生で今どのくらいあるか、1日に見る時間ですね。それから、携帯を持っている割合がどれくらいいるのか。それから、学習塾に何割ぐらいが行っておるのか。その3つについて、よかったらお答えをお願いいたします。わからんなら、わからんでいいです。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

毎年7月に、柳川市立小・中学校児童・生徒生活アンケートというものをとっております。21年の結果についてお話ししたいと思います。

テレビの視聴時間につきましては、小学生のほうでは、全く視聴していないが5.2%、1時間ぐらいが31.9%、2時間ぐらいが31.4%、3時間ぐらいが19.5%、4時間ぐらいが12.0%となっております。中学生のほうでは、全く視聴していないが7.8%、1時間ぐらいが18.7%、2時間ぐらいが28.4%、3時間ぐらいが25.8%、4時間ぐらいが19.3%となっております。

続きまして、携帯電話の所有状況になりますが、小学生全体では8.4%、中学生の全体では22.3%となっております。

あと最後に、学習塾への通塾状況になりますが、小学生全体では24.7%、中学生全体では48.7%となっております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

関連しますから伺いますが、現在、小学6年生が何人か、中学1年生は何人か、2年生は何人か、3年生は何人か、教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

小学校6年生695人、中学校1年生649人、中学2年生が674人、中学3年生が782人となっております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

今、小学6年生は695人と言われましたが、この695人がそっくり柳川市内の中学校へ進むとは思われません。英才教育を目指して、中には私立中学へ進学する人もおると思いますが、過去の例でいきますと、大体695人のうちに何人ぐらいが市外のそういう私立学校に行ってい

るでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

ことしの4月の状況で申し上げますと、国公立のほうに11人、私立のほうに32人ということで聞いております。合計しますと43人という形になります。

11番（矢ヶ部広巳君）

蒲池の矢加部出身で、世界的なドクター新谷（しんがい）弘実先生という方が、対外的には新谷（しんや）先生と言われております。アメリカのニューヨーク在住で、アルバート・アインシュタイン医科大学外科の教授であります。

先生は、郷里の人材育成のためにと多額の寄附を柳川市へされたというニュースがありますが、そして、先生は奇特にも、寄附は少なくとも10年は続けるとおっしゃられております。すると、15,000千円から30,000千円にもなるということだそうではありますが、これは間違いありませんか。そして、その金は、ふるさと納税の教育のほうに基金として残っておるのでしょうか、お知らせ、お願いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

最初に21年の3月だったと思うんで、1,500千円の寄附がっております。

11番（矢ヶ部広巳君）

教育長に伺います。

学力向上の具体的対策として、この1,500千円もの資金を使って子供たちに「広辞苑」を買い与えたらどうでしょうか。市内の小学生は4,000人、中学生は2,000人、小・中合わせて6,000人になる。6,000人に10千円の「広辞苑」を買ってやったら60,000千円要るわけですが、そんなことを私は申しません。まず、高校進学で今勉強中の中学校3年生、その人たちに「広辞苑」を買ってやったらどうでしょうか。私は、その価値は必ずあると思いますが、今すぐそのようなことを私は言って失礼ですけれども、どうでしょうか。

教育長（北川 満君）

ただいまのドクター新谷（しんや）の浄財、寄附金ということで、その用途についていかなものかというお尋ねをいただきました。

ドクター新谷につきましては、正しくは新谷（しんがい）弘実氏で、本市にお生まれになって、伝習館の御出身で、現在、先ほど御紹介がございましたように、アメリカ・ニューヨークにお住まいで、アインシュタイン医科大学の外科教授ということで御活躍中でございます。

そこで、上村前教育長より引き継ぎをいただいております。ここ10年間は寄附したいという申し入れをいただいているということで、先ほど紹介がございましたように、昨年度1,500千円という多額の額を御寄附いただいております。

そういったことを踏まえまして、ただいま議員のほうから「広辞苑」をどうかという、「広

辞苑」という辞書の御指名までいただきましたが、私どもも辞書は非常にふだんから活用をさせていただいているところがございますけれども、今現在、子供たち、なかんずく中学生におきましては、国語の時間に国語の辞書、それから英語の時間に英語の辞書というようなところで、重立ったところではそういった活用が見られます。また、積極的に活用するように指導もいたしているところがございます。

そこで、中学生全員に、あるいは3年生に「広辞苑」を配布したらどうかということでございますが、御案内のとおり、現在、新村出先生による開発ということで第6版が出版されておりますが、単価でございますが、8,400円ということでございます。そういった中におきまして議員の提案を仮に実施するといいたしますと、中学生の生徒数が5月1日現在2,105人いるわけでございますが、およそ18,000千円と、こうすることで計上することになります。これを新1年生にも配布するといいたしますと、約700名程度が来年入学するということですので、毎年6,000千円ずつかかるというような計算を算出しているところがございます。

そういったことをお受けしまして、私ども、確かに辞書の持つすばらしさはだれもが認めるところでございます。日本語教育の尊重ということで活字離れを防げるなど、言葉に敏感になり、言葉を大切にできる態度も確かに育ってきていると思います。また、育つものと思います。

また、教育委員会といいたしますしても、知ることの喜びをいかに今の子供たちに伝えていけるか、これが私たちの課題と考えておるところでございます。知ることの技能も、もちろん大事なものでございますが、知ることへの欲求をいかに引き出せるか、それが教師の役割とも思っているところがございます。

そこで、現在のところ、各中学校の図書館に「広辞苑」は備えつけております。多いところで2冊、3冊、それから大体1冊以上、「言海」とか、ほかの「広辞林」とか、そういったものもあわせて備えつけてはしているところがございます。そういったことで、備えつけはもちろん今後も続けてまいります、あわせて普通の教育活動でございますが、その中で言葉に親しむ、あるいは読書に親しむというような観点から、読書指導や朝読書、読み聞かせなど、いろんなことに地道に取り組んでいるところがございます。

このように学校でできるものは一生懸命取り組ませていただいておりますので、今回の議員提案に関しましては、願わくば各家庭で対応していただけたらと思っているところがございます。

さて、加えまして、前教育長の計らいによりましてということで、浄財の用途につきましてでございますが、教育委員会でもいろんな方々の御意見を聴取しながら、今後、用途については検討中であるということをおし添えておきたいと思っております。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

私がなぜあえてこういうことを言いますかという、6月の白谷議員の一般質問の答弁で、前教育長は、柳川市内の中学校が、小学校の学力テストは平均よりも上がっていたが、中学校は幾分、やや悪かったと。そのために中だるみの修正として、2年生に学力テストを1回追加するという答弁がありました。学力テストを追加することはいいです。そして、今先ほど教育長の答弁で、中学生なんかは48.7%が塾に行っておるということですよ。もうその時間になったら、さっさとして、中学校さようならと塾に行くわけですよ。とてもやないがね、学校の図書館にそのような本を置いているからね、それで勉強すると。子供は忙しかつですよ。今言うように、テレビも見やんもん、何時間見ていますか。携帯電話もせやん、メールが来たらすぐやらんぎっと友達から離さるっじゃないですか。だからね、やっぱり家でいかに勉強させるかというのが大切なんです。家庭学習です。

そこで市長に伺いますが、学力向上は、勉強は楽しい、勉強はおもしろい、勉強がもう好きで好きでたまらん。勉強していて一番困るのは、調べ物をしよつても、なかなかその参考書を探すのが一苦労するわけですよ、勉強する過程において。その点、私は、「広辞苑」は歴史ものもついておる、市を調べるにしても柳川市と引けばちゃんとわかる、英語も、横文字もかなり「広辞苑」でわかる。私はその点、「広辞苑」はびったしと思うわけですよ。

私自身、学生時代におやじから「広辞苑」を買ってもらいましたが、水を得た魚のようになったものです。知っても知っても知り尽くせぬ、この世は楽しいと。そうなれば、早う勉強せんかという親子げんかもなくなるわけですよ。中には、「広辞苑」をまくらにする子もいると思います。よかつばもろうたというて寝て。しかし、頭のそばに「広辞苑」があると、やっぱり本人は見なくてもね、家族の者、お父さん、お母さんが、やっぱりだれか一人でも広げることになる。そのようにして教育というものは広げていかやんとやないでしょうか。お母さんが子供に、おまえも小学校の高学年になった、新聞は非常にためになるぞ、新聞の隅々まで見なさいと言いはる親に限って、おやじ、奥さんは一番最後のテレビ番組だけしか見らん。こんな家庭ではね、絶対、私は伸ばないと思う。

学習塾で勉強させることも大切と思うがね、やっぱり家庭学習ですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）そのためには、やっぱり子供が勉強するよりも、まず親がそういう教科書を広げて読む。そしたら、自然と孫たちも、ああ、やっぱりあげんして勉強せやんばいなということになるわけですよ。

だから、私はですね、中学校3年生の782人にどうでしょうか、その「広辞苑」をやってよくはないですか。そうすることによって、柳川市全体の学力、そして社会全体がよくなると、そういう考えは、私が言っていることは間違っているのでしょうか、どうでしょうか、市長、最後に一言言ってください。

市長（金子健次君）

今の矢ヶ部議員のほうから御提言いただきました「広辞苑」については、現在、今、北川

教育長が申しあげましたように、6版、こういう年数の、恐らく30年か40年ぐらいの歴史があると思います。6回の改訂ということで。もしそのことが購入できるとするならば、家庭の中の蔵書にもなるわけですね。おじいちゃんやおばあちゃんやお母さん、お父さんまですべてが見られるということを理解できると思います。

今、北川教育長の回答では、今後検討していくということで、これを含めて、矢ヶ部議員の意見も含めまして、今後検討していただきたいというふうに思っています。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

教育委員会でも、どうかひとつ論議をしていただいて、前向きに検討していただきますことを心からお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時13分 延会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成21年9月10日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	5番	梅 崎 昭 彦
6番	島 添 勝	7番	白 谷 義 隆
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

## 2.欠席議員

4番	熊 井 三千代	8番	森 田 房 儀
----	---------	----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	刈茅初支	
教育長	北川満	
総務部長	大坪正明	
会計管理者	山田政徳	
市民部長	田島稔大	
保健福祉部長	武藤義治	
建設部長	蒲池康晴	
産業経済部長	藤木均	
教育部長	高田厚	
大和庁舎長	横山英真	
三橋庁舎長	藤木明	
消防長	古賀昭	
人事秘書課長	樽見孝則	
総務課長	石橋正次	
企画課長	高田淳治	
財政課長	石橋真剛	
税務課長	山田敏昭	
健康づくり課長	川口敬司	
福祉課長	木下正巳	
学校教育課長	高崎祐二	
建設課長	中村敬二	
農政課長	成清博茂	
水路課長	安藤和彦	
安全安心課長	野田洋司	
商工振興課長	江崎尚美	
市民課長	山田明寛	

4. 本議会に出席した事務局職員

議会議務局長	北原博
議会議務局次長兼議事係長	高巢雄三
議会議務局庶務係長	高口佳人

## 5. 議事日程

### 日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	15番 菅原英修	1. ピアス跡地について 2. 全日本同和会の補助金について 3. 三橋町地域振興基金について	市長 市長・教育長 市長
2	2番 古賀澄雄	1. 暮らしの安全安心 (1) 災害時要援護者の避難支援プラン策定について (2) 消費生活相談について (3) 成年後見制度の普及について	市長

午前10時 開議

議長(龍 益男君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員26名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問について

議長(龍 益男君)

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、15番菅原英修議員の発言を許します。

15番(菅原英修君)(登壇)

皆さんおはようございます。15番菅原でございます。議長より一般質問の許可をいただきましたので、今から一般質問をさせていただきたいと思っております。

私の通告は、1点目がピアス跡地について、2点目が全日本同和会の補助金について、これは三橋の分でございます。3番目が三橋町振興基金についての3点でございます。

きのう矢ヶ部議員が言われたように、矢ヶ部議員は何か口に障害があるそうでございます。私は矢ヶ部議員にすべて劣っていますけれども、この病気だけは私が早くして、足がちょっと不自由でございますので、あとは自席より、前口上と一問一答ということでさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

15番(菅原英修君)続

まず、1点目のピアス跡地についての質問に入ります。

その前に、ピアス跡地についての私の考えなり意見を申し上げておきたいと思います。このピアスの問題については、これは大和町時代の問題でございまして、私がいろんな議事録を調べたり読んだりする中で、一応、議会制民主主義のルールにのっとって決めて成立した問題だというふうに私は理解しております。それで、今まで私はこの問題に触れたことはございません。ただ1回だけ、予算の削減がなされて、道の駅の不動産鑑定の500千円が削られたということで、それとアスベストの調査費ですか、2点が削られたということで、私、その500千円に対して非常に心配があったから反対討論をしたわけでございます。

ちょっと私、しゃべりますと、この道の駅というのは瀬高と競合するのは、もうこれはわかっていることでございます。それで、これは一日を争う、申請をどちらが先に入れたが勝ちなのか、勝ち負けというのですか、そういうふうな問題がかかっていたわけですから、私はこの分だけはぜひ通していただきたいと、いろいろ執行部の議会に対する説明とか問題があるけれども、これはぜひにということで反対討論をさせていただいた経過があるわけです。

そのときに、ピアスの問題としては私が述べたとおりに、大和町の皆さんからおしかりを受けるとは思いますけれども、一番悪いのはピアスでございます。アスベストを知らなかったとは絶対大きな会社と言えるわけございません。必ず知ってあったはずですよ。それはなぜかという、アスベストの問題というのは社会を揺るがすような大きな問題になったわけですよ。それは私が役場におるときも、公共施設は一斉調査をなさいとか、国のほうからいろんな指示がありました。そういう経過があっておりますので、ピアスは知らないはずはないわけです。

それと、私がそのとき申しましたように、じゃあ、執行権者のその当時の町長、それを全会一致で決めた議会、それから、それを調査する義務があった職員さん、これはやっぱり大小はあると思いますが、全部の責任はあると思います。そういう意見を申し上げてきたわけでございます。

それで、ピアス社が今後どうなっていくのか私も不安でございましたので、8月1日の新聞を見たところ、私も安心したわけですよ。8月1日の新聞に、新市長が着任されて、年度内に解決したいと。ああ、すばらしいということで私は喜んで目を通しましたところ、とてつもない結果的なあれが書いてあったわけですね。それでびっくりいたしまして、28日にどういう一般質問が出ているのかということで議会事務局に来ましたら、まだ2件やったですかね。だけん、もう私としては、これはすべての議員が出す問題やなかるうかと思ってあったわけですから、まだ2名やったので、じゃあ、私もさせてもらおうというところを出した経過があります。それで、私の考え方はピアスに対してはそういうことです。一番悪いのはピアスと、そういうことで一般質問に入りたいと思います。

その前に、議長と 議運の委員長はいらっしゃいませんけれども、おしかりを受けるとは思います。ちょっと私ごとでございませぬけれども、質問に入る前にです、私が大体こう

というのは嫌うほうでございますので、三橋町でですね、菅原議員は金子市長をいじめると、こういう話が専らあるわけですよ。宴会のときも、2人酒を酌み交わしよったら役員さんが飛んできて、「よかった、あんたたちが仲ようしてくれよるけん」ち言うてきなはったけん、「何ばあんた言いよるかん」ち、「いつ、けんかしたるかん」ち言うて、市長と2人でそういう話をしたことがあるし、「もう私が行く先々でこういう話がありよるですよ、菅原さん」と言っているわけですよ。それはどんなに言われても結構です。ただ、金子市長とは20年来の兄弟のつき合いでしておりますので、まさか金子市長がそういう考え方に立ってあるとは私は思いたくございませんので、まず、質問に入る前に冒頭に申し上げておきたいと思いません。

それでは、まず、1点目のピアス社の質問に入らせていただきます。

1回目に行かれたのは7月28日ですかね。そうすると、そのときに随行された総務部長にお聞きします。何時間ぐらい先方さんと会われて、そしてどういう話をされたのか、よかったら、教えられたら教えてください。

それから、8月3日か4日に、今度はピアス社から来られて、そのときは市長は対応していないという報告がありました。副市長が職員さん何名かと会われたということです。何時間ぐらいでどういう話をされたか、これもよかったら教えていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

総務部長（大坪正明君）

ピアス社との協議の経過については、これまでも全協等で御報告をしているとおりでございますけれども、7月28日は午後1時から2時5分まで、1時間5分程度協議をいたしました。その中では、これまで市長が報告されていますように、自分としては早期に解決して、一刻も早く土地の有効活用をしたいというような、そのために本日話し合いに来たというようなことでお話をされました。ピアスの川島専務のほうから、ピアス社はすべて責任がないとは言わないと、譲るときは譲る気持ちに変わりはないということでありました。

それから、アスベストの問題について、除去や解体を含めて、今後協議をしていきたいということで市長のほうから話をしております。川島専務のほうからは、調停ではぎりぎりの線まで出して円満解決の思いだったが、残念だと。何が公平か、法律に照らし合わせて判断したいということでお話っております。

その後、今後協議をしていく上で、今まで問題になってきたことを確認させてくださいということで、石田前市長が、アスベストの問題が生じた場合はピアスの責任においてやっていただくことになっているということで発言をされておったことがございますので、このような約束があったかということで質問をいたしました。それに対して川島社長補佐は、そういう約束はなかったというようなことでもございました。7月28日の主な協議の内容は、そういうふうなことです。

それから、8月にお見えになったときは、これも1時間程度の協議でしたけれども、入り口論的な内容で、今後どういうふうに協議をしていくかということでした。まず、建物のアスベストの除去と解体費がどれくらいかかるかというようなことをはっきりさせんといかんだろうということで、その調査をどうするかというような話で、その辺のお話をしたところです。まだ具体的な内容には入っておりませんので、そういうふうなことで第2回目の協議をしたということでございます。

以上です。

15番（菅原英修君）

そしたら、7月28日と8月に2遍、ピアスと会われたということでございますね。その内容は、交渉はないわけでしょう。

私が言っているのは、こういうことですよ。市長、ちょっと自分に聞かん、部長から言ったごっして気持ちは悪かるばってんですね。私がきのうまでのあなたの答弁を見ると、一つも交渉という言葉が出てこないわけですよ。そいけん、この議員さんたちは交渉という言葉を書いてありますけど、私は着いたということで申し上げております。交渉に入っていないというふうに私は思っておりますので、だからそれを聞いているわけですよ。交渉をあなたたち執行部は1回かしたですかということですよ。ただ交渉に入る前の段階でしょうということですよ。どうですか。

総務部長（大坪正明君）

まず、7月28日の段階では協議のテーブルに着くということで、今まで去年からの調停でも決裂をしておりますし、その後、裁判するとかという話までいってございましたので、新市長になって新たに協議のテーブルに着こうということで、市長のほうも出向いて話をしてきたということです。

その次の8月の段階では、ピアスのほうからお見えになりましたけれども、これからどういうふうに協議をスタートしていくかという、その入り口のお話でございまして、具体的な中身まではまだ入っていないという状況でございます。

以上です。

15番（菅原英修君）

私が尋ねたのは、きのうから協議、協議と市長が言われるわけですね。私もそのとおりだと思います。新聞にもテーブルに着くことということが載っているわけですよ。だから、一回も交渉に入っていないというふうに私は解釈をしております。

その中で、新聞を読みますと、私に言わせれば、いかにも結論が出ておるわけですね。半々は向こうからの言ってある言葉であって、年内に解決したいとか、これはピアスに責任があると思います。これはある程度の市長の発言でございますので、私から言わせれば、ある程度の柳川市の結論だというふうに思っております。

こういう中で、今からどうやって交渉していかれるのか、私は非常に心配しているわけです。これは一応市の試算でございますけれども、新聞に載っていました。110,000千円ということ。そうすると、ピアス社のとおりにしますと、55,000千円の負担を市民に負わせるわけです。これは議会でよく言われる血税、血税という言葉が出てきます。確かに血税を使うわけでございます。私はこういうことが簡単に進んでいっていいものか、非常に心配しているわけです。

だから、なぜ市長がこんなにも早くこういうことを新聞社のインタビューの中で答えられたのか、市長は市長なりの考え方があったら、よかったら聞かせてください。

市長（金子健次君）

市長の金子でございます。冒頭言われました菅原氏との私の関係は、以前、三橋町役場の先輩でもありましたし、当時、私自身が総務課長在職中には三橋町の収入役でもありました。そういう意味では尊敬をするものでございます。そういううわさ等について、私は承知をいたしておりませんし、菅原氏のことを誹謗中傷したことは1回たりともございませんので、あわせてこの場で申し上げておきたいというふうに思います。

4月28日のことにつきましては、ピアス社に対しては柳川市長に就任をいたしましての一つのあいさつ、表敬的な訪問もございました。ピアス本社の訪問に際してはですね。そういうところで、今、部長が申しあげましたように、1時間程度の話の中で帰ってきたわけです。その中におきまして、先ほど再三にわたりまして、一昨日、昨日の白谷議員、また伊藤議員の質問に対してお答えをいたしました。私のほうから、円満解決のため双方の合意点を見つけることが大切であり、できれば年内に解決できればと思っていると。そのことは私も発言をいたしました。そして、それに対して川島社長補佐のほうから、ピアス社にすべて責任がないとは言わないし、譲るときは譲る気持ちは変わらないという協力的な姿勢があったわけです。そのことは、以前の5回から6回にわたる調停の中で話し合いが、最終的に決裂をいたしましたけれども、五分五分という形の話は伺っております。また、百条委員会の中で島添委員長のときに、その結論につきましては伊藤議員のほうからも、それはそういう姿勢だったよと、そのことは議会の中で承認をしていたんだよというきのうの話もありました。その中において、なぜ、そんなら譲る分があるのかということについてお答えをいたしたいと思います。

基本的には、再三にわたりまして議会の中で説明をいたしましたが、菅原議員と同じく、私はピアス側に全面的には責任があるというふうに思っております。ただ、ピアス側のほうのかたいガードと申しますか、向こうも弁護団と十分打ち合わせをされているような感じが見受けられましたし、今後、あとは法廷闘争で行く以外はないという形の中で、今の段階で法廷闘争ありきで行ったら、話し合いがもう決裂いたしますので、そこら辺についてこちら側の主張を十分主張していきたいという考えで、そういうスタンスで臨んでいきたいという

ことでございます。

いずれにいたしましても、報告をしながら議会の考え方なりを聞きまして、あわせてピラス側に対応しないと、柳川市としての貴重な財産が変なふうになりますので、そういうことの考えのスタンスであることをちょっと申し添えておきたいと思います。

以上です。

15番（菅原英修君）

私は、何か年内解決ということが先に頭の中であって、これを全額ピラス社から見てもらうぞという考え方が何か少なくなっているような、市長の考え方の中にですね。まず、ピラスには円満解決をしたいと。それはもうみんなが望むところですよ。年内にもしたいということもみんなが望むことです。ただ、そうかといって、じゃあ、ピラス社の言いなりになっていいのかですね。これはさっき言ったように、大切な血税が伴いますので、それでいいのかという問題がしっかりあるわけでございます。

だから、私、市長に申し上げたいのは、これも先の話じゃございませんけど、市長の性格も十分私は存じ上げておるつもりです。兄弟以上のつき合いをさせていただいたので、それはわかっているつもりです。まず、争いを好まない、まず、苦い物は言わない、その性格は十分私は存じております。しかし、もうあなたは一家の、柳川市のてっぺんでございます。やっぱり言わんとときは言わないかんし、憎まれやんときは憎まれないかん。やっぱりこういう考え方を持っていかないといけないというふうに私は思います。もう市長は十分考えてあると思いますけどですね。

だから、もう1点お聞きしますけど、白谷議員のとき、協力的な発言がありましたということをおっしゃいました。今もちょっと言われたような気がしましたけど、それはどういうふうなピラス社の発言であったのかですね。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

1つは、調停の中での最終局面では、50%出しましょうということは聞いておりました。それからスタートをしたというふうに私は思っております。私は基本姿勢としては、菅原氏が言われるような形で、アスベストの除去については基本的には全面的にピラス社のほうにあるという、そういう考え方は白谷議員に対しても伊藤議員に対しても申し上げたところで。ただ、最終局面で、もし100%までいかん場合に、そこら辺については議会と相談をしなければならぬというふうに思います。100%いかない場合にはもう訴訟をすると、法廷闘争に持ち込んでいくという形になるかと思います。

また、法廷闘争に持ち込んでいく場合には、地方自治法第96条によって議決を要するわけですね。そこら辺については、菅原議員についてはまかりならぬということですがけれども、いろんな市民の意向とか、いつまでも、6年間も今のままの状態がいいのかと、ごたごたし

ていいのかという部分もありますし、そこら辺は十分その時点でまた考えなければならないと、そういうめどが12月までにできればいいかなというふうに私は思っているところです。

以上です。

15番（菅原英修君）

私も解決を望んでいるわけですよ。ただ、市長は当然ピアス社に責任があると思いますということも一言つけ加えてあるわけですよ。これは前市長とも考え方は一つも変わらないし、私ともそう大して変わらないというふうに私は思っています。

あなたは、なぜそこまで早く結論を出す必要があるのか。例えば、そこまでいくまでに時間的になかったとか、いろいろ理由は確かに市長から言わせればあるかもしれませんが。しかし、これは今まで4年もかかってきた柳川市の大きな問題でございます。それならやっぱり経過なり話しながら、そして進めぐあいですね、それはやっぱり慎重にやっていかないと、もうあなたがきのうからよく心配してあります。インターネットで流れよるけん、向こうも見よっですよち。そりゃ、見てもらわないかんと思います。やっぱり議会の様子も知ってもらわないかんし。そいけん、私は何で 私が一番残念なのは、私もこう思います、責任があると思いますち最後に言ってあるわけですよ。そんなら何で解決の焦りをされるのか。そこら辺がどうも私の気持ちとして、何か複雑になってくるわけですよ。

やっぱりこれは交渉して行って、そして、あなたがこれ以上できないという交渉をやって、そして、議会とその都度その都度話しながら、「もう議員の皆さん、私もここら辺で政治決着をしたいと思います」、こうなったら私は一言も異議ございません。ここまであなたは市のとっぺんとしていかないといけないとやないですかち、今、私はしっかり言いよるわけです。ただそれだけのことですよ。もう私に言わせりゃ、あと何ば交渉しなさっじゃろうかち、こう思うわけです。向こうからは、折半なら折半ならち。そりゃ、向こうは折半なら上等でしょう、恐らく。私はそう思います。

だから、今度からですね、じゃあ、今までは今ままで横に置いて、今後、市長がどういう交渉をされるのか、あなたの気持ちを聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

お答えいたしたいと思います。

基本的な姿勢は貫いてもらいたいというふうに思います。基本的な姿勢、要するにピアス側に責任がありますという形で、これから具体的な話が詰まっていくわけですけども、そういう交渉をしてみたいです。そのときにおいて、こちらの話が理解をできないと。それが期限として12月の段階でまた、私は目標を置いておりましたけれども、できなかった場合、ずっと話を続けてやる。それが不調に終わるとき、法廷に持ち込まざるを得ないかなというふうに思っておりますので、そういうことを……。ただ、法廷に持ち込む場合でありましても議会の議決を要しますので、そこら辺、議会との話し合い、また執行部との話し合いが十

分なされないとできないというふうに思っております。

以上です。

15番（菅原英修君）

市長の決意を聞いて、安心しました。ぜひそういうふうな考え方で進んでいってほしいと。最後は、やむを得ん場合は裁判さというぐらいの考え方でぜひ進んでいてほしいと、柳川市民の皆さんに……。市長もおっしゃってあるように、責任があるというふうな考え方に立っておりますので、ぜひその方向で進んでいていただきたいというふうな願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、三橋町の全日本同和会に対する補助金について質問をしたいと思っております。

これは、何も市長を追及しようとか、あなたがどうだったこうだったという問題ではございません。ただ、大和町の同和会の補助金についていろいろ議会で問題になったときに、非常に私はこれはよその知りません。三橋町のいろんな運動の支部関係に御迷惑をかけた過程があると私は思います。これを市民、町民の方たちは、全日本同和会、解放同盟、全解連、そういう知識のある人は少ないと私は思います。だから、こういうことがはね返ってくるわけですよ。

あなたたちは役場におるときは、この同和問題で同和支部の人たちからいろいろ言われて、よかごとしてきたっちゃんかかんという声を聞くわけでございます。これは、私としては大変なことなわけですよ。だから、その当時、金子市長が全日本同和会の担当をしてあったあれがあるわけです。だから、私とのやりとりの中で、それを少しでも三橋の町民の皆さんに理解をしていただきたいということから、私は一般質問として出したわけでございますので、市長、済みません。何も追及したりとかするつもりでこれを通告しておるわけじゃございません。そういうことでござ……。 (発言する者あり) いんにゃ、どげんですか。(発言する者あり)

議長（龍 益男君）

御静粛にお願いします。

15番（菅原英修君）

だから、私はそういうようなことで一般質問の通告をしておるわけです。じゃあ、それでいいですか、議長。

議長（龍 益男君）

どうぞ。

15番（菅原英修君）

この同和会の補助金は、私がわかっている範囲内、これは賛成か反対かちょっと忘れましたが、討論した過程があるわけでございます。多分、52年から始まったと思っておりますけど、その時期からやったと思っております。担当に私は言うておりましたけど、わかりますか。

市長（金子健次君）

私が総務課長に就任をいたしましたのが、1992年、平成4年でございます。そのうちに7年近く総務課長をしておりました。それ以前のことについては、私が町役場に就任、外から見た形の部分として、今思えば、当時の町長がやめられて、その問題でやめられたかどうかわかりませんが、その後の江崎町長時代に話し合い等が行われまして、実際、全日本同和会三橋支部のほうに補助金を出したのは昭和54年度からというふうに伺っております。

15番（菅原英修君）

私もそうっております。当初、これは支部とか、解放同盟とか、全日本同和会の要求ではございません。これは町の手前勝手に予算の組み方は考えたと思います。その当時、多分解放同盟は3款というふうに私は記憶しておりますけれども、あとの全日本同和会は一般予備費ということで出していったというふうに私は記憶をしております。当初からそういうことで三橋町はいったですね。わかりますか。

市長（金子健次君）

全日本同和会の予算措置につきましては、予備費を充用していくという形をとってまいりました。決算では地域振興費という形で報告していると思っておりますけれども、いろんな政治的な課題等で予備費という形で計上されたというふうに伺っております。私の担当のときには、予備費の中から充用いたしまして支出をいたしておりました。見解も言わやんですかね。（「いえ、よございます」と呼ぶ者あり）

15番（菅原英修君）

私は、これは1つだけはっきりするといいいわけです。これはあくまでも町の都合で予算をこういう組み方をしたんだという形できちんとできれば、私はそれで結構でございますので、この質問はこれで終わりたいと思います。

それでは次に、三橋町の振興基金の問題でございます。これは、各市町に基金があるわけでございます。柳川市が当初866,000千円ぐらいかな。大和町が620,000千円ぐらいですか。三橋町が1,830,000千円を基金としてあったわけでございます。それで、その基金の計算の根拠と、今、じゃあ三橋の基金は何にどれだけ使っているのか、それをお答えいただきたいと思っております。

総務部長（大坪正明君）

三橋地域振興基金についての御質問にお答えをいたします。

三橋地域振興基金が1,830,000千円となった算出の根拠につきましては、一般質問初日の島添勝議員の御質問にもお答えしましたように、都市施設整備基金が約730,000千円、それから学校施設建設基金が610,000千円、農業振興基金が70,000千円など、10本の目的基金を合算して創設をされております。

次に、基金のこれまでの活用状況でございますけれども、17年度は柳川駅東部土地画整

理事業に50,000千円、垂見小学校区の学童保育所整備に1,466千円、計の51,466千円。それから、18年度は区画整理事業に60,000千円、藤吉小学校の校舎改築事業に27,000千円、計87,000千円。19年度が区画整理事業に60,000千円、藤吉小学校校舎改築事業に65,000千円、計125,000千円。それから、20年度は区画整理事業に80,000千円、矢ヶ部校区の学童保育所建設事業に6,000千円の計86,000千円を活用いたしております。17年度から20年度まで活用した三橋地域振興基金の合計額が349,466千円でございます。利息の積み立てなども行いながら、20年度末の残高が1,492,527千円となっております。

なお、21年度ですけれども、区画整理事業に80,000千円、今回の補正3号で提案しております小・中学校の校舎耐震事業に50,000千円の計130,000千円を活用する予定でございます。

以上でございます。

15番（菅原英修君）

私が質問しているのは、これは10年ですね。そうすると、もう半分は来たわけですよ。そうすると、三橋の振興基金がまだ十何億円ぐらいあるわけですね。そうすると、東口に毎回毎回少しずつ入れ込んである金額が多くなっていておるようでございます。これは、私は選挙に出るとき、私がお聞きしておったのは、この金は柳川市、大和町にある箱物で、三橋にない箱物に使ってくださいというふうな趣旨の基金だということで私は理解しておったわけですよ。だから、その後、駅前に使われたということで、抗議じゃございませんけど、あなっつあんたちはおかしかことすっですち、けんかとかに使うてち言ったら、おかしかことなかですち言われる。なしけんですかち。柳川市の東口は将来、柳川市の財政の中をある程度加勢していく投資を今しよるわけですよち。

これは、私はよくわかりませんが、職員さんから聞いたことに、あそこの東口が100億円投入するわけ。そしたら、何か私は知りませんが、どういうところか、そういうあれがあるのか。100億円の投資をしたら10倍の経済効果がありますよち、こう言われたわけです。じゃあ、10,000千円の経済効果が出てくる投資じゃないのかち、そういうふうな投資の中にすると、どこでも変わらんとおもいますが、旧三橋町の町民が汗水垂らして、そして施設も辛抱していただいて、そして合併当時、恐らく私がやめてから二、三年かかっておりますので、29億円ぐらいの基金があったというふうに私は記憶しております。それをずっとそんなふうに、一年一年金がないからということで使っていったいいいものか。それはそれでいいですよと言われるなら、私がそれをとやかく言うことございません。ただ、私の解釈と市の解釈に若干ずれがあるようございますので、ここではっきりしていただきたいと。それによって、私も議員活動をしていきたいというふうに思いますので、どうかそこら辺の答弁、総務部長、よかったですらお願いします。

総務部長（大坪正明君）

区画整理事業に三橋の地域振興基金を使うことについての疑問を持たれているということ

でございますけれども、この区画整理事業は、20年度決算でいいますと1,050,000千円程度の事業費となっております。その財源の内訳を見ますと、国県の支出金が480,000千円、この残りの570,000千円が市の負担となっております。半分以上ですね。そのうち地方債、これは合併特例債でございますけれども、360,000千円これに使っております。それを差し引いた残りが210,000千円ということで、これは一般財源から出すということになりますけれども、すべてこれを出すということになりますと、非常に財政的にも厳しくなるということで、このうち80,000千円を三橋地域振興基金から繰り入れております。

議員御指摘のとおり、区画整理事業ができますと経済効果があるというような、10倍になるかどうかは私は存じませんが、経済効果があるということでございます。しかし、これも島添勝議員の御質問にお答えいたしましたとおり、地域振興基金の活用の3つの基準の1つであります、できるだけ地域振興基金の合算前の基金の趣旨に沿った形で活用していくということでございます。1,830,000千円の当初の基金のうち、都市施設整備基金が730,000千円入っております。この都市施設整備基金というのは、区画整理事業など都市施設整備のために三橋町で積み立てられていた基金だというふうに聞いております。そういったことで、三橋の地域振興基金の一部を区画整理事業に使わせていただくことについて御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

15番（菅原英修君）

そしたら、ちょっと私の考えは間違っておったということですね。じゃあ、基金に合った事業は全部その基金から出せるということでございますでしょう。そうすると、1,830,000千円は三橋の事業、基金がある項目の事業には全部使っていいということで解釈せにゃいかんとですかね。

総務部長（大坪正明君）

基金の活用については、3つの基準があるということでお答えしましたけれども、新市でそういう三橋町の事業を行う際に、そういった基準を当てはめて、これには地域振興基金を使うというようなことで、その基金の一部を使っているということでございます。

15番（菅原英修君）

私の考え方、私の理解が間違うとったということに気づきました。だから、今後はそういうことで私の考えを正しながら、この振興基金の使い方を私は私なりに考えていきたいというふうに思います。

そうすると、もう1点私が心配するのは、じゃあ今度、金子市長が誕生いたしまして、柳川市の固定資産税は1.4%になりますので、2億円からの税の減収になるですね。そうすると、例えば総合グラウンド、運動場ですか、できると。どういう規模かわかりませんが。そういうのをもしも　もしもということにはございません。これはマニフェストに書いてあるの

で、恐らく実行されるというふうに思いますけれども、そうすると、今でもきつい財政が逼迫していくというふうに私は思います。そうすると、じゃあ、三橋の基金をずっと東口に少しずつ多くなっております。例えば、今度は2億円、来年は3億円と入れても、別にこれは問題がある入れ方じゃないというふうに私は今理解しましたけれども、そこんにきはどのようにでしょうか、総務部長。

総務部長（大坪正明君）

その辺の今後の使い方については、今後、十分検討しなければならないと思いますけれども、来年、再来年と何億円というふうにつぎ込むということにはならないと思います。

以上でございます。

15番（菅原英修君）

この三橋町、柳川市、大和町、基金があります。これはそういう使い方があるなら、10年経過じゃなくて、もう一般会計に入れてしもうたらどうですか。何か私は、申しわけございませんけれども、だまされよごたっ気のしてなりません。だからもう、一々こういう振興基金の使い方を議会でこうこう言うよりか、そういう同じような使い方をされておると私は思います。

だから、私はそういうふうな考え方を申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

答弁は要らんですか。（「要らん」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、菅原英修議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんおはようございます。大変お疲れのところ、よろしく願いをいたします。2番、公明党、古賀澄雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、順次質問をいたします。

質問の趣旨は、市民の暮らしの安全安心についてお伺いをいたします。

初めに、災害時に自力で避難できない高齢者や障害者といった要援護者の避難支援プランについてでございます。

9月1日は防災の日になっております。死者、行方不明者10万5,000人余りに上る大惨事となった関東大震災、これが1923年9月1日。これを教訓として、地震や水害などに対する心

構えを持ってもらおうと1960年6月に決まった。直接の契機となったのは、前年の1959年9月の伊勢湾台風での被害、死者4,700人が発生したことです。1982年からは9月1日を含む1週間が防災週間と決められ、防災意識向上のための活動が各地で実施されています。

近年、梅雨前線の発達などによる集中豪雨の被害が目立っています。ゲリラ豪雨とは、大気的不安定な状況などにより突発的に起こる予測が難しい集中豪雨のことで、この用語が多く使われるようになったのは、昨年、神戸市で起きた鉄砲水や金沢市の洪水、東京豊島区の下水道事故がきっかけと言われます。

ことし8月、台風9号の接近に伴う局地的豪雨により、兵庫県などで多数の死者が発生、静岡では震度6弱の地震により112人の負傷者を出したと記事が出ておりました。本市でも7月26日、27日、28日と、各100ミリ以上の集中豪雨で冠水被害がありました。天災は、いつ、どこで発生するかわからない。備えあれば憂いなしです。そこで私は、災害時要援護者支援プラン策定については、昨年6月議会で質問をしています。その後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、消費生活相談についてお伺いいたします。

不況が続く厳しい社会情勢の中で、消費者は多くの悩みを抱えて苦しんでいます。国は9月1日、生活の安全を守る司令塔としての役割を担う消費者庁を発足しました。これは、消費者重視の体制構築という画期的な転換点を迎えた、としています。中でも、消費者が相談窓口をたらい回しされることを防ぐため、地方の窓口強化をうたっています。そこで現在、本市の消費生活相談並びに法律相談について、どのような取り組みをされているのかお伺いをいたします。

次に、成年後見制度の普及についてお伺いいたします。

皆様御存じのように、財産の管理やさまざまな契約などを自分ですることが不安になった人や、認知症や知的障害者などで判断能力が十分でない人の財産や生活、尊厳を守る仕組みとして、2000年4月に施行されました。この制度は、住宅リフォーム詐欺など悪徳商法に遭った場合、契約を取り消すことができます。私はこの件につきましても、18年3月議会で質問をしています。当時、福祉事務所長でありました金子市長より、普及については利用促進を図っていく考えの答弁をいただいております。そこで、その後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上で終わりますけれども、再質問については自席で行いますので、よろしくお伺いいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

災害時要援護者の避難支援プラン策定の取り組みについてということで御質問がっておりますので、お答えをいたします。

同プランの策定につきましては、国県より今年度末を目標に全体計画の策定に努めること

と通知が既にあっておりまして、本市におきまして、今年度中に避難支援の方針を定める全体プランを策定しまして、来年度からはそれぞれの要援護者の避難支援の方法を定める個別計画の策定に向けまして、順次進めてまいる予定であります。

策定事務につきましては、昨年10月から防災担当者及び福祉担当者による会議をこれまで6回行っておりまして、間もなくプラン素案がまとまりますので、まとめ次第 社会福祉協議会や民生児童委員など15の関係団体の代表から成ります災害時要援護者避難支援プラン検討委員会というのを設置することにしております。まとめ次第、こちらのほうにお諮りしてまいることになっております。

以上でございます。

商工振興課長（江崎尚美君）

御質問の消費生活相談の取り組みについてお答えを申し上げたいと思います。

消費者を取り巻く経済環境は、経済社会の高度情報化、グローバル化、規制緩和等により急激に変化しております。これに伴いまして、消費者に提供される商品、サービスの利便性が向上し選択肢がふえる反面、悪質業者によります消費者トラブルは複雑多様化しております。

福岡県消費生活センターで20年度に受け付けた相談件数は1万4,187件で、内容は、オンライン等関連サービスが6年連続の第1位となっております。携帯電話、パソコン等の有料サイトの利用料などを名目にした架空請求に関する相談となっております。2位は、フリーローン、サラ金となっており、内容的には多重債務の相談が多くを占めております。

柳川市在住の方からの相談件数につきましては、20年度では本市、柳川市の商工振興課で受け付けたものは29件、福岡県では145件、久留米消費生活センターでは222件、大牟田市市民生活課では19件、合計419件が柳川市在住の方から相談があつておるところでございます。

対応の仕方につきましては、アドバイスや専門性があるものにつきましては県の消費生活センターや無料法律相談などへの誘導、悪質な事案につきましては警察などへの被害届の案内等を行っております。特に多重債務問題につきましては、福岡県においても取り組みの強化を行っておりまして、関係機関のネットワークの構築や多重債務者生活再生支援事業、無料法律相談事業等が行われております。

次に、消費者庁発足と市の関係についてお答えいたします。

食品偽装やガス瞬間湯沸かし器中毒事件など生活機器の事故等を受けまして、消費者行政を一元的に担うため、今月1日に消費者庁が発足いたしました。主な役割といたしまして、1、情報を一元的に集約し、調査分析を行う。2、消費者行政の司令塔として、各省庁に対し勧告。3番、縦割りを超えて新法を企画立案。4番、消費者に身近な法律を所管。5番、消費者安全法に基づき、すき間事案への対応となっております。

今のところ、市町村との関係におきましては、消費生活センターの設置について、努力義

務及び重大な消費者事故等にかかわる通知義務等が課せられているところでございます。しかしながら、消費者相談に対する市町村の役割は大きくなっていくことが予想されます。したがって、それに対応するために、窓口の設置、職員の資質向上等が今後の課題になると思われまます。

以上でございます。

福祉課長（木下正巳君）

それでは、成年後見制度の普及についてお答えをさせていただきます。

まず、昨年度におきます本市の取り組みといたしましては、成年後見制度を紹介いたしましたパンフレットを市民課の窓口を設置いたしております。それとともに、広報につきましては、地域包括支援センターの紹介をする際に、この制度の簡単な内容紹介を行っております。それから、司法書士によります成年後見相談会のお知らせを掲載いたしております。また、ひとり暮らしの高齢者などが多く接触をされます民生児童委員に対しまして、包括支援センターで出前講座が実施をされているという状況でございます。

それから、成年後見制度の申し立て状況につきまして、御紹介をさせていただきたいと思っております。市長申し立てにつきましては、過去あっておりませんでしたけれども、今年度につきまして2件、市長申し立てで対応しないといけないような事案が出てきております。

また、福岡地方裁判所柳川支部への申し立て件数でございますけれども、これは大川市、それから、大木町とみやま市のうちの旧瀬高町、山川町が柳川支部の管内になりますけれども、ここで後見開始等審判申し立て件数、これが平成19年度で17件、それから平成20年度で23件となっております。また、補助開始等審判申し立て件数が平成19年度で2件、それから平成20年度で3件となっております、平成12年度からの累計で162件の申し立てがあつているということでございます。

以上です。

安全安心課長（野田洋司君）

先ほどの消費生活相談に関連しまして、安全安心課のほうからお答えをいたします。

安全安心課のほうには、課内に安全安心相談室というのを設置しております。相談内容につきましては、犯罪被害者への防犯対策やその解決方法、暴力団等被害への対処方法、犯罪被害者に関する相談などを受け付けております。御質問の消費生活に関する相談としては、振り込め詐欺や悪徳商法などの詐欺、恐喝などの被害についてお受けをしております、緊急性、悪質性などがあるような場合は、柳川警察署と連絡をとりまして、解決方法などをアドバイスしております。

また、当相談室では、専門的なアドバイスができますように、元警察官の相談員を配属しております、相談者のお悩みに親身になって解決のお答えができるように努めているところでございます。

なお、4月から現在までの相談件数は37件でございます。訪問販売や電話販売、インターネットでの架空請求、悪質メール、暴力団関係の問題、それから自転車盗難、近隣トラブルなどのさまざまな相談がっております。

以上でございます。

市民課長（山田明寛君）

諸生活相談に関連しまして、法律相談の現況についての質問がありましたので、お答えを申し上げたいと思います。

本市で実施している市民相談としては、行政相談員による行政相談、人権擁護委員による人権相談、法律問題の相談として、弁護士による無料法律相談があります。これによって市民の心配事や不安の解消に努めているところであります。

議員御質問の弁護士による無料法律相談は、久留米市にあります福岡県弁護士会筑後部会に委託することによりまして、毎月第2、第4水曜日に開催をいたしております。第2水曜日は柳川市民会館会議室、第4水曜日は大和庁舎、三橋庁舎で交互に開催をいたしております。相談時間は1件当たり20分で、1日8件の相談枠を設けています。予約受け付けの状況は、受付日から二、三日で満杯ということになりますけれども、キャンセルが発生することもありますので、キャンセル待ちの受け付けもあわせて行っております。

昨年度の利用状況を見ますと、192件の相談受け入れ枠に対しまして178件の相談を受けました。内容を見ますと、離婚、相続などの家事相談が70件、土地の境界などの不動産関係相談が29件、サラ金などの債権債務相談が21件、その他となっております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきたいと思います。

災害時要援護者避難支援プランについて再度お伺いしたいと思いますけれども、先ほどの答弁でおっしゃったように、10月からプラン作成に取りかかっているということで、今回まで6回の会議をもって全体計画を今年度中にまとめるということでございます。6回の会議の中で、要援護者に対する考え方、また支援をされる方の体制、こういったことがどういう計画になっているのか、お知らせをお願いします。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの御質問、要援護者の対象者並びに避難支援者の体制についてお答えをいたします。

まず、要援護者の対象につきましては、福祉課と協議をしております。高齢者のみの世帯や障害者などの世帯で、そのうち在宅世帯であって自力では避難することができないと、また、家族や近くに親戚など一緒に避難できる人がいらっしゃらない方としております。これをプラン案として御提案させていただき予定にしております。

また、避難支援者につきましては、今年度、福祉課で整備を進めております要援護者ネットワーク台帳の整備を進めております。これを活用しまして、日ごろの見守り活動、それを中心に、それとともに災害時には安否の確認や避難行動の支援協力をお願いしたいと考えております。

具体的には要援護高齢者等台帳管理システムと申しますけれども、こちらのほうに防災カードという欄が設けられます。こちらのほうに名を挙げていただきます地域の民生委員さんや行政区長さんを初め、向こう三軒両隣の方、成壮年の方、体育指導員や消防団OBなど、活動的な方に御支援をお願いしたいと考えております。

そして、避難支援者になっていただく方には、災害時には、まず第一に要援護者の安否の確認をしていただくということと、その次に、要援護者の方を支援者の御家族と一緒に避難していただくということなどをお願いしたいと考えております。さらに、要援護者の救助とか捜索が必要となった場合には、無理をせずに市の災害対策本部や警察署に御連絡をいただき、現場へは消防署員や消防団員、市職員、警察署員などが出動をするということでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。対象になれる方、また支援者の考え方等々、答弁していただきましたけれども、ここで福祉課が持っているネットワーク台帳ですか、こういった発言ですけれども、これはどういう内容になっているかということをお聞きしたいと思うんですけれども、どういう目的でどういう過程でつくられてきているのか、内容的なものをちょっと詳しくお願いしたいと思います。

福祉課長（木下正巳君）

それでは、先ほどの要援護高齢者等台帳管理システムについて、簡単に御説明をさせていただきますと思います。

先ほど、安全安心課長のほうから要援護者の対象について説明がありましたけれども、これらの方につきましては、登録のための意思確認をします。その際に、その人の個人情報はもちろんですけれども、緊急連絡先、それから協力員の方、それと、かかきつけ医療機関名、あるいは病歴などを情報として収集いたしまして、その情報をもとに個別の避難支援プランを作成するようにいたしております。

このシステムといいますのがゼンリンの地図とリンクをいたしておりますので、要援護者や協力員、民生委員さんの住所を入力いたしますと、自動的にゼンリンの地図にその場所を明示するようになっております。それによりまして、要援護者の家を中心とした支援体制の図面が作成できるようになっております。また、要支援者を中心としたネットワーク図、防災カードというのが作成できるようになっておりますので、そういったのを要援護者の家の柱

とかに張っていただいて、何かあったときに、その家に行かれた方がすぐ対応できるような、そういった防災カード等を作成するようにしております。

なかなか言葉でわかりにくいところもあると思いますので、ぜひ一度、福祉課のほうに足を運んでいただきますと、その機械と一緒に説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2番（古賀澄雄君）

今のネットワーク台帳の作成に当たっては、今後進められていくと思いますが、その対象になれる人というのは柳川市でどれくらいいらっしゃるのかですね。そこら辺がわかればちょっとお願いしたいと思います。いいでしょうか。

福祉課長（木下正巳君）

今回のプランで、要援護者として考えております対象者とその人数について報告をさせていただきます。

まず、65歳以上のひとり暮らし、それと高齢者のみの世帯につきましては7,936人、それから、身体障害者手帳の交付を受けている方で3,967人、療育手帳の交付を受けている方が429人、それと、あと精神関係での自立支援医療費の支給認定を受けている方が701人、それと難病患者ということで470人、合計延べ1万3,503人ということになっています。これらの方に対しまして、これからどういう方式にするのか、手挙げ方式にするのか、まだ決定しておりませんが、要援護者としての登録のための意思確認を行っていきたいというふうに思っております。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。1万3,503人という対象者でございますけれども、これが災害時における要援護者イコール 同じというようなことではないですね。

福祉課長（木下正巳君）

これがすべて要援護者ということではなくて、本人の意思を確認しながら要援護者としての登録を進めていきたいと思っております。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。その個別の調査が来年度に入ることですか。

福祉課長（木下正巳君）

高齢者の方につきましては、以前、民生委員さんの御協力によりまして、ひとり暮らし台帳というのを持っておりますので、それをもとに今年度にも調査に取りかかりたいと思っております。ただ、障害者の方につきましては来年度からということになるのではないかと思っております。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。次に、支援者のほうでございますけれども、先ほどこのネット

ワーク台帳に区長さん初め民生委員さん、それぞれお手伝いをしていただくと、こういうリストに挙げて管理していくということですが、もともと柳川市においてはこの防災計画の中で自主防災組織を設置するということがうたってあるわけですが、この件についてはどういふふうに考えてあるのか、お伺いします。

安全安心課長（野田洋司君）

自主防災組織の組織推進ということでお尋ねがっておりますけど、本市におきます自主防災組織の組織化は進んでいないのが現状であります。本市におきましては、自主防災組織を地域に広げていくというにはまだまだ年数を要しますし、組織化されない地域がどうしても出てくるかと考えております。

しかしながら、大規模災害に備えるためにも、組織化については今後も推進を図ってまいらなければならないと考えておりますけれども、今回のプラン案での支援者には、まず、先ほど御説明しました要援護者ネットワークの皆様にご協力をお願いし、支援体制を立ち上げてまいりまして、今後、自主防災組織につきましては組織化されたところから加わっていただくことにしてまいりたいと考えております。

また、今回の支援のネットワークづくりが自主防災組織の組織化につながっていくものと考えているところでもございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。今回の福祉課が進めておるネットワーク台帳をもとにして、地域がそういった自主防災の体制に移行できるんじゃないかと、こういうお話だと思っておりますが、なかなか将来すぐにできるのかという問題点があるようでございます。

市長のほうにもちょっとお伺いしたいと思っておりますが、こういう地域力といいますか、自主防災組織、こういったものが今日なかなか進めることが厳しいというようなことでございますが、何か課題点といいますか、今後そういったことに対する市長の考えがあればお願いしたいと思っております。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

今、野田課長のほうから自主防災組織、大変厳しい話をいたしました。私自身も平成3年の台風17号、19号襲来、有明海を北上してまいりまして、そのときの最大瞬間風速が60メートルということで、三橋町の体育館でも吹き飛ばすという状況でございました。そういう中において、当時は農業関係については激甚災害の指定も受けたわけでございます。

そのとき感じましたことは、やっぱり地域の中で、それぞれの集落の中でお互い助け合っ、例えば避難をするとか、避難所に連れていくとか、そういう非常に大切なことではないかというふうにご思っているところでございます。日ごろの地域の中でのコミュニティーづ

くりが一番大切なことではないかというふうに考えておりますので、市町村によっては自主防災組織の組織化ができているところがございますので、極力そういう先進地を参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。もう1点、避難所についてお伺いしたいと思いますが、以前これも質問をしておったんですが、障害者の家族のほうから、いざというときの避難所については考慮してくださいという要望書等も市のほうに上がっていると思います。こういったことに対する今回のプランの上でどういうふうなうたっているのか、お伺いしたいと思います。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの、障害者など要援護者の方への避難所についてお答えをいたします。

プラン案には、市が指定しております公共施設とか小・中学校の32の避難施設とは別に、要援護者への対応がより整っている市内の医療機関や介護福祉施設等を医療介護福祉避難所として指定することをプランの中に掲げてまいります。この提案につきましても、これからお諮りをしてまいります同プランの検討委員会には、医師会とか介護福祉事業者連絡会などの関係団体の代表者の方々にも御参加いただいておりますので、御協議をいただきまして、プラン案に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

備えあれば憂いなしと、こういうことでどうか万全な体制が整うように努力のほうをお願いしたいと思います。

それでは次に、消費生活相談についてお伺いをいたします。

先ほど、商工振興課のほうからの答弁では、柳川市の相談件数、福岡県下さまざまな箇所での相談419件ということをお知らせいただきました。また、商工振興課で20年度受け付けた件数29件と、こういう説明があったわけですけれども、この29件について商工振興課のほうとしては見解をお聞きしたいんですが、多いと思われるのか、少ないと思われるのか、そこら辺をちょっとお願いしたいと思います。

商工振興課長（江崎尚美君）

29件が少ないか多いかということでございますけれども、例を申しますと、その前年度が65件でございます。それと、全国的に見ても16年度がピークとなっております、県で申しますと、県の消費生活センターが受け付けた件数で申しますと、16年度が2万2,000件、500件弱だと思います。20年度が今申しましたように、1万4,000を超える件数があっておりますけれども、16年度の特徴としましては、御存じのように社会的な問題となりました、電話等を使いまして振り込め詐欺等々が発生した時期でもございます。件数につきましては、具体的

に16年度をピークに全国的にも減ってはおります。いろんな体制が整ってきたこともあるかと思いますが。しかしながら、その内容につきましては、今申しましたように非常に高度化といえますか、悪質化しておりまして、特に高齢者等の皆さんを対象としたものも発生しておるところでございます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

それともう1点は、今、商工振興課で対応されているということですが、これは十分であるかどうか、ちょっとお願いします。

商工振興課長（江崎尚美君）

十分であるかということですがけれども、それは私はちょっとわかりませんが、消費生活相談は商工振興課だけではございませんで、安全安心課と連携を密にしましてやっております。特に悪質な事案につきましては、今説明がありました警察のOBの方がおられますので、そういうところにまた指導をお願いしているところでございます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。なぜそういったことをお聞きしたかということですが、これは荒尾市が取り組んであることを最近新聞で拝見したわけですがけれども、消費生活相談室を市役所1階の総合案内所前に設け、専門の相談員が市民からの相談を受け付け、解決に向けた助言や情報提供などを行っている、こういう新聞があったわけですがけれども、これは御存じでしょうか。御存じであれば所見をお願いしたいと思います。

商工振興課長（江崎尚美君）

新聞で拝見いたしております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

拝見をいただいているということでございますね。ありがとうございます。

私の考え方というか、この相談に来る方というのは氷山の一角とまでは言いませんが、まだまだ来る方はいいほうではないかというふうに思っています。高齢者の方で悪徳商法のえじきになって、ずっとなり続けられる人がありました。その人は悪徳商社の仲間同士で、その高齢者の方のリストを回しておったわけですね。いわゆるターゲットにして、あらゆる種類のそういう悪徳商法を本人に投げかけておったわけですね。本当にそういった相談等を受けまして、かわいそうに思いました。

かれこれたくさんあると思いますが、そこで本市でも、今、庁舎の案内の横といいますが、市民相談室がありますが、お聞きしたところ、ほとんど使われていないというようなこともちょっと聞きましたが、そこにこの大和庁舎商工振興課の職員さんが相談に対応されている

ところを、柳川庁舎に専門相談員を置いて、先ほど安全安心課のほうからも答弁いただいたように、専門家がここにもいらっしゃるといことで、連携を密にして事案ごとにしっかり取り組まれたらいかかなと、こういう思いですけれども、いかがでしょうか。

商工振興課長（江崎尚美君）

消費生活の相談につきましては、議員のおっしゃるとおり、総合窓口のほうでも強化をしなければならぬとは思っております。事案といたしましては、そういうことが発生しましたら直ちに商工振興課並びに、今申しましたように安全安心課に連絡が行きまして、緊急を要する場合は安全安心課で対応するというところで、また、具体的にお話ができる、商工振興課で対応することができるかと判断した場合は、もし大和庁舎までおいで願うことができれば、具体的に担当職員がある程度研修を積んでおりますので、わかるところまでゆっくりとお話できる体制は整っておると考えております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。今回の消費者庁の発足という中でも、やはりたらい回しの回避ということを重視されているような内容にもなっておりますが、これはみやま市のことですが、国は経済危機対策、地方消費者行政活性化基金、これを活用して弁護士を相談員に迎えて取り組んでおると、こういうお話でございますけれども、こういったことについては本市はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

商工振興課長（江崎尚美君）

みやま市については、ことしの8月から消費者行政活性化基金を使いまして、消費生活に関する法律相談を始められたということでございます。柳川市におきましては、今申しましたように、以前からすべてにわたる法律相談を既にやっております、また、それに加えて法律相談ということになりますと、関係課ともう一回、どういう事情があるかとか等を含めまして検討をしていきたいと思っております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。もろもろ説明をいただきました。次に、法律相談について少しお伺いをしたいと思います。

私も、この法律相談に申し込まれる方のお話を聞いたわけですが、いわゆる相談受け付け日が外れると、なかなかもう8名が埋まっていると、こういったお話があったものですから、この質問に至ったわけですが、やはり相談時間20分ということについては、ケースによっては十分だろうかということを考えるわけです。そういったことで、もう少し充実できないのか、こちら辺をお伺いしたいと思います。

市民課長（山田明寛君）

先ほどお答え申し上げましたけれども、法律相談の現況につきましては、予約の受け付け状況は、予約日からおおむね二、三日で埋まってしまうと。1日で埋まってしまうこともあります。おおむね二、三日で予約がいっぱいになるということを言ってあります。それと、キャンセルも発生をします。キャンセル待ちの受け付けもあわせて行うということにしております。

年間、昨年度の実績ですけれども、年間の状況を見ますと、192件の相談枠があります。結果的には178件の相談を受け付けたということで、数的に14件ほどの未使用の枠が出てきたということになっております。

相談時間ですけれども、20分ということで一応のめどを立てておりますけれども、20分以内で終わることもあるし、例えば30分、長いときは40分という、案件によりましてはそういうふうな状況になっていることもあります。

昨日、柳川市民会館のほうで無料法律相談を開設いたしました。その状況を御紹介いたしますと、1時から始まりましたけれども、最終的には予定よりも30分ほど早く終わったということで、内容的に早く相談ができた内容であったかもしれませんが、そういった時間もあると。オーバーすることもあるということで、20分の時間は一応のめどというふうにとらえていただいで結構だというふうに思います。

議員の御指摘には、近年の社会状況なり経済状況等を考えると、いろんな市民の方の相談が多くなってくるのではないかと。だから、無料法律相談を充実するべきではないかということだろうというふうに思います。今後、無料法律相談の充実については、実態に合わせて、適宜対応をしていきたいということに考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。私は、枠を拡大する時期が来ているんじゃないかと、こういうことで質問をしておるわけです。

市長にもちょっとお伺いをしたいと思いますが、相談を受ける本人にとりまして、法律相談を受けることに至ったことについては大変深刻な問題であろうかと思えます。本人の心の動揺、また冷静な判断力、そういったことが不安視される中で弁護士に相対するわけでございますので、弁護士によるアドバイスが的確に結果に結びつくかということについては非常に厳しいと言わざるを得ない、こういう考えを持っています。

一般的に弁護士料は1人30分で5千円と、こういうことを聞いているわけですけれども、緊急を要する相談もあると思えます。私は柳川市の規模からして、週1回ぐらいの相談日の枠が必要ではないかと、こういうふうに考えます。また、私個人的にはアフターケアといえますか、フォローする人をつけることも必要ではないかと、こういう考えを持っています。しかし、行政がどこまで踏み込んでいいのかということについては厳しいところがあると思えます。そこで、このようなことをカバーする上でも、弁護士の相談に余裕を持たせて取り

組むことが大切ではないかと、こういう考えを持っておるわけです。市長にその見解をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

山田市民課長からのほうからの話では、現行の相談の件数、また、そういう制度の中での若干まだ余裕があるということですが、しかし、今議員のほうから御指摘がありますような形、本当に深刻な相談、ある種また緊急急施事件もあるかと思えます。そういう問題につきましては、今後十分検討をしていきたいと思えます。ただ、予算が伴いますので、そこら辺も議会の了解を取りつけないといけませんので、今後、検討課題として、きょうは要望として受けとめさせていただきます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。次に進ませていただきます。

成年後見制度の普及ということですが、3年前の現市長の答弁ですけれども、判断力が低くなった人のために福祉サービスの代行申請など、地域福祉権利擁護事業の活用についても社会福祉協議会と連携し、地域ネットワークの構築や制度を利用しやすくなる相談体制を図っていかねばならないと、こういう答弁をいただいておりますが、そこで、いわゆる連絡協議会といったもの、またネットワークの構築、こういったことが進められているのか。また、今後検討される余地があるのか、お願いをしたいと思います。

福祉課長（木下正巳君）

まず、連絡協議会についてでございますけれども、高齢者等の相談窓口といたしまして、福祉課、それから健康づくり課、社会福祉協議会、あるいは在宅介護支援センターや包括支援センター等があるわけですが、現在も個別的にはそういった連携というのはとっておりますが、なかなか各機関で得た情報を共有するということできていないという状況にあります。

そこで、各機関が得た情報を共有しまして、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりを促進するために、高齢者支援会議というのを立ち上げを検討しているところでございます。そうすることによりまして、認知症などで判断能力が十分でない人などを支援するネットワークの構築等もできるものと思えますし、また、困難事例の各機関の専門的見地からアドバイス等を受けられますので、その人に合った的確な対応ができることにつながるというふうに考えております。

それから、質問の中にありました地域福祉権利擁護事業についてでございますけれども、これは平成20年4月から日常生活自立支援事業ということで変更をされております。当然、この事業の活用につきましても社協と連携をとりながら、必要な人に必要なサービスが受けられるような支援体制をこの支援会議の中でつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。じゃあ、最後。今回、市長申し立てが今年度2件見込まれているというお話ですけども、その予算と今後の対策についてお伺いしたいと思います。

福祉課長（木下正巳君）

本年度の予算につきましては、市長申し立て分といたしまして、2名の予算を計上しております。これについては先ほど申しましたように、今年度2名の利用が見込まれるということで、今後、ひとり暮らし高齢者もますます増加していくと思いますし、また、家庭崩壊といえますか、親の面倒を見ない子供等も出てきております。今後、この後見制度の市長申し立て件数も増加することが十分に考えられますので、このことから来年度の予算の増額が必要になってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

今年度の予算の金額、これがわかればお願いしたいと思いますし、また、来年度における拡充についてはどれくらいの計画なのか、あればお願いしたいと思います。

福祉課長（木下正巳君）

21年度の予算といたしましては、弁護士、司法書士の相談料ということで42千円、それから、市長申し立て費用ということで手数料、これが237千円。それから、扶助費ということで後見人等に報酬費用助成ということで1,104千円の予算を組んでおります。

来年度予算につきましては、今のところまだ何名分ということではしておりませんが、財政等とも協議しながら人数決定をしていきたいと思っております。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。今回は市民の暮らしの安全安心ということで全般的にお伺いをいたしました。どうか執行部におかれましてはしっかり取り組んでいただいて、市民重視の体制をしっかり作り上げていただきたいと、こういう希望でございますので、よろしく願いしておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもって、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時52分 散会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

平成21年9月25日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

## 2. 欠席議員

な し

### 3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	山	田	政	徳
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	藤	木		明
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	石	橋	正	次
企	画	高	田	淳	治
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦

### 4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

### 5 . 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について  
 日程(2) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

議案第51号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

2．産業経済委員長報告について

議案第58号 柳川市観光案内所条例の制定について

議案第62号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

請願第21号 鉱泉の地下水脈調査についての請願書（継続分）

3．建設委員長報告について

議案第52号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定について

議案第57号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

4．教育民生委員長報告について

議案第47号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 平成20年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第56号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

5．決算審査特別委員長報告について

議案第46号 平成20年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案第67号 地方財政の安定的運営に関する意見書について

追加日程（4） 議案第68号 天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議について

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。

平成21年第5回柳川市議会定例会最終日の日程等について、9月24日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第67号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（龍 益男君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

ここで、金子市長より発言の申し出がっております。

市長（金子健次君）（登壇）

おはようございます。9月9日の藤丸正勝議員の一般質問の総合運動公園整備についての答弁中、「  
〔発言取り消し〕」の部分  
につきましては、発言の取り消しを申し出いたします。

発言の取り消しの理由といたしまして、6月定例会において、菅原議員が一般質問された総合運動公園の整備についての私の答弁では、国庫補助金や合併特例債等の財源の内訳についての説明はいたしましたが、具体的な市の負担額までは申し上げておりませんでした。過去、私自身が振り返りますと、機会あるごとに公の場で、市の負担額まで発言した記憶が

ございます。今回の一般質問では、そのことを混同して発言したものでございます。深くおわびを申し上げます。発言の取り消しについては、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

議長（龍 益男君）

ただいま金子市長から、9月9日の藤丸正勝議員の一般質問の総合運動公園整備についての答弁の中で、「  
〔発言取り消し〕」の部分について、取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

22番（藤丸正勝君）

今、発言の取り消しはわかりますけど、「このことについて」ということで、前段は何を言ったのかというのがわからないわけですよ。その前段の部分からの取り消しをしてもらわないと、何のことかわからないわけですよ。市長が言っているのは、「市の負担は試算いたします」という文面から、この6億円というのが出ておりますので、そのところからの取り消しじゃないとわからないわけですよ。どの部分を取り消したか。

市長（金子健次君）

少しだけ、それなら発言したことについて、（「前段がわからないわけですよ」と呼ぶ者あり）申し上げたいと思います。「事業費を30億円と見込みますと、国庫補助金、合併特例債、これを合併をしてから10年間しかできませんけど、合併特例債を有効に活用した場合、市の負担は試算いたしますと6億円弱じゃないかというふうに想定をいたしております」、ここまではいいんですね。（発言する者あり）はい、いいですね。

「このことについては」、要するに「6億円弱じゃないかというふうに想定をいたします」の部分について、実際の柳川市の負担額を菅原議員に対しても当時6月議会でお答えしたんじゃないかというふうに私が勘違いをいたしまして、このことについてはそういう意味でございます。この「6億円弱」ということになると思います。そういうことで、「

〔発言取り消し〕」ということで、その部分の「このことについて」から「ございます」までの訂正、削除をお願いしたいという発言でございます。よろしくお願いいたします。（「前段からの取り消しをお願いします」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

藤丸議員、ようございますか。

22番（藤丸正勝君）

はい。

議長（龍 益男君）

お諮りします。ただいまのこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認めます。よって、金子市長からの発言取り消しの申し出を承認することに決定しました。

議長において、後日記録を調査して措置することにします。

日程第2 各委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程2 . 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4、結 果

##### (1)議案第51号

認 定

本案は、平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成20年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

##### (2)議案第54号

原案可決

本案は、平成21年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正前の予算額「271億3,156万5千円」に「19億1,665万8千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「290億4,822万3千円」としようとするものであります。

審査の過程において、市民協働推進費では募集にあたっての具体的な計画と推進体制、住宅手当緊急特別措置事業費の就労支援業務委託料では業務内容と委託先、女性特有のがん検診事業費では対象者の年齢区分の決定根拠、商店街等実態調査委託料では調査の目的と調査事項等、漁業団地整備費では事業計画期間内で完了しなかった場合の国県補助のあり方等について活発な質疑がありました。

また、委員より、執行部に対し、今回の補正予算については、その多くが国の第1次補正予算の対応事業となっているが、新内閣発足により、補正予算の執行停止・組替えも想定されるため、本市の財政運営に悪影響を及ぼさないよう国への要望と動向を見極めながら予算執行されたいとの意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）

おはようございます。産業経済常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月30日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、並びに、9月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4、結 果

(1)議案第58号 原案可決

本案は、柳川市観光案内所条例の制定についてであります。

本案につきましては、指定管理者について質疑がありました。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(2)議案第62号 原案可決

本案は、柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案につきましては、維持管理費の算定方法について質疑がありました。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(3)請願第21号 不採択

本件は、鉱泉の地下水脈調査についての請願書です。

委員より、厳しい財政状況であることなどの意見がありました。

審査の結果、当委員会といたしましては、賛成少数で不採択することに決定いたしました。

以上で産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

9月4日の本会議において付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

#### 4、結 果

##### (1) 議案第52号

原案認定

本案は、平成20年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「17億6,006万2,539円」に対し、歳出総額は「17億3,595万8,306円」で、歳入歳出差引額は「2,410万4,233円」となり、21年度への繰越明許費繰越財源「253万円」を除いた実質収支では、「2,157万4,233円」の黒字となっています。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり認定することに決定いたしました。

##### (2) 議案第53号

原案認定

本案は、平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

事業収益総額「13億5,663万7,022円」、事業費用総額「12億3,724万4,943円」、差し引き「1億1,939万2,079円」の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は、「1億644万1,655円」となっています。

次に、資本的収支決算については、収入総額「3億5,278万7,515円」、支出総額「7億8,854万7,941円」、収入額が支出額に対し「4億3,576万426円」の不足となっています。この不足額については、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と建設改良積立金で補てんされています。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた「4億2,446万3,491円」を平成2

1年度へ繰越しされています。

本案については、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受け、委員より未納金や不能欠損に対する質疑があり、未納金の徴収努力を求める意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり認定することに決定いたしました。

(3)議案第57号

原案可決

本案は、平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、法改正に伴い地方債の借入先である「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」へと改めるものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして建設常任委員会の報告は終わります。

議長(龍 益男君)

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長(太田武文君)(登壇)

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

9月4日の本会議において当委員会に付託を受けました議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4、結 果

(1)議案第47号

認 定

本案は、平成20年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、収納率減少の原因や保険給付費の不用額について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決定致しました。

(2)議案第48号

認 定

本案は、平成20年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決定致しました。

(3)議案第49号

認 定

本案は、平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決定致しました。

(4)議案第50号

認 定

本案は、平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、償還の状況について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決定致しました。

(5)議案第55号

原案可決

本案は、平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(6)議案第56号

原案可決

本案は、平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月4日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4、結 果

##### (1)議案第46号

##### 認 定

本案は、平成20年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算につきましては、歳入総額「264億5,924万7,458円」、歳出総額「260億3,240万975円」で、歳入歳出差引「4億2,684万6,483円」となっております。そのうち、翌年度へ繰り越すこととなった財源「7,111万3,425円」を差し引き、実質収支で「3億5,573万3,058円」の黒字決算となっております。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出決算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、主に、市税・保育料・住宅使用料等の滞納対策や地方譲与税及び地方消費税交付金等の減額要因について質疑がありました。

歳出審査では、歳出科目全般にわたる消耗品の支出内容、行政区適正化委員会における行政区の運営に関する検討結果、本会議インターネット中継のアクセス状況、交通安全対策費の報酬や補助金の現状、地方バス運行維持費補助金として支出している市内バス路線の利用状況、東山老人ホームの今後の運営方針、感染症予防費の海苔網等消毒業務の実施状況、健康診査がん検診の受診状況、塵芥処理施設の維持補修と今後の見通し、転作作物として奨励したつぼみ菜の成果と新たな品目の開発、クリークの整備・維持管理の状況、非灌漑期における水不足への対策、企業誘致・企業支援等の状況、市営駐車場の管理運営状況、狭隘道路の改良工事の状況、小中学校教科書の採択手順、柳川人物伝の配布状況と今後の増刷予定、市民会館等の指定管理者の経営内容等について質疑がありました。

当委員会といたしましては、審査の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時54分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を、各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第51号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第54号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

12番（荒木 憲君）

12番荒木でございます。

産業経済委員長報告の請願第21号について、ちょっと御質問いたします。

委員長報告によりますと、厳しい財政状況であるから、当委員会としましては賛成少数で不採択という決定に至ったということでしたけど、予算的にはどのくらいの費用がかかったのか。また、この中山の鉱泉ですね、いつごろ廃止になったのか、そういった議論はされたのか、また、もともとある鉱泉だと聞いております。新たな鉱泉との財源的な違いが明確に記されていないもので、その辺をお聞きしたいと思います。

産業経済委員長（樽見哲也君）

荒木議員の御質問にお答えします。

私たちの産業経済委員会では、鉱泉水脈調査の金額については、執行部からのはっきりとした金額提示はありませんでしたが、掘削工事になると1億円ほどの予算が必要ということが予想されるということで、今後、温泉施設の建設などの予想があるため、既存の施設等を比較すると維持管理費など現在の当市の財政状況が厳しいことが挙げられました。現在、大藤などの資源を生かした活性化を目指したほうがよいのではないかなという意見がありました。

12番（荒木 憲君）

12番荒木でございます。

そしたら、今ある鉱泉、もともとある鉱泉だから、そういった議論はされていなくて、例えば、大体1キロぐらい掘った値段が1億円ぐらいかかるという話は聞いておるんですよ。だから、もともと中山には鉱泉あったわけでしょう。あったんだったら何メーターかでその水質調査はできると思うんですけど、そういう議論はされたのか、されていないのか、その辺をお聞きします。

産業経済委員長（樽見哲也君）

そういう議論はございませんでした。

12番（荒木 憲君）

そしたら、私、これは意見として言っているものか悪いのか、質疑にならないと思うんですけど、いろんな切磋琢磨ということをやりながら不採択なら不採択としてほしかったわけです、私としては。やっぱり調査もしないで何メーターぐらいあるのかなと。例えば、どこどこが1億円ぐらいかかるばんもじゃ、ちょっとこれは審査したと僕は言えないと思うんですよ。その辺をちょっと考えてほしいなと思います。

以上です。

14番（竹井澄子君）

14番竹井でございます。

同じ質問でございますけれども、請願第21号に対する質問です。

これは私が請願いたしましたけれども、土井の湯というのがあって、源泉にふたをしている状況でございます、何メートル掘るのどのという問題ではございません。ですから、そのふたをしている鉱脈の鉱泉の中をどのくらいの効能があるのか、量的にどのくらい出るのかということ进行调查していただきたいということで、これは少子化がもう待ったなしの校区でございますので、地域活性化の上ということで校区民挙げての請願ということをぜひお酌み取りいただいて、継続という形に持っていただければというふうに切に思っておりますが……。 (発言する者あり) いや、ごめんなさい、もう不採択ということで出ておりますが、この意義をどこまでとらえられたのか、質問いたします。

産業経済委員長（樽見哲也君）

委員会ではいろんな意見が出ましたけど、まず調査したら、どんどんと進んでいくだろうという話も出まして、やはりこの厳しい財政状況ということが一番の皆さんの御意見でございました。それで、賛成少数で不採択ということになりました。

14番（竹井澄子君）

とても素晴らしい温泉で、地域活性化の柳川市の活性化につながるようなものになるかもしれないという思いはなかったのでしょうか。

産業経済委員長（樽見哲也君）

それは、思いはありますけど、いろんな意見が出まして、新幹線もできる、駅もできるという話もいろいろ出ましたけど、やはり現在、大藤の資源を生かした活性化で、大分そこにもいろいろな経費もかかっているというような意見も出まして、やはり温泉といいますか、調査をすれば進んでいくだろうというような意見も出まして、不採択ということになりました。

14番（竹井澄子君）

最後の質問になりますけれども、この場所は大藤の公園の真ん前でございまして、これが活用されることで相乗効果が生まれるという考えもなかったのでしょうか。そこまでお尋ねしておきます。

産業経済委員長（樽見哲也君）

そういう意見はありませんでしたけど、やはり大藤をやりたいと、みんなで盛り上げていきたいというような意見は多く出たところでございます。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 柳川市観光案内所条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第62号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第21号 鉾泉の地下水脈調査についての請願書（継続分）は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本件に対する産業経済委員長の報告は不採択であります。請願第21号 鉾泉の地下水脈調査についての請願書（継続分）を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑通告者がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第52号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第53号 平成20年度柳川市水道事業会計決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の

方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第57号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第47号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第48号 平成20年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第49号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第50号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第55号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第56号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

ほかに討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

これにて討論を終結します。

それでは、本案について採決いたします。本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案第67号

議長（龍 益男君）

日程3 議案第67号 地方財政の安定的運営に関する意見書の提出についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

議案第67号について提案理由の説明を申し上げます。

去る8月30日に行われました衆議院総選挙の結果、地方財政を初め、国の主要政策の転換が予想されます。今後、地方においては、来年度の予算編成や行政執行に大きな影響が生じる懸念があります。したがって、国の来年度予算編成については、年内編成、年度内成立、地方財政の枠組みを早期に示すとともに、今年度の国の第1次補正予算についても地方向けの基金、交付金の予算組み替えや執行停止を行われぬよう、国に対し意見書を提出するものであります。

議員各位におかれまして、御賛同いただきまして、速やかに御決定いただきますようお願い

い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（龍 益男君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第67号 地方財政の安定的運営に関する意見書の提出については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時20分 休憩

午後0時4分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま島添議員外28名から、議案第68号 天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議についてが提出されました。所定の賛成者がありますので、本案は成立しております。

お諮りいたします。この決議案につきまして、日程に追加し、追加日程4として直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、この決議案を日程に追加し、追加日程4として直ちに議題とすることが可決されました。

追加日程第4 議案第68号

議長（龍 益男君）

追加日程4 議案第68号 天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

1番（島添・也君）（登壇）

こんにちは。先ほどの全員協議会の決定に従いまして、今上陛下の御即位二十年奉祝賀詞決議について御提案申し上げるものであります。

この件につきましては、全国的な奉祝の機運の盛り上がりの中、当議会といたしましても公私連動するものでございます。

提案理由につきましては、この賀詞決議文を読むことによってかえさせていただきたいと思っております。

賀 詞

天皇陛下におかせられましたは  
本年 御即位二十年をお迎えになられ  
誠に慶賀に堪えません  
天皇陛下 皇后陛下の万歳をことばぎ  
ここに柳川市議会は市民を代表して  
謹んでお祝いを表し奉ります

以上、よろしく御賛同お願いいたします。

議長（龍 益男君）

お諮りいたします。議案第68号 天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議については質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、平成21年第5回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後0時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 龍 益 男

柳川市議会議員 古 賀 澄 雄

柳川市議会議員 山 田 奉 文